

## 第四次循環型社会形成推進基本計画第 1 回点検「国の取組に係る進捗状況表」(案)

(第四次循環基本計画 5. 国の取組の項目)	計画策定から現在までの進捗状況	課題及び今後の取組方針
5. 1. 持続可能な社会づくりとの統合的取組		
<p>(環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的向上)</p> <p>①資源の循環、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を図るため、地域の特性に応じて、循環資源、再生可能資源、ストック資源や地域の人材・資金を活用する自立・分散型社会を形成しつつ、森・里・川・海の自然的なつながり、資金循環や人の交流等による経済的なつながりを深め、地域間で補完し合う「地域循環共生圏」の形成に向けた施策を推進する。</p> <p>②廃棄物処理業者における人材の確保・育成、労働環境・処遇の改善や事業における付加価値向上等による生産性向上の取組を促進するため支援策の検討を進める。</p> <p>③排出事業者の意識改革、優良産業廃棄物処理業者の育成・優良産廃処理業者認定制度の活用、電子マニフェストの加入率の向上、環境配慮契約の推進などにより、健全な競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図るための施策について検討を進める。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の構想を踏まえた事業計画の策定に必要な支援を行う専門家チームの形成・派遣等に取り組み、地域の課題と企業等のソリューションとのマッチング等の機能を有するプラットフォームの構築を進めています。【環境省】</p> <p>(2) 多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む 10 の実証地域を選定し、多様な主体によるプラットフォームづくり、自立のための経済的仕組みづくり、人材育成等に向けた地域の活動を支援しました。【環境省】</p> <p>(3) また、各地で地方公共団体や企業、さらには住民が一体となって進める、経済合理性、持続可能性を有する地域循環型の取組を底上げし、推進していくため、地方公共団体による地域循環共生圏の構築を目指す先進的な取組を支援しています。【環境省】</p> <p>(4) 森・里・川・海の恵みや自然体験の大切さを子供や保護者等に伝える「森里川海大好き！」や、流域単位で河川の恵みを認識・共有する「ふるさと絵本」を作成しました。さらに、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発しました。【環境省】</p> <p>(5) 地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査に対する補助事業を実施しました。【環境省】</p> <p>(6) 地域循環共生圏の形成に繋がるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップを開催しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理業者の資質の向上に向け、従事者の技能レベル把握や向上のための技術方策の検討、研修教材の開発等を実施しました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 排出事業者が集まる会議等のあらゆる機会を通じて排出事業者責任の徹底とその重要性について周知を行いました。また、排出事業者を指導する立場にある都道府県・政令市の担当部局に対しても通知等を通じて、排出事業者や廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うように依頼しました。【環境省】</p> <p>(2) 2019 年 5 月 29 日に中央環境審議会循環型社会部会に「平成 30 年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」において検討された、優良産廃処理業者認定制度の見直しの具体的な方策について報</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏づくりに関する先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより取組の充実を促していくとともに、地域における事業立ち上げ・継続のための資金調達の仕組み等を検討し、環境ビジネスの創出による持続可能な地域づくりを支援していきます。【環境省】</p> <p>(2) また、地方公共団体による地域資源を活用して地域循環共生圏の構築を目指す取組を評価し、さらに当該取組を全国展開するため、必要な分析・検証を実施するとともに、それぞれの取組の特徴を横断的・体系的に整理していくことで、先進的な地域モデルの確立を目指します。【環境省】</p> <p>(3) 「森里川海大好き！」読書感想文コンクールや、自然の暮らし・文化を語り継ぐ「ふるさと絵本」を作成します。また、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発を図ります。【環境省】</p> <p>(4) 地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査に対する補助事業を引き続き実施する予定です。【環境省】</p> <p>(5) 地域循環共生圏の形成に繋がるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップを引き続き開催する予定です。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、廃棄物処理業者における人材の確保・育成等のための取組を行います。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、排出事業者に対して排出事業者責任の周知・徹底に取り組んでいきます。【環境省】</p> <p>(2) 規則の改正に向けて、引き続き作業を進めていきます。【環境省】</p> <p>(3) 電子マニフェスト普及拡大の取組についても、引き続き取り組んでいきます。【環境省】</p>

<p>④環境省がこれまで実績を積み上げてきたリサイクルや再生可能エネルギー分野において、福島県の産業創成や地域創生など、未来志向の取組を推進する。</p> <p>(環境的側面・経済的側面の統合的向上)</p> <p>⑤サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリングなど2R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響(天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等)について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する。</p> <p>⑥民間企業と連携した取組として、「3R推進月間」(毎年10月)を中心に、多数の企業が参加した消費者キャンペーン「選ぼう! 3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等で実施し、3Rの認知向上・行動喚起を促進する。また、企業との新しい連携体制として、Webサイト「Re-Style」を通じて相互に連携を図る「Re-Styleパートナー企業」を構築し、恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する。</p>	<p>告を実施しました。この報告を踏まえ、優良産廃処理業者の数と質の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。)における優良産廃処理業者の許可の申請に係る手続き及び優良認定基準の見直しを開始しました。【環境省】</p> <p>(3)第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子Manifestの普及率を2022年度において70%に拡大することを目標に掲げたことから、同目標を達成するため、2018年10月に新たな「電子Manifest普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、これに基づき事業者の加入促進、行政機関による利用促進、システム改善に取り組んでいます。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1)未来志向の取組については、2018年8月、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、地元のニーズに応えた、脱炭素やリサイクル、自然との共生などの分野と、福島との連携をより強化していく取組を行う、復興の新たなステージに向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」を発表しました。【環境省】</p> <p>(2)2018年度においては、産業創生への支援として、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物のリサイクル施設を整備する補助事業を採択し、2019年度は、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業において、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT等を活用した営農再開、バイオマス活用による熱電併給等について実現可能性の検証といった取組を行っています。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1)リユース市場に関連する既往統計・業界統計等に関する情報収集や、リユース市場規模の推計を行いました。【環境省】</p> <p>(2)環境保全を前提とした循環型社会の形成を推進すべく、リサイクルより優先順位の高い、2R(リデュース、リユース)の取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、2018年度はIT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業において、先進事例の効果算定手法の検証、取組状況や課題の把握等を行いました。2019年度は4事例について効果算定手法の検証、効果算定手法のガイドラインを検討中です。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1)国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間を通じて運用しています。同サイトでは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、コアターゲットである若年層を中心に、資源の重要性や3Rの取組を多くの方々にも知ってもらい、行動へ結びつけるため、歌やダンス、アニメや動画等と連携した新たなコンテンツを発信しました。【環境省】</p> <p>(2)同サイトと連動して、3Rの認知向上・行動喚起を促進するイベント「Re-Style FES!」を全国で開催したほか、「3R推進月間」(毎年</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1)地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生等の施策を通じて、復興の新たなステージを目指すため、復興まちづくりと脱炭素の両立に向けた支援や官民連携でのリサイクル事業への支援等、「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を進めます。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1)リユース市場の中で急成長しているフリマアプリの実態把握など、2R型ビジネスモデルの把握を進めます。【環境省】</p> <p>(2)IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業で策定するガイドラインを活用し、新たなビジネス形態の拡大を促進します。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1)情報共有の一つの手段として、インターネットを利用し、若い世代に対して恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」を運営し、循環型社会形成に関する最新データやレポート等の掲載、第四次循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図ります。また、SNSを活用し更なる情報発信の効率化を行います。【環境省】</p> <p>(2)引き続き、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう! 3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開します。また、企業と連携体制として、同サ</p>
---	---	---

<p>⑦我が国で発生した循環資源を必要とする国に適切に輸出するなど、リサイクルポートを中心とした国際的な資源循環ネットワークの構築を図る。</p> <p>⑧「インフラシステム輸出戦略」等に基づき、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野のインフラの国際展開支援を行う。具体的には、地方公共団体等とも連携しながら、途上国・新興国における廃棄物処理・リサイクル関連事業の実施可能性調査や個別案件のフォローアップを行う。また、研修・ワークショップ、専門家等の派遣、リサイクル関連技術・システム導入のための実証事業と相手国の地方公共団体・政府との政策対話の一体的な実施等を進める。</p> <p>⑨2017年7月に策定した「環境インフラ海外展開基本戦略」に基づき、途上国のニーズを踏まえた上で、我が国の優れた環境技術や制度を活用した質の高い環境インフラの輸出を促進する。実施に当たっては、二国間政策対話、地域フォーラムを活用したトップセールスやプロジェクト形成に向けた制度から技術、ファイナンスまでのパッケージでの支援を行う。</p> <p>(環境的側面・社会的側面の統合的向上)</p> <p>⑩人口減少社会を踏まえ、コンパクトで強靱なまちづくりを進めることによる災害時の廃棄物発生量の低減、防災インフラの整</p>	<p>10月)を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう! 3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、企業との新しい連携体制として、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を拡大しました。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) これまでに22の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークを構築します。【国土交通省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 我が国循環産業の海外展開の実現可能性調査を支援しました。【経済産業省】【環境省】</p> <p>(2) インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カタール等に対し、協力覚書の締結、政策対話の実施、制度整備支援、合同ワークショップの開催等を実施しました。【環境省】</p> <p>(3) 分散型生活排水処理に係るワークショップ、セミナーを開催することにより、SDGs 目標 6.3「未処理汚水の半減」達成に貢献するとともに、中堅・中小企業も含めて浄化槽の海外展開を支援しました。【環境省】</p> <p>(4) 集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージ案件発掘のためのFS調査を実施しました。【国土交通省】【環境省】</p> <p>(5) タイにおいてWEEE、ELVに関する技術実証事業を実施しました。またタイ政府との政策対話を実施し、当該国におけるリサイクル制度構築支援を行いました。【経済産業省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カタール等に対し、協力覚書の締結、政策対話の実施、制度整備支援、合同ワークショップの開催等を実施しました。【環境省】</p> <p>(2) アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3Rに関する情報共有や合意形成の推進等を目的として、2019年3月にはタイのバンコクで「アジア太平洋3R推進フォーラム」第9回会合を開催しました。会合には、アジア太平洋地域の約40か国から閣僚級を含む500名程度が参加し、会合の成果文書として議長サマリー及び「3R及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けたバンコク3R宣言」が採択されました。【環境省】</p> <p>(3) 分散型生活排水処理に係るワークショップ、セミナーを開催することにより、SDGs 目標 6.3「未処理汚水の半減」達成に貢献するとともに、中堅・中小企業も含めて浄化槽の海外展開を支援しました。【環境省】</p> <p>(4) 集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージ案件発掘のためのFS調査を実施しました。【国土交通省】【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 災害時の災害廃棄物発生量について、これまでの災害における実</p>	<p>イトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を拡大します。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図ります。【国土交通省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、「インフラシステム輸出戦略」、「海外展開戦略(環境分野及びリサイクル分野)」等に基づき、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野のインフラの国際展開支援を行います。【経済産業省】【環境省】</p> <p>(2) 開催国、招聘国を精査することにより、ニーズの高い地域を対象に、より効果の高いワークショップ、セミナーを実施します。【環境省】</p> <p>(3) 集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージの具体的な候補案件の形成をします。【国土交通省】【環境省】</p> <p>(4) 引き続き、技術実証事業・政策対話を実施し、リサイクル制度構築支援を行います。【経済産業省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、途上国のニーズを踏まえた上で、我が国の優れた環境技術や制度を活用した質の高い環境インフラの輸出を促進するとともに、循環型社会の形成に貢献します。【環境省】</p> <p>(2) 引き続きアジア太平洋3R推進フォーラム等を通じてアジア・太平洋地域での取組を進めていきます。【環境省】循環室</p> <p>(3) 開催国、招聘国を精査することにより、ニーズの高い地域を対象に、より効果の高いワークショップ、セミナーを実施します。【環境省】</p> <p>(4) 集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージの具体的な候補案件の形成をします。【国土交通省】【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>(1) これまでの災害における災害廃棄物発生量の実績を踏まえ、人口分</p>
---	---	---

<p>備・維持管理・復旧のための資源投入量の低減等の効果について評価し、必要な施策についての検討を進める。</p> <p>⑪家庭から発生する食品ロスについては、これを2030年までに半減するべく、地方公共団体、事業者等と協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上を図るとともに、使い切れる量の食品を購入すること、残さず食べ切ること、未利用食品を有効活用することなど、家庭において食品の購入や調理等の際の具体的な行動の実践を促進する。</p>	<p>績を検証し、被災家屋の構造や耐震性の違い等による災害廃棄物発生量の推計手法の検討を実施しています。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2019年5月に『外食時のおいしく「食べきり」ガイド』を公表しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(2) 2019年5月に議員立法として成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、同年10月1日に施行されました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(3) 2019年7月に農林水産省と環境省の合同の審議会における議論を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の基本方針を見直しました。新たな基本方針では、消費者の役割として家庭からの食品ロスの削減に努めることや、小売店において過度な品揃えを求めないことなど、消費者の意識及び行動の変革が重要であることが示されました。【環境省】</p> <p>(4) 2019年8月1日に開催した全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催による「食べきり塾」について実施の支援を行いました。【環境省】</p> <p>(5) 2019年10月30日、31日に徳島県、徳島市及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、消費者庁、農林水産省および環境省の共催により、「第3回食品ロス削減全国大会」を徳島市で開催しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(6) 食品ロス削減推進法で定められた10月の食品ロス削減月間に様々な主体に向けて、法の施行の周知と併せて、ポスター展示、食品ロス削減に関する情報をウェブサイトやSNSで発信。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、地方公共団体、食品関連事業者を通じた食品ロス削減の情報発信を行いました。さらに各種イベントに登壇、出席し、消費者へ取り組んでいただけるよう啓発を実施しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(7) 10月の食品ロス削減月間に併せて、2019年10月2日に環境省、毎日新聞社主催「食品ロス削減シンポジウム」を開催し、食品ロスの現状や国の取組についての講演および有識者、料理研究家、ごみ清掃関係者を交えたパネルディスカッションを通じて消費者における理解の促進を図りました。【環境省】</p> <p>(8) 2019年10月26日に仙台、大阪、福岡の3都市の商業施設にて、食品ロス削減に向けた家族向け啓発イベントを開催しました。【環境省】</p> <p>(9) 2019年10月29日に、全国の自治体が食品ロス削減に取り組む際に参考となるよう、先進的な事例の実施の流れ及びポイントを取りまとめた「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル（令和元年10月更新版）」を更新・公表しました。【環境省】</p> <p>(10) 2019年11月25日に「第1回食品ロス削減推進会議」を、2019年12月16日に「第2回食品ロス削減推進会議」を開催しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(11) 2019年12月には消費者庁、農林水産省および環境省は、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、2019年12月から2020年1月までの忘新年会シーズンに、『外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン』に取り組みました。【環境省】【消費者庁】</p>	<p>布、家屋の構造や耐震性、地域特性等を指標として発生量について評価し、必要な施策についての検討を進めます。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2019年度中に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定できるよう検討します。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(2) 地方公共団体における「食品ロス削減推進計画」の策定を促進します。【環境省】【消費者庁】</p> <p>(3) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、自治体の取組事例の情報発信等や消費者等への普及啓発を推進します。【環境省】【消費者庁】</p>
---	---	--

<p>⑫家庭以外から発生する食品ロスについては、SDGs を踏まえた目標を検討するとともに、個社での解決が難しいフードチェーン全体での非効率を改善するための商慣習の見直しの促進、「3010 運動」など宴会時の食べ残しを減らす地方公共団体主導の取組の促進、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及、食品関連事業者の製造・流通段階で発生する未利用食品を、必要としている人や施設が活用できる取組の推進、その他食品ロス削減のための取組の展開等を実施し、製造から流通、消費までの各段階における食品ロス削減の取組を加速化する。</p>	<p>⑫の取組については次のとおり。</p> <p>(1) SDGs を踏まえて、2019 年 7 月に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針において、事業系食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに半減する目標を設定しました。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(2) 2019 年 10 月 1 日に施行された食品ロス削減推進法も踏まえ、事業系食品ロス削減に向け、以下の取組を実施しました。【農林水産省】【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商慣習の見直しについて、2018 年度の実証実験の結果を踏まえ、納品期限緩和の対象品目を拡大しました。さらに、全国の小売事業者における納品期限の緩和の取組状況を調査し、2019 年 10 月の食品ロス削減月間に公表しました。また、2019 年 4 月から 2020 年 2 月に、全国各ブロックで賞味期限の年月表示化セミナーを開催します。</li> <li>・2018 年度及び 2019 年度に、日配品の適正発注の推進に向けた検討・実証を行いました。</li> <li>・2019 年 10 月（食品ロス削減月間）に、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と共同で「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集」に新たな事例を追加・公表しました。</li> <li>・2018 年 9 月にフードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを改正し、衛生管理について記した表を追加等しました。また、2018 年度及び 2019 年度に全国各ブロックでフードバンク情報交換会を開催しました。</li> </ul> <p>(3) 学校における食品ロス削減・食品リサイクル推進のため、「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の 3 R 促進モデル事業」を高崎市及び市川市にて実施しています。【環境省】</p>	<p>⑫の取組については次のとおり。</p> <p>食品ロス削減推進法や事業系食品ロスの半減目標の設定も踏まえて、</p> <p>(1) 個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組や、フードバンク活動を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を推進します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(2) 食品関連事業者、消費者、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、食品ロス削減を国民運動として展開します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(3) 学校における食品ロスの削減・食品リサイクルの推進の取組を実施します。【環境省】</p>
<p>⑬将来、建設副産物の発生量が増加する一方で、民間シンクタンクの予測では、住宅着工戸数は減少すると予想されていることなどを踏まえ、建設副産物が適切に再資源化等されるよう再生材の新規用途の開拓や拡充等を促進する。また、既存のインフラについては、その再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。既存住宅については、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図る。状態が良好な既存建築物については、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行う、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。</p>	<p>⑬の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図りました。【国土交通省】</p> <p>(2) 地域活性化のための移住体験施設や観光交流施設等の用に供するために行う空き家の改修等に要する費用に対して支援を行いました。【国土交通省】</p> <p>(3) 省 CO2 型リサイクル設備技術実証事業において、建設副産物等から発生する有用金属のリサイクル技術・システムに関する検討を行いました。【環境省】</p>	<p>⑬の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図ります。【国土交通省】</p> <p>(2) 引き続き、地域活性化のための移住体験施設や観光交流施設等の用に供するために行う空き家の改修等に要する費用に対して支援を行います。【国土交通省】</p>
<p>⑭高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の在り方について検討する。</p>	<p>⑭の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2018 年度は、全国の自治体に対し、ごみ出し困難者に対する支援の実態を調査しました。【環境省】</p> <p>(2) 2019 年度は、モデル事業を実施する自治体を公募し、課題の抽出、ガイドランス案の作成を行います。【環境省】</p>	<p>⑭の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2020 年度は、引き続きモデル事業を実施する自治体を公募し、課題の抽出、ガイドランスの策定・周知を行います。【環境省】</p>
<p>⑮高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組み関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を</p>	<p>⑮の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 使用済紙おむつの再生利用等の実施に向けた検討を進める自治体の参考となるよう、取組事例等を整理したガイドラインを策定する検討</p>	<p>⑮の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 作成したガイドラインについて、使用済紙おむつの再生利用等の実施に向けた検討を進める自治体の参考となるよう、周知を図ります。【環</p>

<p>行う。</p> <p>⑩循環産業の担い手確保のため、廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持った人材、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献などを十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材の育成に取り組む。</p> <p>⑪「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成15年法律第130号。以下「環境教育等促進法」という。)に基づき、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。</p> <p>⑫SDGs や新しい学習指導要領等を踏まえ、地域の多様なステークホルダーとの協働により、環境問題を含めた地球規模の課題を自らのこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こすことのできる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であるESD(持続可能な開発のための教育)を推進する。また、ESDの視点を取り入れた環境教育を地域で推進するリーダーの育成に努める。</p> <p>(環境的側面のうち資源循環・低炭素の統合的向上)</p> <p>⑬地域でリサイクルすることができない循環資源の広域的なリサイクルを促進するため、静脈物流やリサイクルの拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携の推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内外の静脈物流ネットワークを構築する。</p> <p>⑭循環資源や再生可能資源について、温室効果ガスの排出抑制や輸送コスト削減の観点から、陸上輸送から海上輸送等へのモーダルシフトや、大型船の利用等による輸送効率化に取り組む。</p> <p>⑮食品ロスを削減した上でそれでも発生する食品循環資源については、地域の実情に応じて飼料化及び肥料化等が徹底的に実施されるよう、関係者による取組を促進し、また、飼料化や肥料化が</p>	<p>会を開催しており、年度内にガイドラインとしてとりまとめる予定です。 【環境省】</p> <p>⑯の取組については次のとおり。 (1) 産業廃棄物処理業者の資質の向上に向け、従事者の技能レベル把握や向上のための技術方策の検討、研修教材の開発等を実施しました。 【環境省】</p> <p>⑰の取組については次のとおり。 (1) 環境教育等促進法に基づく人材認定事業等登録制度、環境教育等支援団体指定制度、体験の機会場の場認定制度の運用を通じて、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等を図りました。また、同法に基づく基本方針(平成30年6月閣議決定)を踏まえ、持続可能な社会づくりへの主体的な参加意欲を育むための体験活動の促進に向けて、グッドプラクティスの発信等により体験活動の場や機会の充実を図りました。 【環境省】 (2) 文部科学省との連携協力により、環境教育・環境学習の指導者に対する研修(環境教育リーダー研修)を実施しました。 【文部科学省】【環境省】</p> <p>⑱の取組については次のとおり。 (1) 全国各地域に1,116校存在するユネスコスクールを持続可能な開発のための教育(ESD)の推進拠点として位置づけ、ユネスコへの加盟申請、活動支援、情報収集・発信、全国大会の開催によるネットワーク形成等を支援しています。 【文部科学省】 (2) 地域の多様なステークホルダーとの協働による様々な取組や学校教職員等を対象とした環境教育を推進するリーダー育成のための研修を行い、ESDの視点を取り入れた環境教育の推進を図りました。 【文部科学省】【環境省】</p> <p>⑲の取組については次のとおり。 (1) これまでに22の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークを構築しました。 【国土交通省】</p> <p>⑳の取組については次のとおり。 (1) モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助しました。 【国土交通省】</p> <p>㉑の取組については次のとおり。 (1) 食品ロス循環資源のバイオガス発電については、廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた</p>	<p>境省】</p> <p>⑯の取組については次のとおり。 (1) 引き続き、資源循環産業の担い手育成・確保のための取組を行っていきます。 【環境省】</p> <p>⑰の取組については次のとおり。 (1) 引き続き、環境教育等促進法に基づき、あらゆる場で、多様な主体が連携して行う環境教育等を推進します。また、同法の基本方針に基づき、循環型社会の形成を含めた持続可能な社会づくりに主体的に参加する意欲を育むための体験活動を促進する必要があります。 【環境省】 (2) 引き続き、環境教育のリーダー研修を開催していきます。 【文部科学省】【環境省】</p> <p>⑱の取組については次のとおり。 (1) 環境教育・環境学習はユネスコスクールの間でも特に関心の高い分野であり、引き続きユネスコスクール認定校数増加及び質の向上につながる支援に取り組んでいきます。 【文部科学省】 (2) 引き続き、地域の多様なステークホルダーとの協働による様々な取組や学校教職員等を対象とした研修を通じて、地域において環境教育を推進するリーダーの育成に努める必要があります。 【文部科学省】【環境省】</p> <p>⑲の取組については次のとおり。 (1) 引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図るとともに、積替・保管施設等の整備に対する支援や官民連携の促進などを行います。 【国土交通省】</p> <p>⑳の取組については次のとおり。 (1) モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助します。 【国土交通省】</p> <p>㉑の取組については次のとおり。 (1) 今後も「廃棄物バイオマス利活用導入マニュアル」及び「メタンガス化施設整備マニュアル(改訂版)」をそれぞれ示し、説明会を通して全</p>
--	--	--

困難な食品循環資源については、バイオガス発電、熱利用等によってエネルギー源として活用を促進する。なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。

「廃棄物バイオマス利活用導入マニュアル」及びメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」をそれぞれ示し、説明会を通して全国自治体への周知を行いました。【環境省】

（２）熱利用等については、ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助や、地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行う事業としての実現可能性調査への補助を行うモデル事業を実施しました。また、平成30年度から補助の対象範囲をこれまでの供給施設側の付帯設備（熱導管、電力自営線、熱交換機、受変電設備）から需要施設側の付帯設備まで拡大した。ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域に供給することによる廃棄物エネルギーの利活用をさらに進めました。【環境省】

（３）市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進しています。【環境省】

（４）2018年10月から2019年4月に、食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会食品リサイクル小委員会において、現行の食品リサイクル制度を点検、今後の方向性を検討し、2019年7月に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針を公表しました。この中で、食品関連事業者の再生利用等の取組に対する意識の向上と取組の促進を図るよう、再生利用等実施率の目標値を見直すとともに、食品関連事業者による取組状況の公表内容を拡充することとしました。また、地域の実情に応じた再生利用を促進するため、これまでの実績を踏まえて、「きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地」を再生利用手法として政令に新たに規定しました。食品廃棄物の適正処理の推進のため、同基本方針に、食品関連事業者の排出事業者責任の徹底・国による継続的な周知徹底を基本的方向として明記し、再生利用事業者の登録時に再生利用製品の販売量の根拠となる書類の提出の義務化を省令に新たに規定しました。さらに、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令において、報告範囲を都道府県単位から市町村単位に見直しました。【農林水産省】【環境省】

（５）2019年1月に北海道で食品リサイクル飼料の利用促進に向けたセミナーを開催しました。【農林水産省】

（６）2018年度及び2019年度に全国各ブロックで食品リサイクル肥料の利用促進に向けた意見交換会を開催しました。この中でも、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの周知を行いました。【農林水産省】

（７）食品廃棄物等の分別方法や再生利用の取組事例をまとめた「外食産業における食品リサイクルマニュアル」を普及しました。【農林水産省】

（８）飼料化や肥料化が困難な食品循環資源については、下水処理施設を活用して下水汚泥との混合利用によるバイオマス発電、熱利用を推進するため、先進事例地区における課題および新たに検討を進めている市町村における事業化に向けた基礎調査を実施しました。【農林水産省】

（９）2019年10月16日に食品関連事業者と再生利用事業者のマッチングを目的とした「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を開催し、事業者間のマッチングとともに、食品循環資源のリサイクル促進及び不適正処理に関する対策強化について周知を行いました。【環境省】

国自治体への周知し、廃棄物エネルギーの活用を促進します。【環境省】

（２）熱利用等については、ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助の対象範囲の見直しを行い、ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域に供給することによる廃棄物エネルギーの利活用をさらに促進します。【環境省】

（３）引き続き、市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進していきます。【環境省】

（４）食品循環資源の再生利用を促進するため、新たな基本方針に基づく取組を推進します。【農林水産省】【環境省】

（５）食品循環資源の再生利用を推進するため、地域での食品リサイクル・ループの形成を促進します。【農林水産省】【環境省】

（６）飼料化や肥料化が困難な食品循環資源については、下水汚泥との混合利用について、基礎調査結果をもとに、事業化に向けた支援を進め、横展開を図ります。【農林水産省】【環境省】

（７）食品循環資源の再生利用を促進するため、食品関連事業者の理解の向上と再生利用事業者の育成を推進します。【環境省】

<p>②航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡の埋戻し等を行うことにより、水質改善や生物多様性の確保等、良好な海域環境の保全・再生・創出や藻場等の海洋生態系が蓄積する炭素（ブルーカーボン）を活用した新たな吸収源対策の検討を行うとともに、最終処分場への投入や海洋投入による土砂等の処分量の削減を推進する。</p> <p>③今後、廃棄量が急増する太陽光発電設備について、関連事業者による自主的な回収・適正処理・リサイクルスキームの運用状況や欧州の動向等を踏まえながら、リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討する。</p>	<p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）港湾整備で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘跡への埋め戻しを実施しました。【国土交通省】</p> <p>（２）学識経験者等で構成する「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を令和元年度に立ち上げ、ブルーカーボン生態系を活用するための具体的な検討を開始しました。【国土交通省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）2018年7月に、太陽光発電のリサイクル・適正処理等に関する検討チーム（当時の大臣政務官をチーム長とし、環境省の内部部局で構成）を立ち上げ、使用済パネルを適正にリユース・リサイクル・処分するための施策の在り方について、取りまとめ、公表しました。【環境省】</p> <p>（２）2018年末にガイドラインを改定し、災害で被害を受けた太陽光パネルの取扱いや有害物質情報の伝達に関する関係者の役割分担などを追加するとともに、埋立処分をする場合は、管理型処分場と呼ばれる、より安全な方法を取るよう、廃棄物処理法の解釈を明確化しました。【環境省】</p> <p>（３）災害時には、関係都道府県に対し、損壊パネルによる感電等の危険性についての地域住民等への注意喚起などについて、市町村・事業者への周知を求める通知を発出しました。【環境省】</p> <p>（４）高効率なリサイクル技術の実証事業を行うとともに、省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業設備の導入補助により、これまで4件の補助を行うなど、安定的な資源循環のための体制作りを進めています。【環境省】</p> <p>（５）2019年10月には、『太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査』の勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）に対し、これらの取組を回答しました。【環境省】</p> <p>（６）2019年12月には、発電事業者、廃棄事業者向けに、ガイドラインに関する留意事項をまとめたチラシを作成し周知を行いました。【環境省】</p> <p>（７）また、2019年度はガイドラインにも記載している適正なリユースを促進するため、判断基準作りの検討を開始しました。【環境省】</p>	<p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）港湾整備で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘跡への埋め戻しを促進するとともに、ブルーカーボン生態系を活用するための検討を進めます。【国土交通省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）引き続き、高効率なリサイクル技術の実証事業を行うとともに、省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業設備の導入補助により、安定的な資源循環のための体制作りを進めます。【環境省】</p> <p>（２）また、2019年度はガイドラインにも記載している適正なリユースを促進するため、判断基準作りの検討を行います。【環境省】</p>
<p>④低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の導入や廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による、廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進を徹底する。また、廃棄物処理施設が災害時も含め、自立・分散型の地域のエネルギーセンターとしても機能するよう、廃棄物処理施設及び周辺における必要な設備の整備を推進する。</p> <p>さらに、廃棄物エネルギーの効率的な回収に資する技術開発を推進し、加えて、廃棄物エネルギーの徹底活用を含めて、収集運搬から最終処分までの一連の廃棄物処理システム全体の低炭素化を推進する。</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（１）廃棄物処理に伴って得られる廃棄物エネルギーを地域で有効に活用していくための方向性について整理を行うとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の構想・計画段階から廃棄物エネルギーの利活用の在り方と一体的に検討を行うことを促す枠組みについて、調査・検討を行ってきました。また、廃棄物の持つエネルギー源としての価値を最大限に活かし、ごみ処理を通じた地域への多様な価値の創出を実現していくために、市町村等における廃棄物エネルギー利活用施策の進め方の枠組みを提供するものとして「廃棄物エネルギー利活用計画策定指針」を策定し、説明会を通じて全国自治体へ周知しました。【環境省】</p> <p>（２）ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助や、地域において有効活用するために、余</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（１）市町村の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）において、既に他分野で実装されている有望な技術のリストアップ及び技術評価による実装可能性を調査し、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、主要な関係者を巻き込むことで自治体にとって実効性のあるわかりやすいガイダンスを策定し、全国の市町村等へ広く周知・徹底を図ります。また、廃棄物分野における最新技術情報や廃棄物エネルギー利活用の先進事例等を集約し、地域のエネルギーセンター化を市町村等が進めていく上で効率的に情報を収集できるような仕組みを構築します。また、ターゲットの掘り起こしを行い、研究活動や説明会、研修、出前講座等の開催により人材育成を図り、地域づくり・まちづくりなどの取り組みを広げていきます。【環境省】</p>



<p>②⑤気候変動の影響に対して強靱かつ持続可能な廃棄物処理システムを構築するため、市町村等における廃棄物・リサイクル分野での気候変動適応の取組を支援する。</p> <p>②⑥地球規模での変化に適応できるよう、産業界や学界等とも連携して研究・開発を推進する。また、ITや人工衛星等の最新技術の活用を含め、災害廃棄物処理事業の円滑化・高効率化を推進する。</p> <p>②⑦大規模災害発生時に海上輸送を含めた全国レベルの広域処理が実施できるよう、関係府省が連携して平時から必要な対策を講じる。</p> <p>(環境的側面のうち資源循環・生物多様性の統合的向上)</p> <p>②⑧資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的な使用、長期的利用や循環利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時における生物多様性や自然環境の保全への配慮を促進する。</p>	<p>熱見込量や事業採算性の検討等を行う事業としての実現可能性調査への補助を行うモデル事業を実施しました。また、ごみ焼却施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る一体的な取組を進めるためのモデル事業を実施しました。【環境省】</p> <p>(3) 中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、二酸化炭素排出量の削減や導入コスト等の低減等に関する評価・検証を行いました。また、地域循環共生圏の構築を目指した中小廃棄物処理施設のあり方や、そのモデルケースを示すことを含め、成果や技術的知見の調査・検討を行い、説明会を通じて全国自治体への周知を図りました。【環境省】</p> <p>②⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2018年度は、地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の適応策ガイドライン(案)を策定しました。2019年度は、本ガイドラインを策定し、周知するため説明会を開催しています。【環境省】</p> <p>②⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 被災家屋の被害判定手法について、AI技術や人工衛星を活用した判定プログラムの検討を実施しています。【環境省】</p> <p>②⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 発災時に海上輸送を含めた広域処理が実施できる団体を含めたD.Waste-Netメンバーや関係省庁と、平時から広域処理の意見交換を実施しました。令和元年台風第19号においては、海上輸送・陸上輸送・鉄道輸送による広域処理を実施しています。【国土交通省】【環境省】</p> <p>(2) これまでに、熊本地震の災害廃棄物(木くず)を姫川港において受入れを実施しました。【国土交通省】</p> <p>(3) 南海トラフ地震を対象に、被災府県内の要処理検討量について、産業廃棄物処理施設等も含めた処理可能量を精査し、特に四国地方の具体的な処理方策の検討を実施しています。また、災害復旧のタイムラインや津波浸水域内外による発生廃棄物の違いを踏まえた処理方針の検討を実施しています。【環境省】</p> <p>②⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 資源の効率的な使用、長期的利用や循環利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図りました。【環境省】</p>	<p>(2) 今後ごみ処理施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助や、地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行う事業としての実現可能性調査への補助を行うモデル事業を実施します。また、ごみ処理施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る一体的な取組を進めます。【環境省】</p> <p>(3) 中小廃棄物処理施設における廃棄物エネルギーの利活用を促進するために市区町村と民間企業が連携して、先導的廃棄物処理システム化技術等に関して評価・検証事業については、技術の研究段階等に応じて、廃棄物処理全体のシステム化技術を評価・検証する場合と個々の要素技術を評価・検証する場合に分けて実施します。また、事業の成果や他の先進導入事例などの技術的知見等を踏まえて、地域特性も考慮して、中小規模廃棄物処理施設を有する自治体における最適かつ先導的な処理システムを調査・検討し、モデルとしてとりまとめます。【環境省】</p> <p>②⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 自治体に参加する会議等を通じて、廃棄物・リサイクル分野の適応策ガイドラインを周知していきます。【環境省】</p> <p>②⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 災害廃棄物処理の円滑化・高効率化を推進するため、ITや人工衛星等の最新技術を活用して、被災家屋の被害判定手法の高度化を図ります。【環境省】</p> <p>②⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 南海トラフ地震等の大規模災害に備え、海上輸送を含めた広域処理について検討し、関係省庁や関係団体と連携し、全国の自治体や民間事業者等との連携も含めた体制構築を検討します。【高度交通省】【環境省】</p> <p>(2) 南海トラフ地震等の大規模災害について、産業廃棄物処理施設等の活用も含めて処理可能量を精査した上で災害廃棄物処理シナリオを検討し、被災自治体や各地域ブロックにおける体制強化を図ります。【環境省】</p> <p>②⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、資源の効率的な使用、長期的利用や循環利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図ります。【環境省】</p>
--	--	--

<p>㉘（再掲）航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡の埋戻し等を行うことにより、水質改善や生物多様性の確保等、良好な海域環境の保全・再生・創出や藻場等の海洋生態系が蓄積する炭素（ブルーカーボン）を活用した新たな吸収源対策の検討を行うとともに、最終処分場への投入や海洋投入による土砂等の処分量の削減を推進する。</p>	<p>㉘の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】港湾整備で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘跡への埋め戻しを実施しました。【国土交通省】</p> <p>（２）【再掲】学識経験者等で構成する「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を令和元年度に立ち上げ、ブルーカーボン生態系を活用するための具体的な検討を開始しました。【国土交通省】</p>	<p>㉘の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】港湾整備で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘跡への埋め戻しを促進するとともに、ブルーカーボン生態系を活用するための検討を進めます。【国土交通省】</p>
<p>㉙「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）等に基づき、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握等に関する調査研究、都道府県・市町村や事業者等による海洋ごみの回収処理（災害時等における緊急的な流木等の処理を含む。）や発生抑制対策への支援を実施するとともに、国際的な枠組みや二国間協力等を通じて、海洋ごみ対策に関する情報交換、調査研究等に関する協力を進める。</p>	<p>㉙の取組については次のとおり。</p> <p>（１）水産庁は漁業者等で構成する活動組織が行う漁場等に堆積・漂流する海洋ごみ等の回収処理を支援しました。【農林水産省】</p> <p>（２）また、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理をする海岸管理者（都道府県又は市町村）を支援しました。【農林水産省】</p> <p>（３）さらに、環境省と連携し、各都道府県等あてに、「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用した枠組みに基づく漁業者による漂流ごみ等の回収・処理を推進するよう通知を发出了しました。【農林水産省】</p> <p>（４）漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの削減方策の検討・普及や生分解性プラスチック製漁具の開発を進めるとともに、マイクロプラスチックを摂取した水産生物の生態的情報の調査等も実施しました。【農林水産省】</p> <p>（５）海洋ごみの漂着・漂流・マイクロプラスチックに吸着する化学物質の状況を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタリング調査を継続的に実施しました。【環境省】</p> <p>（６）排出抑制対策を行うため、複数の地方自治体によるモデル事業を実施するとともに、我が国の取組を国内外に発信するため、関係主体の参画による全国規模の「プラスチック・スマート」フォーラムを開催しました。【環境省】</p> <p>（７）都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施しました。【環境省】</p> <p>（８）地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介しました。また、主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のため、招へい研修プログラムを実施するとともに、実態把握に向けた共同調査を実施しました。【環境省】</p> <p>（９）我が国が議長を務めたG20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。また、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で合意・了承された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、各国の取組に関する情報共有・相互学習のためのG20海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合を開催し、「G20海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。【環境省】</p> <p>（10）東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行いました。【国土交通省】</p>	<p>㉙の取組については次のとおり。</p> <p>（１）水産庁は漁業者等で構成する活動組織が行う漁場等に堆積・漂流する海洋ごみ等の回収処理を支援します。【農林水産省】</p> <p>（２）また、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理をする海岸管理者（都道府県又は市町村）を支援します。【農林水産省】</p> <p>（３）水産庁は、引き続き環境省と連携し、「海岸漂着物等地域対策推進事業」等を活用した枠組みに基づく漁業者による漂流ごみ等の回収・処理を推進します。【農林水産省】</p> <p>（４）また、引き続き漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの削減方策の検討・普及や生分解性プラスチック製漁具の開発を進めるとともに、マイクロプラスチックを摂取した水産生物の生態的情報の調査等も実施します。【農林水産省】</p> <p>（５）海洋ごみの漂着・漂流・マイクロプラスチックに吸着する化学物質の状況を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタリング調査を継続的に実施します。【環境省】</p> <p>（６）排出抑制対策を行うため、複数の地方自治体によるモデル事業を実施するとともに、我が国の取組を国内外に発信するため、関係主体の参画による全国規模の「プラスチック・スマート」フォーラムを継続的に実施します。【環境省】</p> <p>（７）都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施します。【環境省】</p> <p>（８）地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介します。また、主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のため、招へい研修プログラムを実施するとともに、実態把握に向けた共同調査を実施します。【環境省】</p> <p>（９）G20大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、関係国と協力して取り組みます。【環境省】</p> <p>（10）東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行っています。【国土交通省】</p> <p>（11）「CLOMA ビジョン」において特に注力する分野として、プラスチック使用削減や代替素材の活用等を掲げており、今後、目標を達成するための計画及び取組を検討します。【経済産業省】</p>

<p>⑳大規模な油流出事故が発生した場合には、海上保安庁からの出動要請に基づき、事故発生後早期に大型浚渫兼油回収船が本邦周辺海域の現場に到着し、迅速かつ確実な油回収を実施する体制を維持する。</p> <p>(環境的側面のうち資源循環・化学物質対策・大気汚染対策・水質汚濁対策・土壌汚染対策の統合的向上)</p> <p>㉑リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策について検討を進める。</p> <p>㉒非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。</p> <p>㉓アスベスト、POPs 廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬などについては、製造、使用、廃棄の各段階を通じた化学物質対策全体の視点も踏まえつつ、水質汚濁・大気汚染・土壌汚染などの防止対策と連携するとともに、当該物質やそれらを含む廃棄物に関する情報を関係者が提供・共有し、適正に回収・処理を行うための施策について検討を進める。</p> <p>㉔(再掲) 海岸漂着物処理推進法等に基づき、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握等に関する調査研究、都道府県・市町村や事業者等による海洋ごみの回収処理(災害時等における緊急的な流木等の処理を含む。)や発生抑制対策への支援を実施するとともに、国際的な枠組みや二国間協力等を通じて、海洋ごみ対策に関する情報交換、調査研究等に関する協力を進める。</p>	<p>(11) プラスチック製品に係るサプライチェーンを構成する関係事業者等が参画する「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス(CLOMA)」では、プラスチックの新たな3Rの取組や新素材等の導入・普及に向けて、技術的・社会的課題を整理し、対策及び中長期目標を盛り込んだ「CLOMAビジョン」を策定しました。【経済産業省】</p> <p>㉑の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行いました。【国土交通省】</p> <p>㉒の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 有害物質が含まれるリサイクル原料の代表的な物として残留性有機汚染物質(POPs)を含む廃プラスチックに関して、国内の廃プラスチックのPOPsの含有状況や諸外国における法規制状況や実処理の状況等について、調査を行いました。【環境省】</p> <p>㉓の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 化学製品の製造工程等において、非意図的に生成されるPOPsを含む廃棄物の実態について調査を行うとともに、POPsを含む廃棄物の適切な処理条件を検討するため、分解実証試験を行いました。【環境省】</p> <p>㉔の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 廃棄物の処理委託の際に、排出事業者から処理業者に対し、廃棄物の適正処理に必要な情報が伝達されるようにするための施策について、検討を行いました。【環境省】</p> <p>㉕の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】水産庁は漁業者等で構成する活動組織が行う漁場等に堆積・漂流する海洋ごみ等の回収処理を支援しました。【農林水産省】</p> <p>(2) 【再掲】また、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理をする海岸管理者(都道府県又は市町村)を支援しました。【農林水産省】</p> <p>(3) 【再掲】さらに、環境省と連携し、各都道府県等あてに、「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用した枠組みに基づく漁業者による漂流ごみ等の回収・処理を推進するよう通知を发出了しました。【農林水産省】</p> <p>(4) 【再掲】漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの削減方策の検討・普及や生分解性プラスチック製漁具の開発を進めるとともに、マイクロプラスチックを摂取した水産生物の生態的情報の調査等も実施しました。【農林水産省】</p> <p>(5) 【再掲】海洋ごみの漂着・漂流・マイクロプラスチックに吸着する化学物質の状況を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタ</p>	<p>㉑の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行います。【国土交通省】</p> <p>㉒の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 有害物質が混入されたリサイクル原料の適正処理のため、引き続き調査を実施し、その結果を踏まえた検討を行います。【環境省】</p> <p>㉓の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き非意図的に生成されるPOPsを含有する廃棄物の発生状況の把握に努めるとともに、化学物質を含有する廃棄物の適切な処理条件等の検討を行っていきます。【環境省】</p> <p>㉔の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 廃棄物の適正処理に必要な情報の伝達について引き続き検討を行うとともに、廃棄物データシート(WDS)等を用いた排出事業者による自主的な情報伝達を促進するための施策について検討を行います。【環境省】</p> <p>㉕の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】水産庁は漁業者等で構成する活動組織が行う漁場等に堆積・漂流する海洋ごみ等の回収処理を支援します。【農林水産省】</p> <p>(2) 【再掲】また、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理をする海岸管理者(都道府県又は市町村)を支援します。【農林水産省】</p> <p>(3) 【再掲】水産庁は、引き続き環境省と連携し、「海岸漂着物等地域対策推進事業」等を活用した枠組みに基づく漁業者による漂流ごみ等の回収・処理を推進します。【農林水産省】</p> <p>(4) 【再掲】また、引き続き漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの削減方策の検討・普及や生分解性プラスチック製漁具の開発を進めるとともに、マイクロプラスチックを摂取した水産生物の生態的情報の調査等も実施します。【農林水産省】</p> <p>(5) 【再掲】海洋ごみの漂着・漂流・マイクロプラスチックに吸着する化学物質の状況を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタ</p>
--	--	---

<p>③⑥災害時においても化学物質や石綿等の有害物・危険物による公衆衛生の悪化や二次災害が発生しないよう、関係府省が連携するとともに、産業界の協力を得て、地方公共団体の取組を支援する。</p> <p>③⑦（再掲）大規模な油流出事故が発生した場合には、海上保安庁からの出動要請に基づき、事故発生後早期に大型浚渫兼油回収船が本邦周辺海域の現場に到着し、迅速かつ確実な油回収を実施する体制を維持する。</p> <p>③⑧有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスクコミュニケーションを的確に実施する。</p>	<p>タリング調査を継続的に実施しました。【環境省】</p> <p>（6）【再掲】排出抑制対策を行うため、複数の地方自治体によるモデル事業を実施するとともに、我が国の取組を国内外に発信するため、関係主体の参画による全国規模の「プラスチック・スマート」フォーラムを開催しました。【環境省】</p> <p>（7）【再掲】都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施しました。【環境省】</p> <p>（8）【再掲】地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介しました。また、主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のため、招へい研修プログラムを実施するとともに、実態把握に向けた共同調査を実施しました。【環境省】</p> <p>（9）【再掲】我が国が議長を務めたG20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。また、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で合意・了承された「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、各国の取組に関する情報共有・相互学習のためのG20 海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合を開催し、「G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。【環境省】</p> <p>（10）【再掲】東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行いました。【国土交通省】</p> <p>（11）【再掲】プラスチック製品に係るサプライチェーンを構成する関係事業者等が参画する「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス（CLOMA）」では、プラスチックの新たな3Rの取組や新素材等の導入・普及に向けて、技術的・社会的課題を整理し、対策及び中長期目標を盛り込んだ「CLOMA ビジョン」を策定しました。【経済産業省】</p> <p>③⑥の取組については次のとおり。</p> <p>（1）PRTR データも活用し、南海トラフ地震を想定した化学物質等の有害物等の発生ポテンシャルの検討を実施しています。【環境省】</p> <p>③⑦の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行いました。【国土交通省】</p> <p>③⑧の取組については次のとおり。</p> <p>（1）有害物質情報については、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスクコミュニケーションを的確に実施する必要があります。このため、化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）の対象物質について、毒性等の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を公表するとともに、PRTR 制度等の見直しにおいて、収集した有害性情報等を活用しました。また、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々</p>	<p>リング調査を継続的に実施します。【環境省】</p> <p>（6）【再掲】排出抑制対策を行うため、複数の地方自治体によるモデル事業を実施するとともに、我が国の取組を国内外に発信するため、関係主体の参画による全国規模の「プラスチック・スマート」フォーラムを継続的に実施します。【環境省】</p> <p>（7）【再掲】都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施します。【環境省】</p> <p>（8）【再掲】地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介。また、主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のため、招へい研修プログラムを実施するとともに、実態把握に向けた共同調査を実施します。【環境省】</p> <p>（9）【再掲】G20 大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、関係国と協力して取り組みます。【環境省】</p> <p>（10）【再掲】東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行っています。【国土交通省】</p> <p>（11）【再掲】「CLOMA ビジョン」において特に注力する分野として、プラスチック使用削減や代替素材の活用等を掲げており、今後、目標を達成するための計画及び取組を検討します。【経済産業省】</p> <p>③⑥の取組については次のとおり。</p> <p>（1）南海トラフ地震を想定した化学物質等の有害物等の発生ポテンシャルを検討し、地方公共団体における有害物等対策の検討について、支援を実施します。【環境省】</p> <p>③⑦の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行います。【国土交通省】</p> <p>③⑧の取組については次のとおり。</p> <p>（1）引き続き、国際的動向を含めた有害物質情報の収集を行い、知見の集積をはかり、今後の国内の化学物質管理施策の見直し等に資するようにします。また、近年、大規模な自然災害が多発していることから、これに伴う化学工場等からの有害物質漏洩への対応も含めた関係者間の情報共有や意見交換会を実施するなど、平時及び災害・事故時も念頭においた化学物質に係るリスクコミュニケーションの取組を推進します。【環境省】</p>
---	---	---

	<p>な主体が、化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスクコミュニケーションの取組を推進しました。そのほか、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援しました。【環境省】</p>	
<p>5.2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</p>		
<p>①（再掲）資源の循環、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を図るため、地域の特性に応じて、循環資源、再生可能資源、ストック資源や地域の人材・資金を活用する自立・分散型社会を形成しつつ、森・里・川・海の自然的なつながり、資金循環や人の交流等による経済的なつながりを深め、地域間で補完し合う「地域循環共生圏」の形成に向けた施策を推進する。</p> <p>②一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図る。また、事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物について自らの責任で処理する必要がある。このため、排出事業者責任について、排出事業者等の関係者に対し改めて周知徹底を図る。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の構想を踏まえた事業計画の策定に必要な支援を行う専門家チームの形成・派遣等に取り組み、地域の課題と企業等のソリューションとのマッチング等の機能を有するプラットフォームの構築を進めています。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森・里・川・海の保全及び再生に取り組む10の実証地域を選定し、多様な主体によるプラットフォームづくり、自立のための経済的仕組みづくり、人材育成等に向けた地域の活動を支援しました。【環境省】</p> <p>（3）また、各地で地方公共団体や企業、さらには住民が一体となって進める、経済合理性、持続可能性を有する地域循環型の取組を底上げし、推進していくため、地方公共団体による地域循環共生圏の構築を目指す先進的な取組を支援しています。【環境省】</p> <p>（4）【再掲】森・里・川・海の恵みや自然体験の大切さを子供や保護者等に伝える「森里川海大好き！」や、流域単位で河川の恵みを認識・共有する「ふるさと絵本」を作成しました。さらに、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発しました。【環境省】</p> <p>（5）地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査に対する補助事業を実施しました。【環境省】</p> <p>（6）地域循環共生圏の形成に繋がるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップを開催しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）都道府県・政令市の担当部課長が出席する会議や廃棄物関係団体が主催する研修会において、一般廃棄物の適正な処理について説明し、周知を行いました。【環境省】</p> <p>（2）2017年度から省CO2型の高度化設備（高効率ブロワ、インバーター制御等）の導入・改修や浄化槽本体の交換に対し補助を行う「省エネ型浄化槽システム導入推進事業」を開始しました。【環境省】浄化槽</p> <p>（3）排出事業者が集まる会議等のあらゆる機会を通じて、排出事業者責任の徹底とその重要性について周知を行いました。また、排出事業者を指導する立場にある都道府県・政令市の担当部局に対しても通知等を通じて、排出事業者や廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うように依頼しました。【環境省】</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】地域循環共生圏づくりに関する先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより取組の充実を促していくとともに、地域における事業立ち上げ・継続のための資金調達の仕組み等を検討し、環境ビジネスの創出による持続可能な地域づくりを支援します。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】また、地方公共団体による地域資源を活用して地域循環共生圏の構築を目指す取組を評価し、さらに当該取組を全国展開するため、必要な分析・検証を実施するとともに、それぞれの取組の特徴を横断的・体系的に整理していくことで、先進的な地域モデルの確立を目指します。【環境省】</p> <p>（3）【再掲】「森里川海大好き！」読書感想文コンクールや、自然の暮らし・文化を語り継ぐ「ふるさと絵本」を作成します。また、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」と連携した情報発信等を通して、国民一人一人が森・里・川・海の恵みを支える社会の実現に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発を図ります。【環境省】</p> <p>（4）【再掲】地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査に対する補助事業を引き続き実施する予定です。【環境省】</p> <p>（5）【再掲】地域循環共生圏の形成に繋がるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップを引き続き開催する予定です。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）引き続き、一般廃棄物の適正な処理について、市町村等に対して、周知徹底を図ります。【環境省】</p> <p>（2）引き続き、排出事業者に対して排出事業者責任の周知・徹底に取り組んでいきます。【環境省】</p>

<p>③各地域における既存のシステムや産業・技術、ひいては人的資源・社会関係資本を駆使しながら地域における資源利用効率の最大化を図るべく、国は、各地域における資源循環領域の課題・機会の掘起し、事業化に向けた実現可能性調査の支援、地域循環に係る課題やテーマ別のガイドブックの作成、優れた事例の全国的周知、専門家による助言等を行う。</p>	<p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏とは何か、どのような取組かが分かる普及啓発用パンフレットを作成しました。【環境省】</p> <p>(2) 地域循環共生圏の形成につながるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップを開催しました(2018年度2か所で開催。2019年度も3か所で開催予定)。【環境省】</p> <p>(3) 食品系バイオマスのエネルギー利用等、資源循環を柱として地域循環共生圏の形成に取り組もうとする地方公共団体等が、その取組の各段階で参考にするべき情報をまとめたガイドブックを作成中です。【環境省】</p>	<p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏の形成につながるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップを開催します(2019年度は3か所で開催予定)。【環境省】</p> <p>(2) 食品系バイオマスのエネルギー利用等、資源循環を柱として地域循環共生圏の形成に取り組もうとする地方公共団体等が、その取組の各段階で参考にするべき情報をまとめたガイドブックを作成中です。【環境省】</p>
<p>④地域循環共生圏の構築を通し、地域における雇用機会の拡大や地域住民の生活の質の向上にもつながる、健全な資源循環ビジネスの創出を支援する。また、地域における人材育成や、住民の間でのネットワーク形成に資する取組を積極的に支援することで、地域循環共生圏の構築を介した地域コミュニティの再生・活性化や地域文化の醸成を後押しする。</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏の形成につながるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップにおいて、民間事業者による事例発表を行ったほか、自治体や民間事業者など多様な主体が地域の課題を考えるテーマ別セッションを実施しました。【環境省】</p> <p>(2) 住民参加型協議会の運営及び情報発信を行う事業に対する補助事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏の形成につながるシーズの掘り起こし及び先行事例の紹介を行うワークショップにおいて、引き続き、民間事業者による事例発表や、自治体や民間事業者など多様な主体が地域の課題を考えるテーマ別セッションを実施します。【環境省】</p> <p>(2) 引き続き、住民参加型協議会の運営及び情報発信を行う事業に対する補助事業を実施します。【環境省】</p>
<p>⑤バイオマスについては、バイオマス活用推進基本計画にも基づきながら、地域における関係者の連携の下、肥飼料等としての利用の一層の促進や高付加価値製品の生産、再生可能エネルギー等に変換(家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオガス化や未利用間伐材等の木質チップ燃料化等)した上での自立・分散型エネルギー源としての活用等により、地域内で利活用を引き続き促進する。</p>	<p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略において、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出等に向けたバイオマス産業都市の構築を推進することとされ、2019年にバイオマス産業都市は全国で90市町村となりました。【農林水産省】</p> <p>(2) 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政(市町村)が中心となって、地域産業、地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る集落を主な対象とした「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、F/S調査(実現可能性調査)、関係者による協議会の運営、小規模な技術開発等に対して支援を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(3) 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施しました。【農林水産省】</p>	<p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) バイオマス事業化戦略に基づき、グリーン産業創出等に向けたバイオマス産業都市の構築を推進します。【農林水産省】</p> <p>(2) 大規模停電等の災害時にも対応可能な自立・分散型エネルギーシステムの構築を推進します。【農林水産省】</p> <p>(3) 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政(市町村)が中心となって、地域産業、地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る集落を主な対象とした「地域内エコシステム」の構築に向け、技術者の現地派遣や相談対応等の技術的サポートを行う体制の確立、関係者による協議会の運営、小規模な技術開発等に対して支援を実施します。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施します。【農林水産省】</p>
<p>⑥農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを楽しむ生産活動であることを踏まえ、有機農業を含む環境保全型農業や漁場環境の改善に資する養殖業等の環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。また、農山漁村での営みにおいて発生するもみ殻等の農作物非食用部や未利用間伐材等の未利用資源の利用を促進する。</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業等の取組を支援する環境保全型農業直接支払を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(2) 関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で取りまとめたバイオマスの利用状況とロードマップについて、2019年5月に見直しを行い、「もみ殻ガス化発電技術」等の技術を新たに追加し、産官学共通のプラットフォームとしての活用を進めました。【農林水産省】</p> <p>(3) 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施しました。【農林水産省】</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 持続可能な農業生産を支える取組の推進を図るため、化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い有機農業等の取組を支援する環境保全型農業直接支払を実施します。【農林水産省】</p> <p>(2) 「もみ殻ガス化発電技術」等の事例について、今後も情報収集を行わない、産官学共通のプラットフォームにおいて、進捗状況や課題の共有を図ります。【農林水産省】</p> <p>(3) 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施します。【農林水産省】</p> <p>(4) 2019年度1月末時点の全養殖生産量に占める漁場改善計画が策定された養殖漁場での生産量の割合は9割程度と高い水準であることから、</p>

<p>⑦食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、生産、流通過程の特長を打ち出し、戦略的に訴求することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの形成を促進する。</p>	<p>(4) 養殖業については、養殖漁場の改善を促進し、持続的な養殖生産の確保を図るため、持続的養殖生産確保法に基づく漁業協同組合等の「漁場改善計画」の策定を推進しました。【農林水産省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2019年1月に北海道で食品リサイクル飼料の利用促進に向けたセミナーを開催しました。【農林水産省】</p> <p>(2) 2018年度及び2019年度に全国各ブロックで食品リサイクル肥料の利用促進に向けた意見交換会を開催しました。【農林水産省】</p> <p>(3) 食品廃棄物等の分別方法や再生利用の取組事例をまとめた「外食産業における食品リサイクルマニュアル」を普及しました。【農林水産省】</p> <p>(4) FR認証((一財)日本土壌協会)やエコフィード利用畜産物認証((公社)中央畜産会)の取組を周知しました。【農林水産省】</p> <p>(5) 食品リサイクル・ループの形成促進のため、事例集を作成・公表しました。【農林水産省】</p> <p>(6) 2019年10月16日に食品関連事業者と再生利用事業者のマッチングを目的とした「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を開催し、事業者間のマッチングとともに、食品循環資源のリサイクル促進及び不適正処理に関する対策強化について周知を行いました。【環境省】</p>	<p>この水準を維持するため、今後も持続的養殖生産確保法に基づく漁協等の「漁場改善計画」の策定を推進します。【農林水産省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 食品廃棄物由来の肥飼料の需要増加に向けた、継続的なセミナー、意見交換会を開催します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(2) 食品循環資源の再生利用を推進するため、地域での食品リサイクル・ループの形成を促進します。【農林水産省】【環境省】</p>
<p>⑧家畜排せつ物や食品廃棄物等のバイオマスのメタン発酵技術を用いたバイオガス化、回収された廃食用油等のバイオディーゼル燃料の生産、未利用間伐材等の木質チップ燃料化及びペレット燃料化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。また、これらの取組に資する技術の研究開発を進める。</p>	<p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 関係7府省(内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略において、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出等に向けたバイオマス産業都市の構築を推進することとされ、2019年にバイオマス産業都市は全国で90市町村となりました。【農林水産省】</p> <p>(2) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料製造業者の取組に対し税制支援を行いました。【農林水産省】</p> <p>(3) 木質燃料製造施設等、未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(4) 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政(市町村)が中心となって、地域産業、地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る集落を主な対象とした「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等に対して支援を実施しました。【農林水産省】</p>	<p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) バイオマス事業化戦略に基づき、グリーン産業創出等に向けたバイオマス産業都市の構築を推進します。【農林水産省】</p> <p>(2) 家畜排せつ物を活用したエネルギー地産地消の実現を推進します。【農林水産省】</p> <p>(3) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料の製造支援を行います。【農林水産省】</p> <p>(4) 木質燃料製造施設等、未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施します。【農林水産省】</p> <p>(5) 森林資源をマテリアルやエネルギーとして地域内で持続的に活用するため、行政(市町村)が中心となって、地域産業、地域住民が参画し、担い手確保から発電・熱利用に至るまで、低コスト化や森林関係者への利益還元を図る集落を主な対象とした「地域内エコシステム」の構築に向け、小規模な技術開発等に対して支援を実施します。【農林水産省】</p>
<p>⑨下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、固形燃料化やバイオガス発電等による下水汚泥の化石燃料代替エネルギー源としての活用や、下水汚泥を肥料として再生利用する取組、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>	<p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進しています。【環境省】</p> <p>(2) 下水汚泥と食品廃棄物の混合利用によるエネルギー回収効率の向上に向けて、先行事例地区における課題整理および新たに検討を進めている市町村における事業化に向けた基礎調査を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(3) 2019年5月末時点における下水処理場での固形燃料化施設は20</p>	<p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進していきます。【環境省】</p> <p>(2) 基礎調査結果をもとに、事業化に向けた支援を進め、横展開を図っていきます。【農林水産省】</p> <p>(3) 下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の推進を進めるため、引き続き関係省庁等と協力して事業化に向けた技術的・財政的支援を実施します。【国土交通省】</p>

<p>⑩製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。</p> <p>⑪最初の承認から 20 年が経過したエコタウンについては、26 の承認地域それぞれにおいて、地域特性に見合った展開がなされてきた。海外からの関心も高いことから、地域循環共生圏構築の先進事例とも言えるエコタウン各地域の取組について情報の集約・周知を進めるとともに、20 年の取組の中で蓄積してきた資本・人材ストックを活かした先進課題への挑戦を引き続き支援する。</p> <p>⑫（再掲）地域でリサイクルすることができない循環資源の広域的なリサイクルを促進するため、静脈物流やリサイクルの拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、港湾施設の整備や港湾における循環資源取扱いの運用改善、官民連携の推進といった総合的な支援を講じるとともに、リサイクルポートを中心とした国内</p>	<p>施設、バイオガス発電施設は 109 施設であり、汚泥のエネルギー利用を進めています。また、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の推進に向け、具体的な案件形成に向けた地方公共団体へのアドバイザー派遣を関係省庁等と実施しました。【国土交通省】</p> <p>（４）2018 年度には、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進するため、下水道エネルギーイノベーション推進事業を創設しました。また、下水道革新的技術実証事業(B-DASH)として、2018 年度に採択された下水熱による車道融雪技術 2 件及び中小規模処理場向けエネルギーシステム 2 件の実証を実施しています。【国土交通省】</p> <p>（５）下水道由来肥料等の利用促進を図るため、優良取組・効果等を下水道管理者や農業従事者に対して相互発信するための会合の開催など、食と下水道の連携に向けた「BISTRO 下水道」を推進しました。【国土交通省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>（１）広域認定制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、有用金属の分別回収を推進しました。【環境省】</p> <p>（２）製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環のため、廃棄物処理法によって定められた制度等を適切に活用する必要があります。廃棄物の再生利用で一定の基準に適合しているとして、環境大臣の認定を受けた者について廃棄物処理業や廃棄物処理施設の設置許可を不要とする制度（以下「再生利用認定制度」という。）と広域認定制度に関して、適切な運用を図りました。この結果、2019 年 3 月末時点で、再生利用認定制度では一般廃棄物 50 件、産業廃棄物 41 件、広域認定制度では一般廃棄物 68 件、産業廃棄物 206 件が認定を受けています。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。</p> <p>（１）エコタウンから行われてきた地域単位での循環型社会の形成の取組については、地域循環共生圏の形成推進の取組として引き続き支援しています。【環境省】</p> <p>（２）地域循環共生圏構築の先進事例とも言えるエコタウンに関しては、最初の承認から 20 年が経過したことも踏まえ、2018 年度に、エコタウン地域におけるこれまでの取組を総括し、エコタウン政策の成果を取りまとめたパンフレットを作成しました。【環境省】</p> <p>（３）エコタウン政策の成果を踏まえながら、地域の資源循環の取組を多種多様な地域循環共生圏の形成へ発展させるため、優良事例等を広く紹介するシンポジウムを開催しました。【環境省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】これまでに 22 の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図るとともに、積替・保管施設等の整備に対する支援や官民連携の促進を行いました。【国土交通省】</p>	<p>（４）下水道革新的技術実証事業について、これまでに採択し、ガイドライン化された技術の普及展開を図ります。【国土交通省】</p> <p>（５）下水道由来肥料等の利用促進を図るため、下水道管理者や農業従事者に対する相互発信を引き続き取り組みます。【国土交通省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>（１）より広域での資源循環を念頭に、引き続き廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度の適正な運用を図っていきます。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。</p> <p>（１）エコタウンから行われてきた地域単位での循環型社会の形成の取組については、地域循環共生圏の形成推進の取組として引き続き支援を行います。【環境省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図るとともに、積替・保管施設等の整備に対する支援や官民連携の促進などを行います。【国土交通省】</p>
--	---	--



<p>外の静脈物流ネットワークを構築する。</p> <p>⑬（再掲）人口減少社会を踏まえ、コンパクトで強靱なまちづくりを進めることによる災害時の廃棄物発生量の低減、防災インフラの整備・維持管理・復旧のための資源投入量の低減等の効果について評価し、必要な施策についての検討を進める。</p>	<p>⑬の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】災害時の災害廃棄物発生量について、これまでの災害における実績を検証し、被災家屋の構造や耐震性の違い等による災害廃棄物発生量の推計手法の検討を実施しています。【環境省】</p>	<p>⑬の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】これまでの災害における災害廃棄物発生量の実績を踏まえ、人口分布、家屋の構造や耐震性、地域特性等を指標として発生量について評価し、必要な施策についての検討を進めます。【環境省】</p>
<p>5.3. ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p>		
<p>①耐久性、リユース・リサイクルのしやすさ、再生材の利用拡大等を加味した環境配慮設計の普及を促進するため、例えば、環境配慮設計の取組状況を製品横断的に把握した上で環境配慮設計に係る規格の創設について検討を行う。また、3Dモデリング等の新技術を活用し、製造工程で発生する廃棄物のリデュースや再生原材料の利用拡大など生産者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促進する。</p> <p>②（再掲）サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリングなど2R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響（天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等）について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する。</p> <p>③（再掲）民間企業と連携した取組として、「3R推進月間」（毎年10月）を中心に、多数の企業が参加した消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等で実施し、3Rの認知向上・行動喚起を促進する。また、企業との新しい連携体制として、Webサイト「Re-Style」を通じて相互に連携を図る「Re-Style パートナー企業」を構築し、恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する。</p> <p>④（再掲）資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的利用、長期的利用や循環利用</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（１）個々の工事における建設副産物の発生抑制を徹底するため、事業の計画・設計段階から発生抑制への取組を徹底する「建設リサイクルガイドライン（H14.5.30）」改訂（案）を検討し、関係機関を通じて、設計会社から意見収集を実施しました。【国土交通省】</p> <p>（２）また、NETISや「3R推進功労者等表彰」を通じて建設リサイクルの実務における新技術の活用方法等を地方公共団体等に周知しました。【国土交通省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】リユース市場に関連する既往統計・業界統計等に関する情報収集や、リユース市場規模の推計を行いました。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】環境保全を前提とした循環型社会の形成を推進すべく、リサイクルより優先順位の高い、2R（リデュース、リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を目指し、2018年度はIT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業において、先進事例の効果算定手法の検証、取組状況や課題の把握等を行いました。2019年度は4事例について効果算定手法の検証、効果算定手法のガイドラインを検討中です。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間を通じて運用しています。同サイトでは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、コアターゲットである若年層を中心に、資源の重要性や3Rの取組を多くの方々知ってもらい、行動へ結びつけるため、歌やダンス、アニメや動画等と連携した新たなコンテンツを発信しました。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】同サイトと連動して、3Rの認知向上・行動喚起を促進するイベント「Re-Style FES!」を全国で開催したほか、「3R推進月間」（毎年10月）を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、企業との新しい連携体制として、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を拡大しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】資源の効率的利用、長期的利用や循環利用を進めることに</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（１）建設リサイクルガイドラインの改訂に向けて、設計会社から意見収集した結果、工事種類毎にさらに具体的な検討内容等の整理が必要であったため、民間を含めた発注者や設計者に対しての協議を実施します。【国土交通省】</p> <p>（２）また、現場での新技術活用も増えていることから、継続して新技術の活用方法等の周知に取り組みます。【国土交通省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】リユース市場の中で急成長しているフリマアプリの実態把握など、2R型ビジネスモデルの把握を進めます。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】IT等を活用した低炭素型資源循環システム評価検証事業で策定するガイドラインを活用し、新たなビジネス形態の拡大を促進します。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】情報共有の一つの手段として、インターネットを利用し、若い世代に対して恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」を運営し、循環型社会形成に関する最新データやレポート等の掲載、第四次循環型社会形成推進基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図ります。また、SNSを活用し更なる情報発信の効率化を行います。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】引き続き、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう！3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開します。また、企業と連携体制として、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を拡大します。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】引き続き、資源の効率的利用、長期的利用や循環利用を進</p>

<p>を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時における生物多様性や自然環境の保全への配慮を促進する。</p> <p>⑤環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成・公表及び環境情報の開示基盤の整備等を推進することにより、各事業者における環境配慮に係る取組を促進する。</p>	<p>より新たな天然資源の消費の抑制を図りました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) IS014001 を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション 21」について、各地域でのセミナー開催等を通じての認知向上と普及・促進を行いました。この結果、2019 年 3 月時点でエコアクション 21 の認証登録件数は 7,945 件となりました。また、2017 年度に改訂を行った「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」にあわせて改訂した建設業者向け、食品関連事業者向けガイドラインを 2018 年 9 月に、産業廃棄物処理業者向け、大学等高等教育機関向け、地方公共団体向けのガイドラインを 2019 年 5 月に公表しました。【環境省】</p> <p>(2) 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。【環境省】</p> <p>(3) 国内外の動向を踏まえつつ見直しに向けた検討を行ってきた環境報告のためのガイドラインは、2018 年 6 月に環境会計ガイドラインを組み込む形で、「環境報告ガイドライン 2018 年版」を発行するとともに、環境報告のための解説書を 2019 年 3 月に公表しました。また、環境情報が投資判断の一要素として利用されつつあることを踏まえ、主として投資家等が利用することを前提とした「環境情報開示基盤」の運用実証を行いました。【環境省】</p>	<p>めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図ります。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 企業戦略における環境配慮の主流化を後押ししていく必要があり、環境経営を促進するため、幅広い事業者へ「エコアクション 21」をはじめとする環境マネジメントシステムの普及促進を引き続き行います。また、環境報告ガイドラインや環境報告のための解説書の普及等を通じ、環境報告を促していくとともに、環境情報が投資判断の一要素として利用されつつあることを踏まえ、主として投資家等が利用することを前提とした「環境情報開示基盤」の運用実証を行います。【環境省】</p>
<p>⑥国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き 3 R 製品や環境配慮設計がなされた製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。また、グリーン購入の普及・推進に努めるとともに、社会の動向を踏まえ、判断の基準への 3 R に関する事項の積極的な追加など 3 R を意識した基準の強化、拡充や整理を行うことによって、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) グリーン購入・グリーン契約については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき定めたそれぞれの基本方針に従い、国自ら率先して 3 R 製品や環境配慮設計がなされた製品等を調達しているとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用しています。また、グリーン購入法の基本方針について、全国説明会を行うことにより、グリーン購入の積極的な普及・推進に努めています。更に、判断の基準についても社会の動向を踏まえ、有識者検討会での意見を踏まえ適切に強化、拡充や整理を行うことで、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価しています。【環境省】</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) グリーン購入・グリーン契約については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）に基づき定めたそれぞれの基本方針に従い、国自ら率先して 3 R 製品や環境配慮設計がなされた製品等を調達していくとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用していきます。また、グリーン購入法の基本方針について、全国説明会を行うことにより、グリーン購入の積極的な普及・推進に努めていきます。更に、判断の基準についても社会の動向を踏まえ、有識者検討会での意見を踏まえ適切に強化、拡充や整理を行っていくことで、高度なリサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していきます。【環境省】</p>
<p>⑦（再掲）リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための</p>	<p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】有害物質が含まれるリサイクル原料の代表的な物として残留性有機汚染物質(POPs)を含む廃プラスチックに関して、国内の廃プラ</p>	<p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】有害物質が混入されたリサイクル原料の適正処理のため、引き続き調査を実施し、その結果を踏まえた検討を行います。【環境省】</p>

<p>施策について検討を進める。</p> <p>⑧（再掲）循環資源や再生可能資源について、温室効果ガスの排出抑制や輸送コスト削減の観点から、陸上輸送から海上輸送等へのモーダルシフトや、大型船の利用等による輸送効率化に取り組む。</p> <p>⑨土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）における自然由来等土壌について、天然資源の利用抑制を目的とした資源の有効活用の観点から、法令を遵守しつつ、水面埋立用材等として活用を進める。</p>	<p>スチックの POPs の含有状況や諸外国における法規制状況や実処理の状況等について、調査を行いました。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）【再掲】モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助しました。【国土交通省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。 （1）三河港等において建設発生土の受入を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>⑧の取組については次のとおり。 （1）【再掲】モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助します。【国土交通省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。 （1）三河港等において建設発生土の受入を実施しています。【国土交通省】</p>
<p>各種リサイクル法</p>		
<p>①「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）：2003年に、家庭から排出される使用済パソコンや小形二次電池の回収体制の整備を行い、2006年には家電・パソコンに含有される物質に関する情報提供の義務化の措置を講ずるなど、再生資源・再生部品の利用を促進してきた。このような措置を踏まえ、循環型社会の形成に向けた取組を推進するために、最近の資源有効利用に係る取組状況等を踏まえつつ、3Rの更なる促進に努める。</p> <p>②容器包装リサイクル法：2016年5月の中央環境審議会及び産業構造審議会からの意見具申を踏まえ、環境負荷低減と社会全体のコスト低減を図り、循環型社会の形成や資源の効率的な利用を推進するために、各種課題の解決や容器包装のライフサイクル全体を視野に入れた3Rの更なる推進に取り組む。</p>	<p>①の取組については次のとおり。 （1）資源有効利用促進法の適切な運用を図り、パソコン及び小形二次電池の製造等業者が行う回収及び再資源化によって、当該製品に係る再生資源等の利用を推進し、2018年度はパソコンについて1,728トン、小形二次電池について1,165トンを再資源化しました。【経済産業省】</p> <p>②の取組については次のとおり。 （1）「地球にやさしいプラスチックの資源循環推進会議（有識者懇談会）」における議論を踏まえ、農林水産業・食品産業の業界団体・企業から、プラスチック資源循環に資する自主的取組を「プラスチック資源循環アクション宣言」として広く募集し、応募のあった3Rの推進や環境美化活動の取組について情報発信し、国民一人ひとりのプラスチック資源循環への理解を深め、取組を促進する機運を醸成しました。（懇談会は2018年10月～2019年3月、アクション宣言は2018年11月より継続）【農林水産省】 （2）G20 農業大臣会合にて農林水産業におけるプラスチック資源循環対策をアピールしました。（2019年5月）【農林水産省】 （3）地方農政局等において食品関連事業者等にプラスチック資源循環に関する説明会を実施しました。（2019年10月～2020年2月）【農林水産省】 （4）2019年3月の中央環境審議会の答申を受けて、2019年5月に関係9省庁で「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進」などの記述を盛り込みました。【環境省】 （5）プラスチック資源循環戦略では重点戦略の1つであるリデュース等の徹底の取組みの一環として位置付けた、「レジ袋有料化義務化」を実施すべく、2019年9月から12月に中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ合同会議を開催し、プラスチック製買物袋の有料化のあり方について検討を行ったうえ</p>	<p>①の取組については次のとおり。 （1）資源有効利用促進法の適切な運用を図り、パソコンや小形二次電池の製造等業者が行う回収及び再資源化によって、当該製品に係る再生資源等の利用を推進します。【経済産業省】</p> <p>②の取組については次のとおり。 （1）農林水産・食品産業は容器包装等、消費者に極めて身近な多くのプラスチック製品を利活用していることから、積極的に対応します。【農林水産省】 （2）農業由来の使用済プラスチックの回収・適正処理等について関係団体と連携し推進します。【農林水産省】 （3）漁具等の陸域における回収等を事業者団体等を通じ徹底します。【農林水産省】 （4）清涼飲料団体による、ペットボトル100%有効利用を目指し、自販機横に専用リサイクルボックスを設置する取組を支援します。【農林水産省】 （5）漁業者による漁具の適正管理について事業者団体を通じ徹底します。【農林水産省】 （6）漁業者による海洋ごみ等の回収・処理を、海岸漂着物等地域対策推進事業、水産多面的機能発揮対策等により支援します。【農林水産省】 （7）カキ養殖用パイプ等の高い耐久性・強度が必要とされない漁具について海洋生分解性プラスチック等を用いた開発を促進します。【農林水産省】 （8）「プラスチック資源循環アクション宣言」を通じ、農林水産業・食品産業の自主的取組を促進します。【農林水産省】 （9）マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの生態系等への影響を調査します。【農林水産省】 （10）今後、速やかにプラスチック資源循環の更なる高度化に向けて、取組の一層の具体化を図るべく、順次検討を開始します。【環境省】</p>

<p>③食品リサイクル法：2014年10月の中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会からの意見具申を踏まえ、基本方針に定められた再生利用等実施率等の目標を達成するため、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底と同時に食品循環資源の再生利用等の促進に取り組む。</p> <p>④小型家電リサイクル法：2018年度より開始する法附則に基づく制度の見直しを踏まえ、使用済小型家電の回収及び有用金属等の再資源化を促進する。また、使用済小型家電由来の金属からメダルを製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」への幅広い国民の参加を得られるよう普及啓発を実施し、プロジェクト終了後にも残るレガシーの構築を図る。</p> <p>⑤家電リサイクル法：法施行後2度目の制度見直しにおいて2014年10月に取りまとめられた「家電リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する報告書」に沿った各種取組を推進するとともに、同報告書においては、5年後を目途に制度検討を再度行うことが適当としているため、制度の施行状況の点検作業を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>⑥「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号。以下「自動車リサイクル法」という。）：2015年の中央環境審議会及び産業構造審議会合同会合において制度の施行状況の評価・検討結果が、「自動車における3Rの推進・質の向上」「より安定的かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展」「自動車リサイクルの変化への対応と国際展開」を柱として取りまとめられた。これを受け、リユース・リサイクルに関する目標・指標の検討、「環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ（リサイクル料金割引）制度」の骨子を踏まえた実証事業、不法投棄・不適正保管への対策強化、次世代自動車のリサイクル</p>	<p>で、2019年12月中旬に容器包装リサイクル法に基づく省令の改正を予定しています。（施行は2020年7月1日の予定）【経済産業省】【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底のため、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインを周知しました。【農林水産省】【環境省】</p> <p>（2）2019年1月に北海道において食品リサイクル飼料の促進に向けたセミナーを開催しました。【農林水産省】</p> <p>（3）食品リサイクル肥料の利用促進に向けて、地方局主催で意見交換会を全国の各ブロックで開催しました。【農林水産省】</p> <p>（4）食品リサイクル・ループの形成促進のため、事例集を作成・公表しました。【農林水産省】</p> <p>（5）2019年10月16日に食品関連事業者と再生利用事業者のマッチングを目的とした「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を開催し、事業者間のマッチングとともに、食品循環資源のリサイクル促進及び不適正処理に関する対策強化について周知を行いました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2018年度より開始した小型家電リサイクル制度の評価・検討を継続して実施中。2018年度の使用済み小型家電の回収量は約10万トンであり、基本方針で定めた2018年に年間14万トン回収するという目標が未達成である点を踏まえ、使用済小型家電の回収促進や有用金属等の再資源化の高度化に向けた議論を行いました。【経済産業省】【環境省】</p> <p>（2）環境省では、2018年度まで実施された「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の機運を活用した「アフターメダルプロジェクト」を積極的に推進し、国民に対する小型家電リサイクル制度の普及啓発も行いました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2014年10月に取りまとめられた「家電リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する報告書」に沿った各種取組を実施しました。【環境省】</p> <p>（2）同報告書に基づいて設定した回収率目標の達成に向け、2016年3月に策定された「特定家庭用機器廃棄物回収率目標達成アクションプラン」に基づき各種取組を実施しました。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>（1）「自動車における3Rの推進・質の向上」に対しては、環境省によるリチウムイオン電池やCFRPのリサイクルに関する実証事業を実施するとともに、自動車リサイクル料金の余剰金を原資として、自動車リサイクル高度化財団による公募事業、個社事業等、技術開発に取り組んでいます。【環境省】</p> <p>（2）「環境配慮設計及び再生資源利用の進んだ自動車へのインセンティブ（リサイクル料金割引）制度」については、上記（1）の状況含む制度導入可否を確認するため、2019年7月にインセンティブ制度導入に向けた作業部会を開催しました。【環境省】</p>	<p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底のため、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインを周知拡大します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>（2）食品循環資源の再生利用の推進するため、地域での食品リサイクル・ループの形成を促進します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>（3）食品リサイクル肥料の利用促進に向けた農業者のマッチングを促進します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）小型家電リサイクル制度の評価・検討を継続して実施し、2019年度内に結論を得る予定です。2018年度の使用済み小型家電の回収量は約10万トンであり、基本方針で定めた2018年度に年間14万トン回収するという目標が未達成である点を踏まえ、使用済小型家電の回収促進や有用金属等の再資源化の高度化に向けた議論を行ってまいります。【経済産業省】【環境省】</p> <p>（2）「アフターメダルプロジェクト」を積極的に推進し、環境省、市町村、小型家電リサイクル認定事業者が連携し、国民に対する普及啓発を行ってまいります。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（1）前回の制度見直しから、およそ5年が経過したことから、制度見直しの審議会を開催予定です。【環境省】</p> <p>（2）上記見直しの審議会で取りまとめられる予定の報告書に基づき、各種取組を推進していく予定です。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2020年は自動車リサイクル法施行後15年に当たり、制度の見直しの必要性について検討することとしています。【環境省】</p>
--	--	--

<p>体制の整備等に取り組む。</p> <p>⑦建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）：2008年12月にとりまとめられた「建設リサイクル法の施行状況の評価・検討について とりまとめ」の具体的な取組を実施し、確実に法を施行していくとともに、社会情勢の変化等に対応した柔軟な法制度の見直しを行っていく。</p>	<p>（3）「より安定的かつ効率的な自動車リサイクル制度への発展」については、毎年度自治体における自動車リサイクル法に係る施行状況を調査するとともに、2019年9月に「不法投棄・不適正保管対策に関する試行的財政支援拡充事業」をモデル的に実施するモデル事業の募集を行っています。【環境省】</p> <p>（4）「自動車リサイクルの変化への対応と国際展開」については、上記（1）の実証事業に加え、国際的な製造事業者等の取組について調査を行いました。【環境省】</p> <p>（5）これらの取組について、2019年9月に開催した中央環境審議会及び産業構造審議会合同会合（第47回）において報告を行いました。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>（1）解体工事業を営む業者の技術・資質の担保を図るため、建設業法の許可業種に「解体工事業」を創設し、施工技術の確保等について指導しています。【国土交通省】</p> <p>（2）建設廃棄物の不適正処理を防止するため、建設部局、環境部局、労働基準監督署による合同パトロールを実施しています。【国土交通省】【環境省】</p> <p>（3）分別解体時における有害物質の取扱いの徹底のため解体工事業で必要となる関係法令による手続等に関するリーフレットを作成し、業界に対して普及・啓発を行いました。【国土交通省】【環境省】</p> <p>（4）建設廃棄物の再資源化及び適正処理の履行確保のため、自治体に対して行政部局間（建設部局と環境部局）において情報を共有するなど、連携の強化・推進について通知するとともに、全国会議等で6先進的取組を紹介しました。【国土交通省】【環境省】</p>	<p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>（1）法の施行状況について、点検・評価等を実施するため審議会の開催を準備中です。審議会からの提言を受けて、法制度の見直しを検討します。【国土交通省】【環境省】</p>
<p>5.3.1. プラスチック</p>		
<p>①資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。</p> <p>②具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。</p>	<p>①②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2019年3月の中央環境審議会の答申を受けて、2019年5月に関係9省庁で「プラスチック資源循環戦略」を策定し、「リデュース等の徹底、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、再生材・バイオプラスチックの利用促進」などの記述を盛り込みました。【環境省】</p> <p>（2）プラスチック資源循環戦略では重点戦略の1つであるリデュース等の徹底の取組みの一環として位置付けた、「レジ袋有料化義務化」を実施すべく、2019年9月から12月に中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会レジ袋有料化検討ワーキンググループ合同会議を開催し、プラスチック製買物袋の有料化のあり方について検討を行ったうえで、2019年12月中旬に容器包装リサイクル法に基づく省令の改正を予定しています。（施行は2020年7月1日の予定）【経済産業省】【環境省】</p> <p>（3）化石由来プラスチックを代替する再生可能資源への転換・社会実装化及び複合素材プラスチックなどのリサイクル困難素材のリサイクル技術・設備導入を支援するための実証事業を実施しました。【環境省】</p> <p>（4）中国が2017年12月末から廃プラスチックの輸入を禁止したことを受けて、日本国内の廃プラスチックのリサイクル体制の整備を後押しすべく、プラスチックリサイクルの高度化に資する設備の導入を補助す</p>	<p>①②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）プラスチック製買物袋有料化の円滑な施行に向けて、事業者や国民向けの周知広報を実施します。【経済産業省】【環境省】</p> <p>（2）「脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業」による、補助支援を実施します。【環境省】</p> <p>（3）省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業による補助支援を引き続き実施します。【環境省】</p>

	<p>る「プラスチックリサイクル高度化設備緊急導入事業」を実施しました。 【環境省】</p>	
<p>5.3.2. バイオマス（食品、木など）</p> <p>①（再掲）家庭から発生する食品ロスについては、これを2030年度までに半減するべく、地方公共団体、事業者等と協力して、食品ロスの削減に向けた国民運動を展開し、食品ロス削減に関する国民意識の向上を図るとともに、使い切れる量の食品を購入すること、残さず食べ切ること、未利用食品を有効活用することなど、家庭において食品の購入や調理等の際の具体的な行動の実践を促進する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】2019年5月に『外食時のおいしく「食べきり」ガイド』を公表しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（2）【再掲】2019年5月に議員立法として成立した「食品ロスの削減の推進に関する法律」が、同年10月1日に施行されました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（3）【再掲】2019年7月に農林水産省と環境省の合同の審議会における議論を踏まえ、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の基本方針を見直しました。新たな基本方針では、消費者の役割として家庭からの食品ロスの削減に努めることや、小売店において過度な品揃えを求めないことなど、消費者の意識及び行動の変革が重要であることが示されました。【環境省】</p> <p>（4）【再掲】2019年8月1日に開催した全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会主催による「食べきり塾」について実施の支援を行いました。【環境省】</p> <p>（5）【再掲】2019年10月30日、31日に徳島県、徳島市及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、消費者庁、農林水産省および環境省の共催により、「第3回食品ロス削減全国大会」を徳島市で開催しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（6）【再掲】食品ロス削減推進法で定められた10月の食品ロス削減月間に様々な主体に向けて、法の施行の周知と併せて、ポスター展示、食品ロス削減に関する情報をウェブサイトやSNSで発信。また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、地方公共団体、食品関連事業者を通じた食品ロス削減の情報発信を行いました。さらに各種イベントに登壇、出席し、消費者へ取り組んでいただけるよう啓発を実施しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（7）【再掲】10月の食品ロス削減月間に併せて、2019年10月2日に環境省、毎日新聞社主催「食品ロス削減シンポジウム」を開催し、食品ロスの現状や国の取組についての講演および有識者、料理研究者、ごみ清掃関係者を交えたパネルディスカッションを通じて消費者における理解の促進を図りました。【環境省】</p> <p>（8）【再掲】2019年10月26日に仙台、大阪、福岡の3都市の商業施設にて、食品ロス削減に向けた家族向け啓発イベントを開催しました。【環境省】</p> <p>（9）【再掲】2019年10月29日に、全国の自治体が食品ロス削減に取り組む際に参考となるよう、先進的な事例の実施の流れ及びポイントを取りまとめた「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル(令和元年10月更新版)」を更新・公表しました。【環境省】</p> <p>（10）【再掲】2019年11月25日に「第1回食品ロス削減推進会議」を、2019年12月16日に「第2回食品ロス削減推進会議」を開催しました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（11）【再掲】2019年12月には消費者庁、農林水産省および環境省は、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、2019年12月</p>	<p>①の取組については次のとおり</p> <p>（1）【再掲】2019年度中に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定できるよう検討します。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（2）【再掲】地方公共団体における「食品ロス削減推進計画」の策定を促進します。【環境省】【消費者庁】</p> <p>（3）【再掲】全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、自治体の取組事例の情報発信等や消費者等への普及啓発を推進します。【環境省】【消費者庁】</p>

<p>②（再掲）家庭以外から発生する食品ロスについては、SDGsを踏まえた目標を検討するとともに、個社での解決が難しいフードチェーン全体での非効率を改善するための商慣習の見直しの促進、「3010運動」など宴会時の食べ残しを減らす地方公共団体主導の取組の促進、最新の技術を活用した需要予測サービスの普及、食品関連事業者の製造・流通段階で発生する未利用食品を、必要としている人や施設が活用できる取組の推進、その他食品ロス削減のための取組の展開等を実施し、製造から流通、消費までの各段階における食品ロス削減の取組を加速化する。</p> <p>③食品ロスの削減に係る取組の実施及びその進捗の評価に当たっては、その基礎情報として、国内で発生する食品ロスの量を的確に把握することが重要であることから、地方公共団体による食品ロス発生量の調査を支援するとともに、これによって得られたデータ等を基に、食品ロス発生量に係る推計値の精緻化を行う。</p> <p>④（再掲）食品ロスを削減した上でそれでも発生する食品循環資源については、地域の実情に応じて飼料化及び肥料化等が徹底的に実施されるよう、関係者による取組を促進し、また、飼料化や肥料化が困難な食品循環資源については、バイオガス発電、熱利用等によってエネルギー源として活用を促進する。なお、食品循環資源の再生利用に当たっては、食品廃棄物等の不適正処理対策の徹底を同時に推進する。</p>	<p>から2020年1月までの忘新年会シーズンに、『外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーン』に取り組みました。【環境省】【消費者庁】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】SDGsを踏まえて、2019年7月に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針において、事業系食品ロスを2000年度比で2030年度までに半減する目標を設定しました。【農林水産省】【環境省】</p> <p>（2）【再掲】2019年10月1日に施行された食品ロス削減推進法も踏まえ、事業系食品ロス削減に向け、以下の取組を実施しました。【農林水産省】【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商慣習の見直しについて、2018年度の実証実験の結果を踏まえ、納品期限緩和の対象品目を拡大しました。さらに、全国の小売事業者における納品期限の緩和の取組状況を調査し、2019年10月の食品ロス削減月間に公表しました。また、2019年4月から2020年2月に、全国各ブロックで賞味期限の年月表示化セミナーを開催します。</li> <li>・2018年度及び2019年度に、日配品の適正発注の推進に向けた検討・実証を行いました。</li> <li>・2019年10月（食品ロス削減月間）に、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と共同で「飲食店等の食品ロス削減のための好事例集」に新たな事例を追加・公表しました。</li> <li>・2018年9月にフードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引きを改正し、衛生管理について記した表を追加等しました。また、2018年度及び2019年度に全国各ブロックでフードバンク情報交換会を開催しています。</li> </ul> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2016年度から実施している家庭の食品ロス発生量の推計について、2019年度も継続して実施しています。【環境省】</p> <p>（2）食品ロス発生量のデータの精緻化及び地域におけるデータに基づく食品ロス対策の推進支援のため、2019年度に14自治体を対象に食品ロス実態調査（ゴミ袋の開袋による組成調査）の支援事業を実施しています。【環境省】</p> <p>（3）2016年度から実施している食品産業の食品ロス発生量の推計について、食品リサイクル法に基づく定期報告及び食品循環資源の再生利用等実態調査（統計調査）等を踏まえて、2019年度も継続して実施しています。【農林水産省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】食品ロス循環資源のバイオガス発電については、廃棄物系バイオマスの利活用方針や施設整備に向けた基本構想の検討方法をまとめた「廃棄物バイオマス利活用導入マニュアル」及びメタンガス化施設の整備に向けた施設規模や維持管理方法等の具体的事項をまとめた「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」をそれぞれ示し、説明会を通して全国自治体への周知を行いました。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】熱利用等については、ゴミ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助や、地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行う事業</p>	<p>②の取組については次のとおり。</p> <p>食品ロス削減推進法や事業系食品ロスの半減目標の設定も踏まえて、</p> <p>（1）【再掲】個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組や、フードバンク活動を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を推進します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>（2）【再掲】食品関連事業者、消費者、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会と連携し、食品ロス削減を国民運動として展開します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>（3）【再掲】学校における食品ロスの削減・食品リサイクルの推進の取組を実施します。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）家庭からの食品ロスの発生量の調査支援及び推計値の精緻化を推進します。【環境省】</p> <p>（2）食品産業からの食品ロスの発生量の推計に必要なデータの捕捉等を引き続き推進します。【農林水産省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】今後も「廃棄物バイオマス利活用導入マニュアル」及び「メタンガス化施設整備マニュアル（改訂版）」をそれぞれ示し、説明会を通して全国自治体へ周知し、廃棄物エネルギーの活用を促進します。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】熱利用等については、ゴミ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助の対象範囲の見直しを行い、ゴミ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域に供給することによる廃棄物エネルギーの利活用をさらに促進します。【環境省】</p> <p>（3）【再掲】引き続き、市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用し</p>
--	--	--

<p>⑤木くず、紙等の廃棄物系バイオマスや農山漁村での営みにおい</p>	<p>としての実現可能性調査への補助を行うモデル事業を実施しました。また、2018年度から補助の対象範囲をこれまでの供給施設側の付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換機、受変電設備)から需要施設側の付帯設備まで拡大した。ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域に供給することによる廃棄物エネルギーの利活用をさらに進めました。【環境省】</p> <p>(3)【再掲】市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進しています。【環境省】</p> <p>(4)【再掲】2018年10月から2019年4月に、食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会食品リサイクル小委員会において、現行の食品リサイクル制度を点検、今後の方向性を検討し、2019年7月に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する新たな基本方針を公表しました。この中で、食品関連事業者の再生利用等の取組に対する意識の向上と取組の促進を図るよう、再生利用等実施率の目標値を見直すとともに、食品関連事業者による取組状況の公表内容を拡充することとしました。また、地域の実情に応じた再生利用を促進するため、これまでの実績を踏まえて、「きのご類の栽培のために使用される固形状の培地」を再生利用手法として政令に新たに規定しました。</p> <p>食品廃棄物の適正処理の推進のため、同基本方針に、食品関連事業者の排出事業者責任の徹底・国による継続的な周知徹底を基本的方向として明記し、再生利用事業者の登録時に再生利用製品の販売量の根拠となる書類の提出の義務化を省令に新たに規定しました。さらに、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令において、報告範囲を都道府県単位から市町村単位に見直しました。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(5)【再掲】2019年1月に北海道で食品リサイクル飼料の利用促進に向けたセミナーを開催しました。【農林水産省】</p> <p>(6)【再掲】2018年度及び2019年度に全国各ブロックで食品リサイクル肥料の利用促進に向けた意見交換会を開催しました。この中でも、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等の不適正な転売の防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの周知を行いました。【農林水産省】</p> <p>(7)【再掲】食品廃棄物等の分別方法や再生利用の取組事例をまとめた「外食産業における食品リサイクルマニュアル」を普及しました。【農林水産省】</p> <p>(8)【再掲】飼料化や肥料化が困難な食品循環資源については、下水処理施設を活用して下水汚泥との混合利用によるバイオマス発電、熱利用を推進するため、先進事例地区における課題および新たに検討を進めている市町村における事業化に向けた基礎調査を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(9)【再掲】2019年10月16日に食品関連事業者と再生利用事業者のマッチングを目的とした「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を開催し、事業者間のマッチングとともに、食品循環資源のリサイクル促進及び不適正処理に関する対策強化について周知を行いました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p>	<p>たバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進していきます。【環境省】</p> <p>(4)【再掲】食品循環資源の再生利用を促進するため、新たな基本方針に基づく取組を推進します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(5)【再掲】食品循環資源の再生利用を推進するため、地域での食品リサイクル・ループの形成を促進します。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(6)【再掲】飼料化や肥料化が困難な食品循環資源については、下水汚泥との混合利用について、基礎調査結果をもとに、事業化に向けた支援を進め、横展開を図っていきます。【農林水産省】【環境省】</p> <p>(7)【再掲】食品循環資源の再生利用を促進するため、食品関連事業者の理解の向上と再生利用事業者の育成を推進します。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p>
--------------------------------------	--	--



<p>て発生するもみ殻等の農作物非食用部や未利用間伐材等の未利用資源等についても、地域の実情に応じてパーティクルボード、製紙等への再生利用やエネルギー源としての活用を促進する。</p>	<p>(1) 市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進しています。【環境省】</p> <p>(2) 里地里山の保全に伴って発生する木質バイオマスの有効利用など、地域課題を解決するため、地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査に対する補助事業を実施しました。【環境省】</p> <p>(3) 関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で取りまとめたバイオマスの利用状況とロードマップについて、2019年5月に見直しを行い、「もみ殻ガス化発電技術」等の技術を新たに追加し、産官学共通のプラットフォームとしての活用を進めました。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(5) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、低炭素型廃棄物処理支援事業を実施しました。後者に関して2019年度は民間事業者に対して、2件の高効率な廃棄物熱回収施設及び1件の廃棄物燃料製造施設の整備の支援を行いました。また、廃棄物処理事業による地球温暖化対策へのAIやIoTの活用可能性について調査を行いました。【環境省】</p>	<p>(1) 引き続き、市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進していきます。【環境省】</p> <p>(2) 里地里山の保全に伴って発生する木質バイオマスや農山漁村で発生するもみ殻の有効利用など、地域課題を解決するため、地域の循環資源を活用した地域の脱炭素化を推進する事業の実現可能性調査に対する補助事業を引き続き実施する予定です。【環境省】</p> <p>(3) 「もみ殻ガス化発電技術」等の事例について、今後も情報収集を行ない、産官学共通のプラットフォームにおいて、進捗状況や課題の共有を図ります。【農林水産省】</p> <p>(4) 未利用間伐材等の利用を促進するための木質バイオマス利用促進施設整備等に対する支援を実施します。【農林水産省】</p> <p>(5) 引き続き農作物非可食部や未利用間伐材等の未利用資源について、再利用やエネルギー源としての活用を促進します。【環境省】</p>
<p>⑥（再掲）下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点とし、固形燃料化やバイオガス発電等による下水汚泥の化石燃料代替エネルギー源としての活用や、下水汚泥を肥料として再生利用する取組、下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進しています。【環境省】</p> <p>(2) 【再掲】下水汚泥と食品廃棄物の混合利用によるエネルギー回収効率の向上に向けて、先行事例地区における課題整理および新たに検討を進めている市町村における事業化に向けた基礎調査を実施しました。【農林水産省】</p> <p>(3) 【再掲】2019年5月末時点における下水処理場での固形燃料化施設は20施設、バイオガス発電施設は109施設であり、汚泥のエネルギー利用を進めています。また、下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の推進に向け、具体的な案件形成に向けた地方公共団体へのアドバイザー派遣を関係省庁等と実施しました。【国土交通省】</p> <p>(4) 【再掲】2018年度には、下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進するため、下水道エネルギーイノベーション推進事業を創設しました。また、下水道革新的技術実証事業（B-DASH）として、2018年度に採択された下水熱による車道融雪技術2件及び中小規模処理場向けエネルギーシステム2件の実証を実施しています。【国土交通省】</p> <p>(5) 【再掲】下水道由来肥料等の利用促進を図るため、優良取組・効果等を下水道管理者や農業従事者に対して相互発信するための会合の開催など、食と下水道の連携に向けた「BISTRO 下水道」を推進しました。【国土交通省】</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】引き続き、市町村が設置する廃棄物系バイオマスを利用したバイオガス化施設について、循環型社会形成推進交付金の交付率を1/2とした支援を行い、廃棄物エネルギーの利活用を推進していきます。【環境省】</p> <p>(2) 【再掲】基礎調査結果をもとに、事業化に向けた支援を進め、横展開を図っていきます。【農林水産省】</p> <p>(3) 【再掲】下水処理場に生ごみや刈草等の地域のバイオマスを集約して効率的なエネルギー回収を行う取組の推進を進めるため、引き続き関係省庁等と協力して事業化に向けた技術的・財政的支援を実施します。【国土交通省】</p> <p>(4) 【再掲】下水道革新的技術実証事業について、これまでに採択し、ガイドライン化された技術の普及展開を図ります。【国土交通省】</p> <p>(5) 【再掲】下水道由来肥料等の利用促進を図るため、下水道管理者や農業従事者に対する相互発信に引き続き取り組みます。【国土交通省】</p>
<p>⑦家畜排せつ物について、肥料化等がこれまで以上に実施される</p>	<p>⑦の取組については次のとおり。</p>	<p>⑦の取組については次のとおり。</p>

<p>よう関係者による取組を引き続き促進するとともに、メタン発酵によって発生するバイオガスを利用した熱利用や、発電及び発電で発生する余熱の利用等、エネルギー源として活用する取組を促進する。</p>	<p>(1) 関係7府省（内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が共同で取りまとめたバイオマス事業化戦略において、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出等に向けたバイオマス産業都市の構築を推進することとされ、2019年にバイオマス産業都市は全国で90市町村となりました。【農林水産省】</p> <p>(2) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料製造業者の取組に対し税制支援を行いました。【農林水産省】</p> <p>(3) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理の徹底を周知するとともに、その利活用を図るため、2019年7月には、堆肥を利用した土づくりに関するシンポジウムを開催しました。【農林水産省】</p>	<p>(1) バイオマス事業化戦略に基づき、グリーン産業創出等に向けたバイオマス産業都市の構築を推進します。【農林水産省】</p> <p>(2) 農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料の製造支援を行います。【農林水産省】</p> <p>(3) 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成11年法律第112号）の趣旨を踏まえ、家畜排せつ物の適正な管理に加え、その利活用を図るため、ニーズに対応した堆肥の生産や流通を推進します。【農林水産省】</p>
<p>⑧バイオマスからセルロースナノファイバー等の化成品等を製造するホワイトバイオテクノロジー等の世界に先駆けた革新的低炭素化技術の研究開発を推進する。</p>	<p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 科学技術振興機構（JST）において、バイオマス原料から高性能・高機能素材を高効率で生産する新しい合成技術やセルロースナノファイバーを用いて次世代材料を設計し創製する技術等の研究開発を推進しました。【文部科学省】</p> <p>(2) 農林水産物由来のセルロースナノファイバー又はその複合素材を活用する研究開発の推進を行いました。【農林水産省】</p> <p>(3) 木質バイオマスから創造した改質リグニンを、自動車部材等に利用する実用化研究の推進を行いました。【農林水産省】</p> <p>(4) 地域材を活かした小規模・低環境負荷システムによって製造したセルロースナノファイバーや、豊富な国産スギを原料とした改質リグニンを活用した高付加価値製品の開発が進むなど、木材のマテリアル利用に向けた研究開発が進展しました。また、改質リグニンについては、地域発のリグニン産業創出を目指して「地域リグニン資源開発ネットワーク」が設立され、産学官の連携・協力体制の構築が進められています。【農林水産省】</p> <p>(5) 研究機関やメーカー等と連携しセルロースナノファイバー活用製品を実機（自動車、住宅建材等）に搭載して、成形加工性やCO2削減効果等の評価・検証を行いました。また、令和元年10月に、セルロースナノファイバー活用製品を搭載したコンセプトカーを東京モーターショーに出展しました。【環境省】</p>	<p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 科学技術振興機構（JST）において、バイオマス原料から高性能・高機能素材を高効率で生産する新しい合成技術やセルロースナノファイバーを用いて次世代材料を設計し創製する技術等の研究開発を推進します。【文部科学省】</p> <p>(2) 農林水産物由来のセルロースナノファイバー又はその複合素材を活用した農業用資材、機械の製品化を行います。【農林水産省】</p> <p>(3) 改質リグニンの用途拡大や高機能化により、木質バイオマスのマテリアル化を促進する研究を推進します。【農林水産省】</p> <p>(4) セルロースナノファイバーや改質リグニン等の製造技術の民間移転・普及に向け、産学官の連携の下、実証施設の整備や技術指導等を通じた社会実装を推進するほか、新たなマテリアル利用に向けた技術開発を行う方針です。【農林水産省】</p> <p>(5) セルロースナノファイバーは自動車や住宅建材等の他、様々な分野に適用できる可能性がある一方で、性能やコスト面での課題があることから、実用化・製品化に向けた取組を支援することにより、早期の社会実装・普及展開を促進します。【環境省】</p>
<p>⑨（再掲）食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、生産、流通過程の特長を打ち出し、戦略的に訴求することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの形成を促進する。</p>	<p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】2019年1月に北海道で食品リサイクル飼料の利用促進に向けたセミナーを開催しました。【農林水産省】</p> <p>(2) 【再掲】全国各ブロックで食品リサイクル肥料の利用促進に向けた意見交換会を開催しました。【農林水産省】</p> <p>(3) 【再掲】食品廃棄物等の分別方法や再生利用の取組事例をまとめた「外食産業における食品リサイクルマニュアル」を普及しました。【農林水産省】</p> <p>(4) 【再掲】FR認証（（一財）日本土壌協会）やエコフィールド利用畜産物認証（（公社）中央畜産会）の取組を周知しました。【農林水産省】</p> <p>(5) 【再掲】食品リサイクル・ループの形成促進のため、事例集を作成・公表しました。【農林水産省】</p> <p>(6) 【再掲】2019年10月16日に食品関連事業者と再生利用事業者の</p>	<p>⑨の取組については、次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】食品廃棄物由来の肥飼料の需要増加に向けた、継続的なセミナー、意見交換会を開催します。【農林水産省】</p> <p>(2) 【再掲】食品循環資源の再生利用を推進するため、地域での食品リサイクル・ループの形成を促進します。【農林水産省】</p>

	<p>マッチングを目的とした「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を開催し、事業者間のマッチングとともに、食品循環資源のリサイクル促進及び不適正処理に関する対策強化について周知を行いました。【環境省】</p>	
5.3.3. ベースメタルやレアメタル等の金属		
<p>①獲得時の環境影響の大きい鉱種の利用削減（リデュース）、製品としてのリユース・リサイクルのしやすさ、再生金属の利用拡大等を加味した環境配慮設計の普及のための方策を検討する。</p> <p>②我が国の都市鉱山を有効に活用するため、廃小型家電の選別システムや製錬システム等の革新につながる研究開発や、これらをシステム化する IT 等を有効活用することによって、動静脈産業が一体となった戦略的な資源循環システムの構築を行う。</p> <p>③鉄、アルミニウム、銅等ベースメタルのリサイクルを一層促進するため、高度破碎設備や合金成分も加味できる高度選別設備の開発・導入を支援するとともに、二次原料利用量拡大に資する基準等の検討を行う。また、レアメタル・レアアースをはじめとする金属についてクリティカルリティを把握し、クリティカルリティの高い金属について、回収システム構築の実証、リサイクル設備の導入支援等を行う。</p> <p>④幅広い製品に内蔵されている電池について、マテリアルフローの調査を行い、関係主体による安全性に留意した回収網の充実化を支援するとともに、有用金属回収の観点も加味した適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築を推進する。とりわけ、小形二次電池について、引き続き、資源有効利用促進法に基づく生産者による安全な回収及び再資源化の推進を行う。</p> <p>⑤2017年の改正廃棄物処理法に基づく有害使用済機器の適正な保管等の義務付け措置の着実な執行等を通じて、いわゆる雑品スクラップに含まれる有害使用済機器の適正な処理やリサイクルを推進する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2018年度より開始した小型家電リサイクル制度の評価・検討において、効率的なリサイクルのためのコミュニケーションの在り方を検討しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>「戦略的都市鉱山活用技術・システム研究開発事業」では、我が国の都市鉱山を有効に活用するため、廃小型家電の選別システムや製錬システム等の革新につながる研究開発や、動静脈産業が一体となって関連情報を有効活用できるような資源循環システム構築を進めています。【経済産業省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 「省 CO2 型リサイクル等設備技術実証事業」において、ハードディスクや廃基板からのレアメタル回収技術について実証しています。また、「省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」において金属の破碎・選別設備に対する設備導入補助を実施し、2018年度及び2019年度で22件の事業を採択しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 「省 CO2 型リサイクル等設備技術実証事業」において、車載用電池のリユース、リサイクル技術・システムについて実証しています。また、2018年10月には、自動車工業会が車載用のリチウム電池の自主回収について広域認定を取得し、自動車解体業者からの電池回収スキームを立ち上げました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 有害使用済機器に関する改正内容を含め、違法な不用品回収業者、輸出業者等の対策として、自治体職員の知見向上のため、「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」を全国3か所で開催しました。【環境省】</p> <p>(2) 有害使用済機器の処理状況を把握するため、届出や立入検査の状況についての調査を実施しました。【環境省】</p> <p>(3) 外国人が有害使用済機器を取り扱う実態に鑑み、有害使用済機器の適正な保管等についての理解の推進のため、6つの外国語での普及啓発パンフレットを作成し、環境省ホームページに掲載し、周知を図っています。【環境省】</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2018年度より開始した小型家電リサイクル制度の評価において、効率的なリサイクルのためのコミュニケーションの在り方を引き続き検討します。認定事業者だけでなく、製造事業者等の主体も交えながら環境配慮設計の促進に向けた情報共有などを行っています。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>事業終了後には、2022～2024年度の3年間（製錬システムは2023年度から2年間）でパイロット機をリサイクル工場に導入し、これらの知見に基づき、実機スケール機を設計・製作、2025年度の製品化を目指します。【経済産業省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、高効率なリサイクル技術の実証事業を行うとともに、省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業設備の導入補助により、安定的な資源循環のための体制作りを進めます。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 電池のマテリアルフローについて調査を行うとともに、引き続き、有用金属回収の観点も加味した適正なリユース・リサイクル・処分システムの構築に取り組みます。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 有害使用済機器に関する改正内容を含め、違法な不用品回収業者、輸出業者等の対策として、自治体職員の知見向上のため、「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」を引き続き開催する予定です。【環境省】</p> <p>(2) 引き続き有害使用済機器の処理状況の実態把握に努め、適正な処理やリサイクルを推進していきます。【環境省】</p>
5.3.4. 土石・建設材料		

<p>①分別解体の更なる促進等により建設混合廃棄物の発生量をできるだけ低減するとともに、建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進する措置を講じることで、最終処分される建設廃棄物の量を低減する。また、アスベストなどの有害物質については、適切な分別及び処理を徹底する。</p> <p>②（再掲）将来、建設副産物の発生量が増加する一方で、民間シンクタンクの予測では、住宅着工戸数は減少すると予想されていることなどを踏まえ、建設副産物が適切に再資源化等されるよう再生材の新規用途の開拓や拡充等を促進する。また、既存のインフラについては、その再配置、更新、改修等に当たっては、長寿命化、防災機能の向上、省エネルギー化の推進等のストックの価値向上を図る。既存住宅については、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図る。状態が良好な既存建築物については、地域活性化のための宿泊・交流施設としてリノベーションを行う、医療・介護施設として利用するなど、その有効活用を図る。</p> <p>③今後排出の増大が見込まれる石膏ボードや分別が困難な複合材料等の再資源化等の促進のために必要な措置を講じる。</p> <p>④セメントの製造工程での有用金属の回収等の取組を支援するほか、セメントの原料代替物や化石エネルギー代替物としての副産物・廃棄物・処理困難物の適正な利用拡大及び混合材又は混和材としての高炉スラグ等の利用拡大等の取組を支援するなど他産業で発生した副産物・廃棄物の建設資材としての活用を促進することで、産業廃棄物の最終処分量の削減を行う。</p> <p>⑤海域環境の保全・再生を図るとともに、鉄鋼スラグ等の産業副産物の有効活用を推進するため、環境に配慮しつつ、港湾工事等における産業副産物の活用を進める。</p> <p>⑥（再掲）航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（１）一部地域において、建設混合廃棄物の排出削減のための「現場分別マニュアル」の作成や、地方自治体等に対する分別徹底の要請、工事現場から最終処分場へ直接搬出している工事についてその理由を確認する「リサイクル阻害要因調査」を実施し、その結果に基づき関係機関に対して再資源化施設への搬出徹底を要請しました。【国土交通省】</p> <p>（２）また、アスベスト等の有害物質の適正処理について、ポスターやパンフレットによる周知を実施しました。【国土交通省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図りました。【国土交通省】</p> <p>（２）【再掲】地域活性化のための移住体験施設や観光交流施設等の用に供するために行う空き家の改修等に要する費用に対して支援を行いました。【国土交通省】</p> <p>（３）【再掲】省CO2型リサイクル設備技術実証事業において、建設副産物等から発生する有用金属のリサイクル技術・システムに関する検討を行いました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）再生石膏粉の有効利用ガイドラインを策定しました。【国土交通省】【環境省】</p> <p>④の取組については以下のとおり</p> <p>（１）有用金属の回収等の取組については、省CO2型リサイクル設備技術実証事業において、有用金属のリサイクル技術・システムの実証を行っています。この実証事業では、製品のリユース・リサイクル段階での省CO2化を図り、そのプロセスの効率化により製品製造段階におけるCO2削減を期待し、業界内外で広く横展開される技術の実証を行っています。【環境省】</p> <p>（２）公共工事におけるグリーン購入法調達方針に基づく「建設汚泥から再生した処理土」の調達の実績を把握し、公表しました。【国土交通省】</p> <p>（３）他産業副産物について、地域の実情に応じて、建設副産物由来の再生資材との利用バランスを確保しつつ、また有害物質の含有・溶出に関する品質・影響等も考慮しながら、グリーン調達に基づき、建設工事での利用実績を把握し、公表しました。【国土交通省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（１）鉄鋼スラグ等については、港湾工事等において現場条件により採用が可能となるよう港湾工事共通仕様書等に使用条件を記載し、産業副産物の活用を図りました。また、鉄鋼スラグを活用した藻場造成に関する実証実験を須崎港にて実施しました。【国土交通省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（１）「現場分別マニュアル」の作成や「リサイクル阻害要因調査」等については、建設混合廃棄物の量の低減に寄与する取り組みであると考えられるため、地域毎の状況を踏まえ、必要に応じて全国への取り組み拡大を検討します。【国土交通省】</p> <p>（２）また、アスベスト等の適正処理に関して、ポスターやパンフレットによる周知は有害物質の適切な分別及び処理の徹底に寄与すると考えられるため、継続して周知に取り組みます。【国土交通省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】引き続き、税制上の特例措置の活用等により、長期優良住宅認定制度の普及を図ります。【国土交通省】</p> <p>（２）【再掲】引き続き、地域活性化のための移住体験施設や観光交流施設等の用に供するために行う空き家の改修等に要する費用に対して支援を行います。【国土交通省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）関係業界等と連携しつつ、今後の必要な取組について検討します。【国土交通省】【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（１）引き続き個別リサイクル法等の法的基盤の整備のため、実証事業を行います。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>鉄鋼スラグ等については、港湾工事等において現場条件により採用が可能となるよう港湾工事共通仕様書等に使用条件を記載し、産業副産物の活用を図ります。引き続き、鉄鋼スラグを活用した藻場造成の実用化の可能性を検討します。【国土交通省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p>
---	---	---

<p>潟・藻場などの再生や深掘跡の埋戻し等を行うことにより、水質改善や生物多様性の確保等、良好な海域環境の保全・再生・創出や藻場等の海洋生態系が蓄積する炭素（ブルーカーボン）を活用した新たな吸収源対策の検討を行うとともに、最終処分場への投入や海洋投入による土砂等の処分量の削減を推進する。</p> <p>⑦首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進する。</p>	<p>(1)【再掲】港湾整備で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘跡への埋め戻しを実施しました。【国土交通省】</p> <p>(2)【再掲】2019年度に学識経験者等で構成する「地球温暖化防止に貢献するブルーカーボンの役割に関する検討会」を立ち上げ、ブルーカーボン生態系を活用するための具体的な検討を開始しました。【国土交通省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1)三河港等において建設発生土の受入を実施しました。【国土交通省】</p>	<p>(1)【再掲】港湾整備で発生する浚渫土砂を有効に活用し、干潟や藻場の造成や、閉鎖性海域に存在する深掘跡への埋め戻しを促進します。【国土交通省】</p> <p>(2)【再掲】引き続き、ブルーカーボン生態系を活用するための検討を進めます。【国土交通省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1)三河港等において建設発生土の受入を実施しています。【国土交通省】</p>
<p>5.3.5. 温暖化対策等により新たに普及した製品や素材</p>		
<p>①（再掲）今後、廃棄量が急増する太陽光発電設備について、関連事業者による自主的な回収・適正処理・リサイクルスキームの運用状況や欧州の動向等を踏まえながら、リサイクルを促進・円滑化するための制度的支援や必要に応じて義務的リサイクル制度の活用を検討する。</p> <p>②急速に普及が進むリチウムイオン電池、炭素繊維強化プラスチック等の新製品・新素材について、3Rに関する技術開発・設備導入を支援するとともに、適正なリユース・リサイクル・処分のためのシステム構築を推進する。とりわけ、小型リチウムイオン電池について、引き続き、資源有効利用促進法に基づく生産者による回収及び再資源化の推進を行うとともに、再資源化率の向上に係る取組を推進する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1)【再掲】2018年7月に、太陽光発電のリサイクル・適正処理等に関する検討チーム（当時の大臣政務官をチーム長とし、環境省の内部部局で構成）を立ち上げ、使用済パネルを適正にリユース・リサイクル・処分するための施策の在り方について、取りまとめ、公表しました。【環境省】</p> <p>(2)【再掲】2018年末にガイドラインを改定し、災害で被害を受けた太陽光パネルの取扱いや有害物質情報の伝達に関する関係者の役割分担などを追加するとともに、埋立処分をする場合は、管理型処分場と呼ばれる、より安全な方法を取るよう、廃棄物処理法の解釈を明確化しました。【環境省】</p> <p>(3)【再掲】災害時には、関係都道府県に対し、損壊パネルによる感電等の危険性についての地域住民等への注意喚起などについて、市町村・事業者への周知を求める通知を発出しました。【環境省】</p> <p>(4)【再掲】高効率なリサイクル技術の実証事業を行うとともに、省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業設備の導入補助により、これまで4件の補助を行うなど、安定的な資源循環のための体制作りを進めています。【環境省】</p> <p>(5)【再掲】2019年10月には、『太陽光発電設備の廃棄処分等に関する実態調査』の勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）に対し、これらの取組を回答しています。【環境省】</p> <p>(6)【再掲】2019年12月には、発電事業者、廃棄事業者向けに、ガイドラインに関する留意事項をまとめたチラシを作成し周知を行いました。【環境省】</p> <p>(7)【再掲】また、2019年度はガイドラインにも記載している適正なリユースを促進するため、判断基準作りの検討を開始しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1)「省CO2型リサイクル等設備技術実証事業」において、急速に導入が進むリチウムイオン電池、LED等の新製品・新素材のリサイクル技術の実証を行いました。ハードディスクや廃基板からのレアメタル回収技術について実証しています。また、「省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業」においては、CFRPのリサイクル設備の導入補助事業を2件採択しました。【環境省】</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1)【再掲】高効率なリサイクル技術の実証事業を行うとともに、省CO2型リサイクル等高度化設備導入促進事業設備の導入補助により、安定的な資源循環のための体制作りを進めます。【環境省】</p> <p>(2)【再掲】また、2019年度はガイドラインにも記載している適正なリユースを促進するため、判断基準作りの検討を行います。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1)2020年度予算要求の「脱炭素型金属リサイクルシステムの早期社会実装化に向けた実証事業」などを通じて、レアメタル等の金属の回収システム構築に取り組みます。【環境省】</p> <p>(2)引き続きEUと協力のうえCFRPの再生材の性能評価に関する基準作りの検討を行います。【経済産業省】</p> <p>(3)資源有効利用促進法に基づき、小形二次電池や小形二次電池使用機</p>

	<p>(2)炭素繊維強化プラスチックのリサイクル推進に向けEUと協力のう えG20 資源効率性対話においてワークショップを開催しました。【経済産業省】</p> <p>(3)資源有効利用促進法に基づき、小形二次電池や小形二次電池使用機器の製造等業者が行う回収及び再資源化によって、2018年度に小型リチウムイオン電池は415トン回収され、193トンが再資源化されました。また、モバイルバッテリーについて、利用が広がっている実態を踏まえ、製造等業者による使用済製品の回収の促進を図りました。【経済産業省】</p>	<p>器の製造等業者による回収及び再資源化の推進を行います。【経済産業省】</p>
5.4. 適正処理の更なる推進と環境再生		
5.4.1. 適正処理の更なる推進		
<p>①一般廃棄物についての適正処理を推進するため、市町村の統括的な処理責任や一般廃棄物処理計画の適正な策定及び運用について引き続き周知徹底を図る。また、事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物について自らの責任で処理する必要がある。このため、排出事業者責任について、排出事業者等の関係者に対し改めて周知徹底を図る。</p> <p>②持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な体制の整備及び廃棄物処理システムにおける気候変動対策、災害対策の強化、地域での新たな価値の創出に資する廃棄物処理施設の整備を推進する。</p> <p>③一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。また、最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。</p> <p>④市町村のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図る。また、この中で、ストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。</p> <p>⑤使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の生産者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 都道府県・政令市の担当部課長が出席する会議や廃棄物関係団体が主催する研修会において、一般廃棄物の適正な処理について説明し、周知を行いました。【環境省】</p> <p>(2) 排出事業者が集まる会議等のあらゆる機会を通じて排出事業者責任の徹底とその重要性について周知を行いました。また、排出事業者を指導する立場にある都道府県・政令市の担当部局に対しても通知等を通じて、排出事業者や廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うように依頼しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2019年3月に通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出しました。【環境省】</p> <p>(2) 2019年4月に「廃棄物エネルギー利活用計画策定指針」を策定しました。【環境省】</p> <p>(3) 2018年度に、災害廃棄物対策指針を改定しました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理実態調査において、最終処分量、残余容量の推移を把握しました。【環境省】</p> <p>(2) 最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を循環型社会形成推進交付金により支援しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2019年3月に通知「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出しました。【環境省】</p> <p>(2) 2019年度から循環型社会推進交付金の交付要件としてごみ処理の広域化・施設の集約化の検討を追加しました。【環境省】</p> <p>(3) 廃棄物処理施設の長寿命化の取組に関する事務連絡を発出しました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 当該制度の適切な運用を図り、情報処理機器や各種電池等の製造事業者等が行う高度な再生処理によって、使用済製品から有用金属等の分別回収を推進しました。【環境省】</p> <p>(2) 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、一般廃棄物の適正な処理について、市町村等に対して、周知徹底を図ります。【環境省】</p> <p>(2) 引き続き、排出事業者に対して排出事業者責任の周知・徹底に取り組んでいきます。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 説明会等における各種指針の周知をします。【環境省】</p> <p>(2) 2019年度より、地域での新たな価値の創出に資する廃棄物処理施設の整備に向けた検討を行います。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理実態調査において、最終処分量、残余容量の推移を把握します。【環境省】</p> <p>(2) 最終処分場に埋め立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を循環型社会形成推進交付金により支援します。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 廃棄物処理施設の個別施設計画策定率向上を図る取組を進めます。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) より広域での資源循環を念頭に、引き続き広域認定制度の適正な運用を図っていきます。【環境省】</p>

<p>⑥（再掲）高齢化社会の進展に伴う家庭からの日々のごみ出し問題に対応できるよう、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の在り方について検討する。</p> <p>⑦（再掲）高齢化に伴い大人用紙おむつの利用が増加することを踏まえ、使用済紙おむつのリサイクル技術等の調査、リサイクルに取り組む関係者への支援、リサイクルに関するガイドラインの策定等を行う。</p> <p>⑧（再掲）低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電等の熱回収や生ごみ等からのメタン回収等の導入や廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による、廃棄物エネルギーの効率的な回収の推進を徹底する。また、廃棄物処理施設が災害時も含め、自立・分散型の地域のエネルギーセンターとしても機能するよう、廃棄物処理施設及び周辺における必要な設備の整備を推進する。さらに、廃棄物エネルギーの効率的な回収に資する技術開発を推進し、加えて、廃棄物エネルギーの徹底活用を含めて、収集運搬から最終処分までの一連の廃棄物処理システム全体の低炭素化を推進する。</p> <p>⑨（再掲）気候変動の影響に対して強靱かつ持続可能な廃棄物処</p>	<p>域での循環のため、廃棄物処理法によって定められた制度等を適切に活用する必要があります。製品の生産者等に対して廃棄物処理業の許可を不要とする広域認定制度に関して、適切な運用を図りました。この結果、2019年3月末時点で、広域認定制度では一般廃棄物68件、産業廃棄物206件が認定を受けています。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （1）【再掲】2018年度に全国の自治体に対し、ごみ出し困難者に対する支援の実態を調査しました。【環境省】 （2）【再掲】2019度は、モデル事業を実施する自治体を公募し、課題の抽出、ガイドランス案の作成を行います。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （1）【再掲】使用済紙おむつの再生利用等の実施に向けた検討を進める自治体の参考となるよう、取組事例等を整理したガイドラインを策定する検討会を開催しており、年度内にガイドラインとしてとりまとめる予定です。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）【再掲】廃棄物処理に伴って得られる廃棄物エネルギーを地域で有効に活用していくための方向性について整理を行うとともに、市町村等における廃棄物処理施設整備の構想・計画段階から廃棄物エネルギーの利活用の在り方と一体的に検討を行うことを促す枠組みについて、調査・検討を行ってきました。また、廃棄物の持つエネルギー源としての価値を最大限に活かし、ごみ処理を通じた地域への多様な価値の創出を実現していくために、市町村等における廃棄物エネルギー利活用施策の進め方の枠組みを提供するものとして「廃棄物エネルギー利活用計画策定指針」を策定し、説明会を通じて全国自治体へ周知しました。【環境省】 （2）【再掲】ごみ焼却施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助や、地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行う、事業としての実現可能性調査への補助を行うモデル事業を実施した。また、ごみ焼却施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る一体的な取組を進めるためのモデル事業を実施しました。【環境省】 （3）【再掲】中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、二酸化炭素排出量の削減や導入コスト等の低減等に関する評価・検証を行いました。また、地域循環共生圏の構築を目指した中小廃棄物処理施設のあり方や、そのモデルケースを示すことを含め、成果や技術的知見の調査・検討を行い、説明会を通じて全国自治体への周知を図りました。【環境省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。</p>	<p>⑥の取組については次のとおり。 （1）【再掲】2020年度も引き続きモデル事業を実施し、ガイドランスを完成させ、市町村へ周知します。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （1）【再掲】作成したガイドラインについて、使用済紙おむつの再生利用等の実施に向けた検討を進める自治体の参考となるよう、周知を図ります。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）【再掲】市町村の廃棄物処理システム（収集運搬、中間処理、最終処分）において、既に他分野で実装されている有望な技術のリストアップ及び技術評価による実装可能性を調査し、多種多様な汎用性の高いモデルを構築し、主要な関係者を巻き込むことで自治体にとって実効性のあるわかりやすいガイドランスを策定し、全国の市町村等へ広く周知・徹底を図ります。また、廃棄物分野における最新技術情報や廃棄物エネルギー利活用の先進事例等を集約し、地域のエネルギーセンター化を市区町村が進めていく上で効率的に情報を収集できるような仕組みを構築します。また、ターゲットの掘り起こしを行い、研究活動や説明会、研修、出前講座等の開催により人材育成を図り、地域づくり・まちづくりなどの取り組みを広げていきます。【環境省】 （2）【再掲】今後もごみ処理施設からの余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備への補助や、地域において有効活用するために、余熱見込量や事業採算性の検討等を行う事業としての実現可能性調査への補助を行うモデル事業を実施します。また、ごみ処理施設において発電された電力を給電・蓄電システム等に供給し、EVパッカー車に有効活用することにより、廃棄物の収集運搬時における二酸化炭素排出量の削減を図る一体的な取組を進めます。【環境省】 （3）【再掲】中小廃棄物処理施設における廃棄物エネルギーの利活用を促進するために市区町村と民間企業が連携して、先導的廃棄物処理システム化技術等に関して評価・検証事業については、技術の研究段階等に応じて、廃棄物処理全体のシステム化技術を評価・検証する場合と個々の要素技術を評価・検証する場合に分けて実施します。また、事業の成果や他の先進導入事例などの技術的知見等を踏まえて、地域特性も考慮して、中小規模廃棄物処理施設を有する自治体における最適かつ先導的な処理システムを調査・検討し、モデルとしてとりまとめます。【環境省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。</p>
---	---	---

<p>理システムを構築するため、市町村等における廃棄物・リサイクル分野での気候変動適応の取組を支援する。</p> <p>⑩市町村において処理することが困難な一般廃棄物（適正処理困難物）について、関係者の適切な役割分担のもとで処理体制が構築されるよう、検討を進める。</p> <p>⑪一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、有料化の進め方、標準的な分別収集区分等を示す「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」について、更なる普及促進に努める。</p> <p>⑫産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。</p> <p>⑬税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。</p> <p>⑭各種手続等の廃棄物に関する情報の電子化を進めるとともに、廃棄物分野において電子化された、電子マニフェストを含む各種情報の活用を推進するための施策について検討を進める。</p> <p>⑮電子マニフェストが排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3</p>	<p>(1)【再掲】2018年度は、地方公共団体における廃棄物・リサイクル分野の適応策ガイドライン(案)を策定しました。2019年度は、本ガイドラインを策定し、周知するため説明会を開催しています。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。 (1)2018年度、エアゾール製品による火災事故が発生したことを受けて、市町村に対して注意喚起文書を発出しました。併せて、エアゾール製品処理対策協議会と意見交換を行い、安全な処理方法の広報・周知について連携していくことを確認しました。2019年度は、リチウムイオン電池が廃棄物処理の際の火災の原因となっていることから、市町村に対して注意喚起を行うとともに、製造事業者を会員とする社団法人JBRCが行っている広域認定による廃棄物回収事業の活用について検討するよう要請しました。また、日本ベッド工業会とリサイクルに配慮したスプリングマットレスの製造指針、廃棄後の処理ルートの確立に向けての課題について情報交換を実施しました。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。 (1)一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、有料化の進め方、標準的な分別収集区分等を示す「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」の三つのガイドラインについて、引き続き普及促進を行いました。【環境省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。 (1)課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業により、2019年度は、廃棄物処理センターが管理型最終処分場を整備する2事業に対して支援することで(2018年度は2事業)、公共関与型産業廃棄物処理施設の整備を促進しました。【環境省】</p> <p>⑬の取組については次のとおり。 (1)2020年度税制改正(租税特別措置)要望にて、特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等に係る特例措置及び、公共の危害防止のために設置された施設又は設備(廃棄物処理施設)に係る課税標準の特例措置の延長要望を行いました。【環境省】</p> <p>⑭の取組については次のとおり。 (1)2018年度に、廃棄物分野の情報の電子化に関する検討を行い、産業廃棄物行政情報システムと関連システムとの間の産業廃棄物処理業許可情報等のデータの連携について一定の方向性を示しました。【環境省】 (2)第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率を2022年度において70%に拡大することを目標に掲げたことから、同目標を達成するため、2018年10月に新たな「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、これに基づき事業者の加入促進、行政機関による利用促進、システム改善に取り組んでいます。【環境省】</p> <p>⑮の取組については次のとおり。</p>	<p>(1)【再掲】自治体に参加する会議等を通じて、廃棄物・リサイクル分野の適応策ガイドラインを周知していきます。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。 (1)適正処理困難物を製造している製造業の団体と引き続き処理体制の構築に向けて意見交換を行っていきます。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。 (1)「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」について見直しを行う予定です。【環境省】 (2)引き続き、周知を行っていきます。【環境省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。 (1)引き続き民間事業者の整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理の確保をするために必要な支援を行っていきます。【環境省】</p> <p>⑬の取組については次のとおり。 (1)適切な廃棄物処理施設の整備に資する税制となるよう、引き続き取り組んでいきます。【環境省】</p> <p>⑭の取組については次のとおり。 (1)2018年度の検討の結果等を踏まえ、関連システム間のデータ連携を実現すべく、産業廃棄物行政情報システム改修を着実に進めていきます。【環境省】 (2)電子マニフェスト普及拡大等の取組について、引き続き取り組んでいます。【環境省】</p> <p>⑮の取組については次のとおり。</p>
--	---	--



<p>者が加入して初めて機能することから、電子manifestoの更なる普及拡大に向け、電子manifestoの利便性の一層の向上、排出事業者や産業廃棄物処理業者を対象とした加入促進のための取組、電子manifestoにおける虚偽記載等不適正な取扱いの防止に資するシステム強化を進めるとともに、利用者の経済的負担の軽減について検討を進める。また、電子manifestoの一部義務化の施行状況を踏まえ、電子manifestoの使用義務付けの範囲の段階的な拡大についても検討を進める。</p>	<p>(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子manifestoの普及率を2022年度において70%に拡大することを目標に掲げたことから、同目標を達成するため、2018年10月に新たな「電子manifesto普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、これに基づき、事業者の加入促進、行政機関による利用促進及びシステム改善に取り組んでいます。 【環境省】</p>	<p>(1) 引き続き、「電子manifesto普及拡大に向けたロードマップ」に基づく取組を行っていきます。 【環境省】</p>
<p>⑩産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、産業廃棄物の専門家の不法投棄現場等への派遣を行い、地方公共団体による行為者等の責任追及の支援を行う。</p>	<p>⑩の取組については次のとおり。 (1) 不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組を支援しました。 【環境省】</p>	<p>⑩の取組については次のとおり。 (1) 引き続き、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行うことにより、都道府県等の取組の支援を行っていきます。 【環境省】</p>
<p>⑪地方公共団体と連携して、毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を通じた普及啓発活動や監視活動等を行う。</p>	<p>⑪の取組については次のとおり。 (1) 毎年5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定するとともに、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動、新規及び継続の不法投棄等の監視等の取組を一斉に実施しました。また、2018年度は、全国で5,032件の普及啓発活動や監視活動等が実施されました。 【環境省】 (2) 次世代を担う子供たちを中心とした多数の一般市民を対象に、海洋環境保全思想の普及のため、海浜清掃活動による漂着ゴミ分類調査を実施するとともに、園児・児童を対象とした海洋環境保全教室及び環境パネル展を開催しました。 【国土交通省】 (3) 海事・漁業関係者、港湾事業者及びマリレジャー活動の関係者を対象に、海上環境関係法令の遵守、海洋汚染の現状等を提供する海洋環境保全講習会を実施しました。 【国土交通省】 (4) タンカー、漁船等の船舶及び海事関係企業並びにマリレジャー活動の関係者を個別に訪問し、油類の排出防止のための技術的な指導、廃油、廃棄物等の適正処理等について指導を実施しました。 【国土交通省】</p>	<p>⑪の取組については次のとおり。 (1) 必要に応じて当該ウィーク等の実施及び実施方法等を検討し、国と都道府県等が連携した不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動及び不法投棄等の監視等の取組を引き続き実施してまいります。 【環境省】</p>
<p>⑫家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>	<p>⑫の取組については次のとおり。 (1) 家庭から排出された家電製品等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う違法な不用品回収業者、輸出業者等の対策として、自治体職員の知見向上のため、「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」を全国3か所で開催しました。 【環境省】 (2) 国民への周知としては、各自治体の状況に合わせて広報できるよう、住民向け普及啓発用チラシの市町村が活用できるひな形を作成して各自治体へ配布しました。 【環境省】 (3) 都道府県・政令市の担当部課長が出席する会議において、一般廃棄物の適正な処理について説明し、周知を行いました。 【環境省】</p>	<p>⑫の取組については次のとおり。 (1) 家庭から排出された家電製品等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う違法な不用品回収業者、輸出業者等の対策として、自治体職員の知見向上のため、「自治体職員向け違法な不用品回収業者対策セミナー」を引き続き開催する予定です。 【環境省】 (2) 引き続き、一般廃棄物の適正な処理について、市町村等に対して、周知徹底を図ります。 【環境省】</p>
<p>⑬(再掲) 廃棄物処理業者における人材の確保・育成、労働環境・処遇の改善や事業における付加価値向上等による生産性向上の取</p>	<p>⑬の取組については次のとおり。 (1) 【再掲】 産業廃棄物処理業者の資質の向上に向け、従事者の技能レ</p>	<p>⑬の取組については次のとおり。 (1) 【再掲】 引き続き、廃棄物処理業者における人材の確保・育成等の</p>

<p>組を促進するため支援策の検討を進める。</p> <p>⑩（再掲）排出事業者の意識改革、優良産業廃棄物処理業者の育成・優良産廃処理業者認定制度の活用、電子マニフェストの加入率の向上、環境配慮契約の推進などにより、健全な競争環境の整備に取り組み、循環分野における環境産業全体の健全化及び振興を図るための施策について検討を進める。</p> <p>⑪港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。</p> <p>⑫使用済 FRP 船について、リサイクルの必要性や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。</p> <p>⑬（再掲）リサイクル原料への有害物質の混入について、有害物質規制の強化などの国際的動向も踏まえ、上流側の化学物質対策などと連携し、ライフサイクル全体を通じたリスク削減のための施策について検討を進める。</p> <p>⑭（再掲）非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。</p> <p>⑮（再掲）アスベスト、POPs 廃棄物、水銀廃棄物、埋設農薬など</p>	<p>ベル把握や向上のための技術方策の検討、研修教材の開発等を実施しました。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】排出事業者が集まる会議等のあらゆる機会を通じて排出事業者責任の徹底とその重要性について周知を行った。また排出事業者を指導する立場にある都道府県・政令市の担当部局に対しても通知等を通じて、排出事業者や廃棄物処理業者への周知徹底及び適切な指導を行うように依頼しました。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】2019年5月29日に中央環境審議会循環型社会部会に「平成30年度優良産廃処理業者認定制度の見直し等に関する検討会」にて検討された、優良産廃処理業者認定制度の見直しの具体的な方策について報告を実施しました。この報告を踏まえ、優良産廃処理業者の数と質の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」）における優良産廃処理業者の許可の申請に係る手続き及び優良認定基準の見直しを開始しました。【環境省】</p> <p>（３）【再掲】第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率を2022年度において70%に拡大することを目標に掲げたことから、同目標を達成するため、2018年10月に新たな「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、これに基づき取り組んでいます。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。</p> <p>（１）港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備してきました。【国土交通省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。</p> <p>（１）使用済 FRP 船のリサイクルが適切に進むよう、地方運輸局、地方整備局、都道府県等の地方ブロックごとに行っている情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人マリン事業協会が運用している「FRP（繊維強化プラスチック）船リサイクルシステム」の周知・啓発を図りました。【国土交通省】</p> <p>⑬の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】有害物質が含まれるリサイクル原料の代表的な物として残留性有機汚染物質(POPs)を含む廃プラスチックに関して、国内の廃プラスチックの POPs の含有状況や諸外国における法規制状況や実処理の状況等について、調査を行いました。【環境省】</p> <p>⑭の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】化学製品の製造工程等において、非意図的に生成される POPs を含む廃棄物の実態について調査を行うとともに、POPs を含む廃棄物の適切な処理条件を検討するため、分解実証試験を行いました。【環境省】</p> <p>⑮の取組については次のとおり。</p>	<p>ための取組を行っていきます。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】引き続き、排出事業者に対して排出事業者責任の周知・徹底に取り組んでいきます。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】規則の改正に向けて、引き続き作業を進めていきます。【環境省】</p> <p>（３）【再掲】の電子マニフェスト普及拡大の取組について、引き続き取り組んでいきます。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。</p> <p>（１）港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備しています。【国土交通省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。</p> <p>（１）引き続き、地方運輸局、地方整備局、都道府県等の地方ブロックごとに行っている情報・意見交換会の場を通じて、一般社団法人マリン事業協会が運用している「FRP（繊維強化プラスチック）船リサイクルシステム」の周知・啓発を図ってまいります。【国土交通省】</p> <p>⑬の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】有害物質が混入されたリサイクル原料の適正処理のため、引き続き調査を実施し、その結果を踏まえた検討を行います。【環境省】</p> <p>⑭の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】引き続き国内での化学物質を含有する廃棄物の発生状況の把握に努めるとともに、それらが適切に処理されるよう、分解処理試験等を行い、適切な処理条件等の検討を行っていきます。【環境省】</p> <p>⑮の取組については次のとおり。</p>
--	--	---

<p>については、製造、使用、廃棄の各段階を通じた化学物質対策全体の視点も踏まえつつ、水質汚濁・大気汚染・土壌汚染などの防止対策と連携するとともに、当該物質やそれらを含む廃棄物に関する情報を関係者が提供・共有し、適正に回収・処理を行うための施策について検討を進める。</p> <p>②⑥PCB 廃棄物について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づき、その処分の期限内の達成に向けた確実かつ適正な処理を推進するための取組を進める。</p> <p>②⑦「水銀に関する水俣条約」の国際交渉の進展を踏まえ、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画に基づき、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等の取組を進める。</p> <p>②⑧POPs 条約に基づき POPs 廃棄物が適正に処理されるよう、引き続き、都道府県が行う埋設農薬の処理計画の策定及びこれに沿った処理等に対して支援を行う。</p> <p>②⑨「2020 年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指し、SAICM 国内実施計画に基づいて化学物質管理に取り組むとともに、SAICM の 2020 年以降の枠組みに対応した施策を推進する。具体的には、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。</p>	<p>(1)【再掲】廃棄物の処理委託において、排出事業者から処理業者に対し、廃棄物の適正処理に必要な情報が伝達されるよう、制度的措置を含めた在り方について、検討を行いました。【環境省】</p> <p>②⑥の取組については次のとおり。  (1) 高濃度 PCB 廃棄物の処理  2019 年 3 月 31 日をもって、北九州事業地域の大型変圧器・コンデンサー等の計画的処理を完了しました。【環境省】  (2) 低濃度 PCB 廃棄物の処理  PCB 汚染物の処理体制の構築のため、無害化処理認定施設の処理対象を拡大する制度改正について、第 27 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において検討を行いました。【環境省】</p> <p>②⑦の取組については次のとおり。  (1) 廃水銀等の処理技術の検証を行い、廃水銀等処理物の安定性の評価を行うとともに、最新の知見や諸外国の情報等を踏まえ、「水銀廃棄物ガイドライン」の改訂を行いました。【環境省】</p> <p>②⑧の取組については次のとおり。  (1) 埋設農薬に関しては、計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を引き続き実施しました。【農林水産省】</p> <p>②⑨の取組については次のとおり。  「2020 年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成状況を把握するため、環境省では SAICM 国内実施計画の点検を実施しており、化学物質管理について、行政、産業界、NGO 等の各主体における取組状況を確認しています。(具体的な点検結果については現在取りまとめ中)  また、SAICM の 2020 年以降の枠組みについては、2020 年 10 月の第 5 回国際化学物質管理会議 (ICCM5) にて策定されると見込まれるところ、SAICM 関係の会合に出席し、我が国の意向を反映させるべく必要なインプットを実施しました。【環境省】</p>	<p>(1)【再掲】廃棄物の適正処理に必要な情報の伝達について引き続き検討を行うとともに、廃棄物データシート (WDS) 等を用いた排出事業者による自主的な情報伝達を促進するための施策について検討を行います。【環境省】</p> <p>②⑥の取組については次のとおり。  (1) 高濃度 PCB 廃棄物の処理  今後処分期間を迎える事業地域において、確実かつ適正な処理を推進していきます。【環境省】  (2) 低濃度 PCB 廃棄物の処理  検討結果を踏まえ制度改正を行い、2020 年度以降拡大した処理対象物を無害化処理施設で処理を進めます。【環境省】</p> <p>②⑦の取組については次のとおり。  (1) 引き続き、水銀廃棄物の埋立処分の際の具体的な条件等、技術的な検討を行い、ガイドラインへの反映等を行います。また、バーゼル条約の下で取りまとめられた水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの更新にか係る作業をリードしていきます。【環境省】</p> <p>②⑧の取組については次のとおり。  (1) POPs 条約に基づき POPs 廃棄物が適正に処理されるよう、引き続き、都道府県が行う埋設農薬の処理計画の策定及びこれに沿った処理等に対して支援を行います。【農林水産省】</p> <p>②⑨の取組については次のとおり。  引き続き、ICCM5 で策定が見込まれる 2020 年以降の枠組みについて、適時必要なインプットを行い我が国の意向を反映させた化学物質管理の枠組みとなるよう調整を図ります。また、SAICM の 2020 年以降の枠組みが策定された後、この内容を踏まえつつ、国内における措置を検討します。【環境省】</p>
<p>5.4.2. 廃棄物等からの環境再生</p>		
<p>① (再掲) 海岸漂着物処理推進法等に基づき、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの実態把握等に関する調査研究、都道府県・市町村や事業者等による海洋ごみの回収処理 (災害時等における緊急的な流木等の処理を含む。)や発生抑制対策への支援を実施するとともに、国際的な枠組みや二国間協力等を通じて、海洋ごみ対策に関する情報交換、調査研究等に関する協力を進める。</p>	<p>①の取組については次のとおり。  (1)【再掲】水産庁は漁業者等で構成する活動組織が行う漁場等に堆積・漂流する海洋ごみ等の回収処理を支援しました。【農林水産省】  (2)【再掲】また、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理をする海岸管理者 (都道府県又は市町村) を支援しました。【農林水産省】  (3)【再掲】水産庁は、環境省と連携し、各都道府県等あてに、「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用した枠組みに基づく漁業者による漂</p>	<p>①の取組については次のとおり。  (1)【再掲】水産庁は漁業者等で構成する活動組織が行う漁場等に堆積・漂流する海洋ごみ等の回収処理を支援します。【農林水産省】  (2)【再掲】また、洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理をする海岸管理者 (都道府県又は市町村) を支援します。【農林水産省】  (3)【再掲】水産庁は、引き続き環境省と連携し、「海岸漂着物等地域対策推進事業」等を活用した枠組みに基づく漁業者による漂流ごみ等の回</p>

<p>②船舶航行の安全確保や海域環境の保全を図るため、閉鎖性海域において、漂流する流木等のごみや船舶等から流出した油の回収・処理を行う。</p> <p>③陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されている。このため、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図る。また、適切に廃油を受け入れる施設を確保し、廃油処理事業を行おうとする者に対して、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等</p>	<p>流ごみ等の回収・処理を推進するよう通知を発出しました。【農林水産省】</p> <p>(4)【再掲】水産庁は、漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの削減方策の検討・普及や生分解性プラスチック製漁具の開発を進めるとともに、マイクロプラスチックを摂取した水産生物の生態的情報の調査等も実施しました。【農林水産省】</p> <p>(5)【再掲】海洋ごみの漂着・漂流・マイクロプラスチックに吸着する化学物質の状況を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタリング調査を継続的に実施しました。【環境省】</p> <p>(6)【再掲】排出抑制対策を行うため、複数の地方自治体によるモデル事業を実施するとともに、我が国の取組みを国内外に発信するため、関係主体の参画による全国規模の「プラスチック・スマート」フォーラムを開催しました。【環境省】</p> <p>(7)【再掲】都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施しました。【環境省】</p> <p>(8)【再掲】地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介しました。また、主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のため、招へい研修プログラムを実施するとともに、実態把握に向けた共同調査を実施しました。【環境省】</p> <p>(9)【再掲】我が国が議長を務めた G20 大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有されました。また、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で合意・了承された「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、各国の取組に関する情報共有・相互学習のための G20 海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合を開催し、「G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。【環境省】</p> <p>(10)【再掲】東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行いました。【国土交通省】</p> <p>(11)【再掲】プラスチック製品に係るサプライチェーンを構成する関係事業者等が参画する「クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス (CLOMA)」では、プラスチックの新たな 3 R の取組や新素材等の導入・普及に向けて、技術的・社会的課題を整理し、対策及び中長期目標を盛り込んだ「CLOMA ビジョン」を策定しました。【経済産業省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行いました。【国土交通省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」を担保する海洋汚染防止法において、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、2007 年 4 月から廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入。当該許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量が最小限となるよう、その抑制に取り組みました。【環境省】</p> <p>(2) 廃油処理事業を行おうとする者に対して、事業計画及び当該事業</p>	<p>収・処理を推進します。【農林水産省】</p> <p>(4)【再掲】水産庁は、引き続き漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの削減方策の検討・普及や生分解性プラスチック製漁具の開発を進めるとともに、マイクロプラスチックを摂取した水産生物の生態的情報の調査等も実施します。【農林水産省】</p> <p>(5)【再掲】海洋ごみの漂着・漂流・マイクロプラスチックに吸着する化学物質の状況を把握するため、我が国の海岸・沿岸域・沖合域でモニタリング調査を継続的に実施します。【環境省】</p> <p>(6)【再掲】排出抑制対策を行うため、複数の地方自治体によるモデル事業を実施するとともに、我が国の取組みを国内外に発信するため、関係主体の参画による全国規模の「プラスチック・スマート」フォーラムを継続的に実施します。【環境省】</p> <p>(7)【再掲】都道府県や市町村等が地域計画に基づき実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施します。【環境省】</p> <p>(8)【再掲】地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介します。また、主要排出源であるアジア域において、海洋ごみ調査の人材育成のため、招へい研修プログラムを実施するとともに、実態把握に向けた共同調査を実施します。【環境省】</p> <p>(9)【再掲】G20 大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、関係国と協力して取り組みます。【環境省】</p> <p>(10)【再掲】東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行いました。【国土交通省】</p> <p>(11)【再掲】「CLOMA ビジョン」において特に注力する分野として、プラスチック使用削減や代替素材の活用等を掲げており、今後、目標を達成するための計画及び取組を検討します。【経済産業省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行っています。【国土交通省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」を担保する海洋汚染防止法において、廃棄物の海洋投入処分を原則禁止とし、2007 年 4 月から廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を導入。引き続き、当該許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量が最小限となるよう、その抑制に取り組みます。【環境省】</p> <p>(2) 廃油処理事業を行おうとする者に対して、事業計画及び当該事業者</p>
--	--	--

<p>について、適切な審査を実施する。</p> <p>④港湾区域等におけるプレジャーボートの適正な管理を実現させるため、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進する。</p> <p>⑤海洋汚染防止の観点から、船舶から発生する船内廃棄物について、廃棄物処理業者との連携を含め、港湾において適切に受け入れる体制を構築する。</p> <p>⑥個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。 1997年の改正廃棄物処理法の施行前に開始された産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の残存事案対策は、引き続き、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」（平成15年法律第98号。以下「産廃特措法」という。）に基づく財政支援を行う。これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して必要な支援等を行う。</p> <p>⑦船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染防止法等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。</p> <p>⑧空家法に基づき市町村が行う空家等対策計画に沿った除却・利活用等の取組に対する支援を行う。</p> <p>⑨空き店舗については、商店街内の空き店舗解消を図る観点から、商店街組織が実施する空き店舗を活用した創業者支援施設の整備や店舗誘致の取組等を支援する。</p>	<p>者の事業遂行能力等について、適切な審査を実施しました。【国土交通省】</p> <p>④の取組については次のとおり。 （1）2013年に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進」に基づき、放置艇の解消を目指した船舶等の放置等禁止区域の指定と係留・保管施設の整備を推進しました。【国土交通省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （1）廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、国が適正な審査を実施しました。【国土交通省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （1）不法投棄等の残存事案対策として、1997年の改正廃棄物処理法の施行前に開始された産業廃棄物の不法投棄不法投棄・不適正処理の残存事案対策については、産廃特措法に基づき、2018年度は12事案の支障除去等事業に対する財政支援を行いました。【環境省】 （2）改正廃棄物処理法施行以降に開始された産業廃棄物の不法投棄不法投棄・不適正処理の残存事案対策については、廃棄物処理法に基づく基金からの財政支援を実施しており、2018年度は2事案に対して支援を行いました。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （1）大規模油流出事故に備え、関係省庁と連携した机上訓練のほか、各地区排出油防除協議会を中心とした関係機関との防除し機材の整備等を行う一方、綿密な連携を保持するため、オイルフォンスや大型油回収装置等の資機材取扱いの習熟を目的とした基礎的訓練、事案発生時の情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練を各機関と合同で計画的に実施しました。【国土交通省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の除却、活用等の取組に対して支援を行いました。【国土交通省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。 （1）商店街における空き店舗等を利活用し、インバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込む商店街の取組に対して支援を行いました。【経済産業省】</p>	<p>の事業遂行能力等について、適切な審査を実施します。【国土交通省】</p> <p>④の取組については次のとおり。 （1）引き続き、係留・保管能力の向上と規制措置を両輪とした放置艇対策を推進します。【国土交通省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （1）廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、国が適正な審査を実施します。【国土交通省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （1）産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金又は産廃特措法に基づく財政支援により、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して必要な支援等を行います。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （1）大規模油流出事故に備え、関係省庁と連携した机上訓練のほか、各地区排出油防除協議会を中心とした関係機関との防除し機材の整備等を行う一方、綿密な連携を保持するため、オイルフォンスや大型油回収装置等の資機材取扱いの習熟を目的とした基礎的訓練、事案発生時の情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練を各機関と合同で計画的に実施します。【国土交通省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）引き続き、空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の除却、活用等の取組に対して支援を行います。【国土交通省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。 （1）引き続き、商店街の活性化を図るため、商店街における空き店舗を利活用した取組等に対して、支援を行います。【経済産業省】</p>
<p>5.4.3. 東日本大震災からの環境再生</p> <p>①東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって汚染された廃棄物及び除染等の措置に伴い発生した土壌等については、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づく基本方針等に基づき、引き続き、適正かつ安全に処理を進めていく。</p>	<p>①の取組については次のとおり。 （1）除染については、2018年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき、面的除染を完了しました。【環境省】 （2）福島県内に仮置きされている除去土壌等を搬入する中間貯蔵施設については、2019年11月末までに約7割の用地を取得し、輸送対象物</p>	<p>①の取組については次のとおり。 （1）仮置場の適切な管理を徹底しつつ、安全を確保しながら、中間貯蔵施設の整備、継続的な搬入及び適切な維持管理を行います。福島県内に仮置きされている除去土壌等については、中間貯蔵施設への速やかな搬入を進め、帰還困難区域由来を除く除去土壌等については、2021年度までにおおむね搬入完了を目指します。輸送が完了した仮置場については、実現</p>

<p>②福島県においては、これまで進めてきた対策地域内廃棄物の減容化及び再生利用並びに指定廃棄物の減容化に引き続き取り組む。また、既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）を活用した特定廃棄物埋立処分事業についても、引き続き安全確保を大前提として適切に進めるとともに、地元住民との更なる信頼関係の構築に努める。</p> <p>③福島県以外の都県における指定廃棄物の処理に向けて、引き続き、各都県それぞれの状況を踏まえつつ、安全な処理の実現に向けて地元と調整を進めていく。</p> <p>④除去土壌等の最終処分量の低減を図るため、引き続き、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係府省等が連携して取組を進める。</p>	<p>量の約3分の1を搬入しました。仮置場の原状回復、返地も進んでいます。【環境省】</p> <p>（3）帰還困難区域については、6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の特定復興再生拠点区域において、家屋等の解体・除染を実施しています。【環境省】</p> <p>（4）福島県以外の除去土壌については、その処分方法を定めるため、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム会合」を開催し、専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的とした実証事業を、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で実施しています。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）仮置場に搬入した災害廃棄物等の対策地域内廃棄物並びに農林業系廃棄物及び下水汚泥等の指定廃棄物については、減容化等を図っているところ。2019年10月末時点までに、9市町村（11施設）において設置されている仮設焼却施設において、約106万トン（除染廃棄物を含む。）を処理しました。【環境省】</p> <p>（2）また、既存の管理型処分場（旧フクシマエコテッククリーンセンター）の活用については、2017年11月から特定廃棄物埋立処分施設への特定廃棄物等の搬入を開始しており、2019年11月末時点までに、搬入目標の約3割に相当する約10万袋を搬入しました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）福島県以外の都県における指定廃棄物等の処理に向けては、各都県ごとの状況を踏まえた取組を進めています。宮城県においては、2018年3月から8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却が順次開始され、4圏域で試験焼却が終了しました。一部の圏域では本格焼却まで終了しています。栃木県においては、2018年11月の市町長会議で、特に負担の大きい農家保管の農業系指定廃棄物について、市町単位で1ヶ所又は数ヶ所の暫定保管場所を確保し、必要に応じ減容化した上で集約するとの方針が合意されました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）除去土壌等の最終処分については、2014年12月に施行された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務規定として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが明文化されました。【環境省】</p> <p>（2）県外での最終処分の実現に向けては、除去土壌等の減容技術の開発と活用等により、できるだけ再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすことが重要であります。2016年4月に公表した「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進めてきました。また、同年6月には、除去土壌等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめました。これらに沿って2017年4月から実施されている南相馬市における除去土壌の再生利用実証事業では、空間線量率等のモニタリング結果</p>	<p>可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本に、原状回復を行い、営農再開等に向けた取組を推進します。【環境省】</p> <p>（2）6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて、家屋等の解体・除染を着実に実施します。【環境省】</p> <p>（3）福島県以外の除去土壌等については、処分に向けた取組を進めます。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）引き続き、安全確保を大前提として適切に対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の減容化及び再生利用並びに埋立処分事業を進めるとともに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた情報発信に努めます。【環境省】</p> <p>（2）更に、特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物等の処分については、2019年8月に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び国の間で締結した管理型処分場（クリーンセンターふたば）の再開に関する基本協定に基づき、再開に向けて取り組んでいきます。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）福島県以外の指定廃棄物については、最終処分に向け、地方公共団体と連携し、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努めながら、指定解除の仕組み等も活用しつつ個別の状況に応じた取組を進めます。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）福島県内の除去土壌等の最終処分については、法律上「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨が定められており、国として責任を持って取り組んでいきます。最終処分量を低減するため、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要であり、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、減容技術の開発・実証等を行うとともに、これらの取組の安全性等について、分かりやすい情報発信を行います。再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化を図り、取組を進めます。さらに、福島県外での最終処分に関する調査・検討を進めます。【環境省】</p>
---	---	---

<p>⑤（再掲）環境省がこれまで実績を積み上げてきたリサイクルや再生可能エネルギー分野において、福島県の産業創成や地域創生など、未来志向の取組を推進する。</p> <p>⑥「放射性物質による環境汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第60号）において放射性物質に係る適用除外規定の削除が行われなかった廃棄物処理法等の取扱いについて、放射性物質汚染対処特措法の施行状況の点検結果を踏まえて検討する。</p>	<p>から、安全性が確認されました。飯舘村においても、村内に仮置きされている除去土壌を活用した再生利用実証事業が進められており、試験栽培等により安全性を確認しています。また、2019年3月には、技術開発戦略の見直しを行うとともに、再生資材を安全に取り扱う上での技術的な留意事項を示した「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き（案）」を取りまとめました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】未来志向の取組については、2018年8月、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、地元のニーズに応えた、脱炭素やリサイクル、自然との共生などの分野と、福島との連携をより強化していく取組を行う、復興の新たなステージに向けた「福島再生・未来志向プロジェクト」を発表しました。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】2018年度においては、産業創生への支援として、特定復興再生拠点区域の整備事業等から生じる不燃性廃棄物のリサイクル施設を整備する補助事業を採択し、2019年度は、特定復興再生拠点区域等を対象とする、低炭素・資源循環「まち・暮らし創生」FS事業において、バスシェアリングやソーラーシェアリング、農地集約及びドローン・IoT等を活用した営農再開、バイオマス活用による熱電併給等について実現可能性の検証といった取組を行っています。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2018年4月に、放射性物質汚染対処特措法附則第5条に基づく同法の見直しの検討においては、現行の枠組みは引き続き維持した上で施策を前進すべき旨が取りまとめられたところであり、この取りまとめの内容を踏まえつつ、放射性物質の取扱いに関する知見を収集、整理しながら対応しています。【環境省】</p>	<p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】地元のニーズに応え、脱炭素や資源循環、自然との共生等の施策を通じて、復興の新たなステージを目指すため、復興まちづくりと脱炭素の両立に向けた支援や官民連携でのリサイクル事業への支援等、「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を進めます。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p> <p>（1）2018年4月に、放射性物質汚染対処特措法附則第5条に基づく同法の見直しの検討においては、現行の枠組みは引き続き維持した上で施策を前進すべき旨が取りまとめられたところであり、この取りまとめの内容を踏まえつつ、放射性物質の取扱いに関する知見を収集、整理しながら対応しています。【環境省】</p>
<p>5.5. 万全な災害廃棄物処理体制の構築</p>		
<p>5.5.1. 地方公共団体レベルでの災害廃棄物対策の加速化</p>		
<p>①災害廃棄物処理経験に基づき、事業継続、受援体制の構築、リスク管理等の観点も含めた災害廃棄物処理計画の点検・見直しに関してモデル事業等の支援を行う。</p> <p>②（再掲）災害時においても化学物質や石綿等の有害物・危険物による公衆衛生の悪化や二次災害が発生しないよう、関係府省が連携するとともに、産業界の協力を得て、地方公共団体の取組を支援する。</p> <p>③地方公共団体における災害廃棄物分野の人材育成を促進するとともに、D.Waste-Net を活用して地方公共団体実施する研修を</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）これまでの災害対応における災害廃棄物処理に係る経験・知見を踏まえ、災害廃棄物処理計画が策定済みの自治体に対して処理計画の記載事項をより実効性の高いものとするための見直しを促すため、発災を想定したシミュレーションを行う机上演習モデル事業を実施しています。【環境省】</p> <p>（2）災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応に必要な事項をまとめた、処理計画における初動対応部分の充実化につながる、自治体向けの手引きの作成を実施しています。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり</p> <p>（1）【再掲】PRTR データも活用し、南海トラフ地震を想定した化学物質等の有害物等の発生ポテンシャルの検討を実施しています。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）支援・受援経験のある地方公共団体職員等の人材バンクの構築に</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）激甚化・頻発化する災害に備え、近年の災害対応における経験・知見を整理し、机上演習モデル事業、各地域ブロック協議会等を通じて、自治体における災害廃棄物処理計画の点検・見直しを促します。【環境省】</p> <p>（2）災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応に必要な事項をまとめた自治体向けの手引きを策定し、各地域ブロック協議会等を通じて、自治体における災害廃棄物処理計画の初動対応部分の点検・見直しを促します。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり</p> <p>（1）【再掲】南海トラフ地震を想定した化学物質等の有害物等の発生ポテンシャルを検討し、地方公共団体における有害物等対策の検討について、支援を実施します。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）支援・受援経験のある地方公共団体職員等の人材バンクの構築によ</p>

<p>支援する。</p> <p>④地方公共団体等が国民から災害時の廃棄物の適正な排出などの協力を得られるように、積極的な情報発信やコミュニケーションの場の設置を支援する。</p> <p>⑤大規模災害発生時においても、生活環境の保全と衛生が保たれるよう、地方公共団体の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援する。</p>	<p>よる教育訓練に資する人材のリストアップの検討を実施しています。【環境省】</p> <p>(2) D.Waste-Net を活用して、国立環境研究所による災害廃棄物情報プラットフォームの運営などにより、災害廃棄物処理の教育訓練に必要な技術的知見を提供しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 災害時の廃棄物の排出、分別等について、平時及び災害時における情報発信のあり方について検討を実施しています。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 生活環境の保全と衛生が保たれるよう、大規模災害時において廃棄物の受入対応など地域の災害対応拠点となり得る市町村等が行う廃棄物処理施設の整備に対する支援を実施しました。【環境省】</p>	<p>る教育訓練に資する人材のリストアップを行い、研修、訓練等を通じた人的支援体制の強化を進めます。【環境省】</p> <p>(2) D.Waste-Net を活用して、災害廃棄物処理の教育訓練に必要な技術的知見を提供します。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 平時及び災害時における地方公共団体等における情報発信の検討結果について地域ブロック協議会等を通じて地方公共団体にフィードバックし、わかりやすい迅速な情報発信に向けた検討を促します。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 今後も地域の災害対応拠点となり得る市町村等が行う廃棄物処理施設の整備に対する支援を実施し、災害時においても迅速な復旧・復興につながる廃棄物処理体制の強化を図ります。【環境省】</p>
<p>5.5.2. 地域レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築</p>		
<p>①全国8つの地域ブロック協議会を継続的に運営し、都道府県域を超えた広域連携体制の構築、災害時の廃棄物処理体制を構築するため、災害廃棄物対策行動計画の見直しを行う。</p> <p>②災害時に円滑に体制を構築するため、地域ブロック単位の共同訓練等を開催するとともに、地方公共団体による災害対策が強化されるよう、情報共有や人材交流の場の設置、啓発セミナー等を実施する。</p> <p>③地域ブロック内の広域輸送拠点や大規模な廃棄物処理施設、オープンスペース等を有効に活用できるよう、モデル事業を実施するとともに、得られた知見を他ブロックに展開する。</p> <p>④台風等により海域に流出する流木等の漂流物に対し、船舶航行の安全性を迅速に確保するため、海洋環境整備船の広域的ネットワークの活用をはじめとする、漂流物回収の体制強化を推進する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 全国8つの地域ブロック協議会を運営し、近年の災害対応における課題を整理し、災害廃棄物行動計画の見直しに向けた検討を実施している。近畿地方環境事務所においては、2019年7月に行動計画の改定を実施しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地方公共団体における災害廃棄物対策に係る人材育成に向けて、地域ブロック協議会において、共同訓練、人材交流、セミナー等を実施しています。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づき、仮置場として有効活用可能な土地や施設等のリストアップも含めた災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施しています。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行いました。【国土交通省】</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 台風第19号の対応において、災害廃棄物対策行動計画に基づき支援を実施できた事例もあったことから、それらの事例も踏まえつつ、より実効性の高い行動計画とすべく見直しに向けた検討を行います。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域ブロック協議会において、共同訓練、人材交流、セミナー等を実施し、地方公共団体における災害廃棄物対策能力の向上を促進します。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) これまでに実施した処理計画策定モデル事業から得られた知見を集約・検証し、自治体の処理計画策定に資する事例集を作成します。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域（港湾区域、漁港区域を除く）での漂流ごみの回収を行っています。【国土交通省】</p>
<p>5.5.3. 全国レベルでの災害廃棄物広域連携体制の構築</p>		
<p>①全国各地で発生した非常災害における災害廃棄物処理に関する実績を継続的に蓄積・検証し、災害廃棄物処理システムの更なる強靱化を推進する。蓄積した情報や教訓が地方公共団体や民間事業者等に有効に活用されるよう、D.Waste-Net メンバー（国立環境研究所や廃棄物資源循環学会、地盤工学会等）と連携して、情報プラットフォームを整備・運営する。</p> <p>②（再掲）地球規模での変化に適応できるよう、産業界や学术界等とも連携して研究・開発を推進する。また、ITや人工衛星等の</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 昨年度広範囲で甚大な被害を生じた平成30年7月豪雨における災害廃棄物対策について、実績と今後の課題等について整理する記録誌の作成を実施しています。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】被災家屋の被害判定手法について、AI技術や人工衛星を</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 近年の災害対応における災害廃棄物対策について、実績と今後の課題等について整理する記録誌を作成し、D.Waste-Net メンバーである国立環境研究所の災害廃棄物情報プラットフォームに掲載します。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】災害廃棄物処理の円滑化・高効率化を推進するため、ITや</p>



<p>最新技術の活用を含め、災害廃棄物処理事業の円滑化・高効率化を推進する。</p> <p>③D. Waste-Net のリソースを最大限発揮できるよう、体制を強化するとともに、D. Waste-Net の平時の取組を充実させる。</p> <p>④地域ブロック間での連携が円滑に実施できるよう、ブロック間の連携を行う。</p> <p>⑤（再掲）大規模災害発生時に海上輸送を含めた全国レベルの広域処理が実施できるよう、関係府省が連携して平時から必要な対策を講じる。</p> <p>⑥災害時に拠点となる廃棄物処理施設の整備を推進する。</p> <p>⑦災害発生時には、D. Waste-Net の専門家や環境省職員で構成される現地支援チームの派遣、収集運搬車両等の広域派遣の調整、広域処理体制の構築等の支援を実施する。</p> <p>⑧（再掲）大規模な油流出事故が発生した場合には、海上保安庁からの出動要請に基づき、事故発生後早期に大型浚渫兼油回収船が本邦周辺海域の現場に到着し、迅速かつ確実な油回収を実施する体制を維持する。</p>	<p>活用した判定プログラムの検討を実施しています。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。 （１）D. Waste-Net メンバーと役割分担、支援要請、情報共有等について意見交換を実施し、D. Waste-Net メンバーの平時及び災害時の取組内容を紹介するパネル・パンフレットを作成しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。 （１）支援・受援の両面から、地域ブロックをまたぐ広域連携方策の検討を実施しています。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （１）【再掲】発災時に海上輸送を含めた広域処理が実施できる団体を含めた D. Waste-Net メンバーや関係省庁と、平時から広域処理の意見交換を実施しました。令和元年台風第 19 号においては、海上輸送・陸上輸送・鉄道輸送による広域処理を実施しています。【国土交通省】【環境省】 （２）【再掲】これまでに、熊本地震の災害廃棄物（木くず）を姫川港において受入れを実施しました。【国土交通省】 （３）【再掲】南海トラフ地震を対象に、被災府県内の要処理検討量について、産業廃棄物処理施設等も含めた処理可能量を精査し、特に四国地方の具体的な処理方策の検討を実施しています。また、災害復旧のタイムラインや津波浸水域内外による発生廃棄物の違いを踏まえた処理方針の検討を実施しています。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （１）生活環境の保全と衛生が保たれるよう、大規模災害時において廃棄物の受入対応など地域の災害対応拠点となり得る市町村等が行う廃棄物処理施設の整備に対する支援を実施しました。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （１）D. Waste-Net の専門家や環境省職員で構成される現地支援チームに係る災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアルを作成しました。【環境省】 （２）災害発生時には、環境省が中心となって調整し、D. Waste-Net の専門家や環境省職員で構成される現地支援チームの派遣、支援自治体の廃棄物担当職員の派遣、支援自治体及び D. Waste-Net 所属団体による収集運搬車両等の広域派遣、県外を含む広域処理の調整等の支援を実施しています。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （１）【再掲】船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行いました。【国土交通省】</p>	<p>人工衛星等の最新技術を活用して、被災家屋の被害判定手法の高度化を図ります。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。 （１）D. Waste-Net メンバーの役割分担の整理、被災自治体から D. Waste-Net に対する支援要請様式の統一、環境省と D. Waste-Net メンバーとの間での情報共有システムの整備等を通じて、効果的・機動的な支援体制の構築を図ります。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。 （１）ブロックをまたぐ広域連携方策を検討し、南海トラフ地震や同時多発的に発生する災害等への対応力強化に向けて、各地域ブロックの災害廃棄物対策行動計画の改定を推進し、体制強化を図ります。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （１）【再掲】南海トラフ地震等の大規模災害に備え、海上輸送を含めた広域処理について検討し、関係省庁や関係団体と連携し、全国の自治体や民間事業者等との連携も含めた体制構築を検討します。【国土交通省】【環境省】 （２）【再掲】南海トラフ地震等の大規模災害について、産業廃棄物処理施設等の活用も含めて処理可能量を精査した上で災害廃棄物処理シナリオを検討し、被災自治体や各地域ブロックにおける体制強化を図ります。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （１）今後も地域の災害対応拠点となり得る市町村等が行う廃棄物処理施設の整備に対する支援を実施し、災害時においても迅速な復旧・復興につながる廃棄物処理体制の強化を図ります。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （１）近年の災害対応における災害廃棄物対策を検証し、必要に応じて災害廃棄物対策現地支援チームオペレーションマニュアルを改定します。【環境省】 （２）災害発生時に円滑・迅速に支援を実施できるよう、D. Waste-Net メンバーや地域ブロック協議会メンバー等との意見交換を通じて、効果的・機動的な支援体制の構築を図ります。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （１）【再掲】船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行います。【国土交通省】</p>
---	--	--

5.6. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進		
5.6.1. 適正な国際資源循環体制の構築		
<p>①2016年5月に我が国で開催されたG7 富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」や2017年6月にイタリアで開催されたG7 ボローニャ環境大臣会合で採択された「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」に基づき、資源効率性の向上や3Rの推進に関する取組を進める。また、産業界、公的部門、研究機関、消費者等のステークホルダーがベストプラクティスを共有する場である「資源効率性のためのG7アライアンス」の活動に協力する。また、2015年のG7エルマウサミットで合意された「海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画」及び2016年富山環境大臣会合コミュニケ等を踏まえ、マイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に関する取組を進める。</p> <p>②2017年7月にドイツで開催されたG20 ハンブルクサミット的首脳宣言で設立が合意されたG20 資源効率性対話及び海洋ごみに対するG20 行動計画等を通じ、G20 全体での資源効率性の向上や3Rの推進、海洋ごみ対策の推進に貢献する。</p> <p>③OECD や UNEP 国際資源パネル (UNEP IRP)、UNEP 国際環境技術センター (IETC)、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション (CCAC)、バーゼル条約等の活動等に積極的に貢献する。</p> <p>④廃棄物収集や廃棄物由来固形燃料等の国際標準化に関する議論に参加する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 2018年6月にカナダ、2019年3月及び11月にフランスでそれぞれ開催された「資源効率性のためのG7アライアンスワークショップ」に参加し、第四次循環型社会形成推進基本計画の策定や「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」等に関する知見を各国と共有しました。【環境省】</p> <p>(2) 我が国は「富山物質循環フレームワーク」及び「ボローニャ・5ヶ年ロードマップ」に基づくG7各国の取組のフォローアップレポートを取りまとめ、2019年6月に発表しました。【環境省】</p> <p>(3) 国際的な実態把握に資するマイクロプラスチックに関するモニタリング手法調和のためのガイドラインを策定します。【環境省】</p> <p>(4) 地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介しました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) G20 各国の資源効率性の向上を目指し情報交換を行う「G20 資源効率性対話」は、2018年は8月にアルゼンチンで開催され、我が国からも参加しました。【環境省】</p> <p>(2) G20 資源効率性対話・G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組フォローアップ会合及び関連イベントを2019年10月に東京で開催しました。本会合では、6月のG20 日本開催で合意したG20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づき、第1回目の各国の対策・優良事例について報告・共有を行い、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの実現に向け、相互学習等を通じた対策・施策の推進を確認しました。会合の成果として、各国の対策・優良事例に関する報告書及びG20 資源効率性対話ロードマップを策定しました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 外務省及び環境省は、我が国に誘致した UNEP 国際環境技術センター (IETC) の運営経費を拠出しています。IETC は、2016年の国連環境総会決議 (UNEA2/7) で廃棄物管理の世界的な拠点として位置付けられ、主に廃棄物管理を対象に、開発途上国等に対し、研修及びコンサルティング業務の提供、調査、関連情報の蓄積及び普及等を実施しています。【環境省】</p> <p>(2) 我が国が拠出を行っている国連環境計画 (UNEP) 国際資源パネルは、第4回国連環境総会において世界資源アウトルック 2019 を公表するなど、活動が着実に進捗しています。【環境省】</p> <p>(3) バーゼル条約の枠組みを活用してプラスチックごみによる海洋汚染の深刻化の問題の解決に寄与するため、同条約の規制対象物に汚れたプラスチックごみを加える旨の附属書の改正をノルウェー等と共同で提案するとともに、関連する議論に積極的に貢献しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 手積みごみ収集車の技術仕様に関する国際標準の開発を ISO に提</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き「G7アライアンス」の下での活動に積極的に参加していきます。【環境省】</p> <p>(2) 国際的な実態把握に資するマイクロプラスチックに関するモニタリング手法調和のためのガイドラインを策定します。【環境省】</p> <p>(3) 地域的・広域的な国際枠組みへの参加や国際シンポジウムの開催を通じ、モニタリング手法の調和等の我が国の知見・成果を紹介します。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続きG20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組及びG20 資源効率性ロードマップに基づく取組を進めていきます。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、OECD や国際資源パネル (UNEP IRP) の活動に貢献していきます。【環境省】</p> <p>(2) バーゼル条約の枠組みの下で行われている、プラスチックごみの環境上適正な管理に関するガイドラインの更新等の関連する作業に積極的に貢献していきます。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 手積みごみ収集車、廃棄物固形燃料の国際標準化活動について、国</p>

<p>⑤我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が構築されるよう、アジア・太平洋3R推進フォーラム等を通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成を推進するとともに、アジア太平洋地域3R白書等を通じた基礎情報の整備に努めるほか、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）や北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）等を通じて関係国間での海洋ごみ対策に関する取組を進める。</p> <p>⑥2017年4月に我が国が設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の活動に協力し、知見の共有や情報整備を進めている。</p> <p>⑦2017年9月に我が国が提案した「日ASEAN環境協力イニシアティブ」に基づき、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）が実施する廃棄物発電施設の導入や適正な電子電気機器廃棄物の国際資源循環による環境・経済への影響分析に協力する。</p> <p>⑧相手国との協力覚書の締結や環境政策対話や両国が合同で開催する委員会、ワークショップ等、国際協力開発機構（JICA）等による専門家の派遣、研修員受け入れ等を通じ、地方公共団体等とも連携しながら、相手国における循環型社会構築や3R推進、適正処分等を通じて、環境改善や衛生状態の向上につなげる。</p> <p>⑨バーゼル条約第13回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に係るマニュアルとファクトシートが採択されたことを踏まえ、各締約国と連携して、その国際的な実践と定着に向けた支援を行う。 とりわけアジアにおいては、リーダーシップを発揮し、アジアネットワークワークショップやERIA等を活用し、有害廃棄物の不法</p>	<p>案し議論を主導しました。また、廃棄物固形燃料の技術仕様に関する国際標準の開発活動に参画しました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （1）アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3Rに関する情報共有や合意形成の推進等を目的として、2019年3月にはタイのバンコクで「アジア太平洋3R推進フォーラム」第9回会合を開催しました。会合には、アジア太平洋地域の約40か国から閣僚級を含む500名程度が参加し、会合の成果文書として議長サマリー及び「3R及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けたバンコク3R宣言」が採択されました。【環境省】 （2）我が国が議長を務めたG20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が首脳間で共有された。また、G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で合意・了承された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、各国の取組に関する情報共有・相互学習のためのG20海洋プラスチックごみ対策フォローアップ会合を開催し、「G20海洋プラスチックごみ対策報告書」を取りまとめました。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （1）「アフリカのきれいな街プラットフォーム」においては、第2回全体会合を、第7回アフリカ開発会議（TICAD7）の公式サイドイベントとして2019年8月に横浜で開催しました。本会合の成果文書として、ACCPの今後の活動の方向性を示す「ACCP横浜行動指針」が採択され、本会合の成果をTICAD7にインプットしてアフリカ各国の廃棄物管理をより一層推進していくことを確認しました。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （1）東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）が実施する廃棄物発電等の環境に優しい廃棄物処理技術の便益とコストの分析や東南アジア諸国における廃棄物処理の現状および費用の調査等に関する研究を推進しました。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カタール等に対し、協力覚書の締結、政策対話の実施、制度整備支援、合同ワークショップの開催等を実施しました。【環境省】 （2）研修員受け入れ等を通じ、相手国における循環型社会の構築や3R推進に貢献しました。【環境省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。 （1）有害廃棄物等の輸出入に関する規制の状況についてアジア各国との連携を強化するとともに、各国の有害廃棄物等の越境移動対策の能力向上を図るため、2018年11月に秋田県、2019年11月にクアラルンプール（マレーシア）においてアジア地域の国と地域及び関係国際機関の参加を得て、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワ</p>	<p>内審議会において業界関係者の意見を集約し、各国代表が参加する技術委員会及びワーキンググループにおける議論に積極的に参加します。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （1）引き続き、アジア太平洋3R推進フォーラム等を通じてアジア・太平洋地域での取組を進めていきます。【環境省】 （2）G20大阪サミットにて共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、関係国と協力して取り組みます。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （1）引き続き、ACCPの現地での活動等により、アフリカの廃棄物管理の向上を支援します。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （1）引き続き、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）への拠出を通じて、廃棄物発電技術等の環境に優しい廃棄物処理技術の導入が、環境・経済・社会に及ぼす長期的影響をもたらすかの分析、国際発信を推進します。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （1）引き続き、途上国のニーズを踏まえた上で、我が国の優れた環境技術や制度を活用した質の高い環境インフラの輸出を促進するとともに、循環型社会の形成に貢献します。【環境省】 （2）引き続き、研修員受け入れ等を通じ、相手国における循環型社会の構築や3R推進に貢献します。【環境省】</p> <p>⑨の取組については次のとおり。 （1）引き続き、アジアにおいてリーダーシップを発揮し、アジアネットワークワークショップやERIA等を活用し、有害廃棄物の不法輸出入防止のための各国との連携を強化していきます。【環境省】</p>
--	--	--

<p>輸出入防止のための各国との連携を強化する。</p> <p>⑩電気電子機器廃棄物 (E-waste) 及び使用済電気電子機器の越境移動に係るガイドラインの策定や、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改訂作業、POPs ガイドライン等、その他技術ガイドライン等の策定・改訂にも積極的に関与していく。</p> <p>⑪規制対象物の明確化等による不適正輸出の防止、電子部品スクラップ等に対する輸入承認手続の不要化、比較的有害性の高い廃棄物等の輸入に関する認定制度の創設等を行う改正バーゼル法の適正な執行等により、国内外で発生した二次資源 (使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等) について、日本の環境技術の先進性を活かしつつ、リサイクルを適正かつ着実に進める。</p> <p>⑫再生利用可能な循環資源のうち我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のあるものにおいては、輸出先での再生利用において環境汚染が生じないことが担保できる場合について、国際的な資源循環ネットワークの活用を図る。</p> <p>⑬ (再掲) 我が国で発生した循環資源を必要とする国に適切に輸出するなど、リサイクルポートを中心とした国際的な資源循環ネットワークの構築を図る。</p> <p>⑭資源効率性の高い国際社会の実現に向け、諸外国と協力し、資源効率分野の標準化に向けた取組を進めていく。</p> <p>⑮国際的に安全と環境に配慮した適切な船舶の解体・再資源化を推進することにより、老朽化した船舶を円滑に市場から退場させ、世界的な海事産業の持続的な発展を促す観点から、「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」(シップ・リサイクル条約) の早期発効に向けた環境整備等を推進するとともに、発効後の適切な執行を確保する。</p>	<p>ークショップを開催しました。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。  (1) プラスチックごみの環境上適正な管理に関するガイドラインや水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン等の改訂に係る作業を主導するとともに、電気電子機器廃棄物 (E-waste) 及び使用済電気電子機器の越境移動に係るガイドライン等の他のガイドラインの策定・改訂にも積極的に貢献しました。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。  (1) 改正バーゼル法について、2018 年度に全国 11 か所で説明会を開催し、法改正の内容について周知を行いました。また、同法の施行を受け、鉛蓄電池の不適正輸出の防止に努めるとともに、同法第 14 条及び 15 条に基づく再生利用等目的輸入事業者の認定制度を適切に運用すること等を通じ、国内外で発生した二次資源のリサイクルを適正かつ着実に進めました。【環境省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。  (1) 有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行うなどバーゼル法を適切に執行することで、有害廃棄物等の輸出先での適切な循環利用に貢献しました。【環境省】</p> <p>⑬の取組については次のとおり。  (1) 【再掲】 これまでに 22 の港湾を静脈物流の拠点となる「リサイクルポート」に指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築をしました。【国土交通省】</p> <p>⑮の取組については次のとおり。  (1) 我が国は、2019 年 3 月 27 日に「2009 年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約」(シップ・リサイクル条約) への加入書を国際海事機関 (IMO) に寄託し、締約国となりました。【国土交通省】  (2) 国土交通省は、2019 年 5 月 10 日、英国・ロンドンの IMO 本部において、IMO との共催により、シップ・リサイクル条約早期発効への国際機運醸成を目的として、シップ・リサイクルに関する国際セミナーを開催しました。【国土交通省】  (3) 表敬訪問や会談等の機会を捉え、主要解体国であるインド、中国、バングラデシュを含めた各国に対して早期条約締結を強く呼びかけました。その結果、インドでは 2019 年 11 月 28 日、同条約の締結に至りました。【国土交通省】</p>	<p>⑩の取組については次のとおり。  (1) プラスチックごみの環境上適正な管理に関するガイドラインや水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン等の改訂に係る作業を主導するとともに、その他のガイドラインの策定・改訂にも積極的に貢献します。【環境省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。  (1) 引き続き、バーゼル法の適正な執行を行うため、説明会の開催等による周知活動を行うと共に、国内外で発生した二次資源のリサイクルの適正かつ着実な運用を進めていきます。【環境省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。  (1) 有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を関係省庁と連携して行うなどバーゼル法を適切に執行することで、有害廃棄物等の輸出先での適切な循環利用に貢献します。【環境省】</p> <p>⑬の取組については次のとおり。  (1) 【再掲】 引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、海上輸送による広域的な静脈物流ネットワークの構築を図ります。【国土交通省】</p> <p>⑭の取組については次のとおり。  (1) 引き続き、諸外国と協力するとともに、循環経済に関する ISO 専門委員会を日本において開催します。【経済産業省】</p> <p>⑮の取組については次のとおり。  (1) 引き続き、表敬訪問や会談等の機会を捉え、主要解体国である中国、バングラデシュを含めた各国に対して早期条約締結を強く呼びかけてまいります。【国土交通省】</p>
<p>5.6.2. 循環産業の海外展開の推進</p>		
<p>①我が国の「もったいない精神」を海外に紹介し広めることで、</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p>

<p>モノを大切にすることを意識の向上を図る。これに合わせて、例えば、市民の日々の生活に関係のある食品に関して、食品の腐敗を抑制するための冷蔵設備等の導入を促進するなど、廃棄物の発生抑制に係る取組を支援する。</p> <p>②（再掲）「インフラシステム輸出戦略」等に基づき、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野のインフラの国際展開支援を行う。具体的には、地方公共団体等とも連携しながら、途上国・新興国における廃棄物処理・リサイクル関連事業の実施可能性調査や個別案件のフォローアップを行う。また、研修・ワークショップ、専門家等の派遣、リサイクル関連技術・システム導入のための実証事業と相手国の地方公共団体・政府との政策対話の一体的な実施等を進める。</p> <p>③（再掲）2017年7月に策定した「環境インフラ海外展開基本戦略」に基づき、途上国のニーズを踏まえた上で、我が国の優れた環境技術や制度を活用した質の高い環境インフラの輸出を促進する。実施に当たっては、二国間政策対話、地域フォーラムを活用したトップセールスやプロジェクト形成に向けた制度から技術、ファイナンスまでのパッケージでの支援を行う。</p> <p>④日本の災害廃棄物対策に係るノウハウを提供するとともに、JICA等と連携した被災国支援スキームの構築等に取り組む。</p>	<p>(1) アジア太平洋3R推進フォーラム等の機会を通じ、3Rの海外への発信を行いました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】我が国循環産業の海外展開の実現可能性調査を支援しました。【経済産業省】【環境省】</p> <p>(2) 【再掲】インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カタール等に対し、協力覚書の締結、政策対話の実施、制度整備支援、合同ワークショップの開催等を実施しました。【環境省】</p> <p>(3) 【再掲】分散型生活排水処理に係るワークショップ、セミナーを開催することにより、SDGs 目標 6.3「未処理汚水の半減」達成に貢献するとともに、中堅・中小企業も含めて浄化槽の海外展開を支援しました。【環境省】</p> <p>(4) 【再掲】集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージ案件発掘のためのFS調査を実施しました。【国土交通省】【環境省】</p> <p>(5) 【再掲】タイにおいてWEEE、ELVに関する技術実証事業を実施しました。またタイ政府との政策対話を実施し、当該国におけるリサイクル制度構築支援を行いました。【経済産業省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】インドネシア、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カタール等に対し、協力覚書の締結、政策対話の実施、制度整備支援、合同ワークショップの開催等を実施しました。【環境省】</p> <p>(2) 【再掲】アジア太平洋諸国における循環型社会の形成に向けては、3Rに関する情報共有や合意形成の推進等を目的として、2019年3月にはタイのバンコクで「アジア太平洋3R推進フォーラム」第9回会合を開催しました。会合には、アジア太平洋地域の約40か国から閣僚級を含む500名程度が参加し、会合の成果文書として議長サマリー及び「3R及び循環経済によるプラスチックごみ汚染防止に向けたバンコク3R宣言」が採択されました。【環境省】</p> <p>(3) 【再掲】分散型生活排水処理に係るワークショップ、セミナーを開催することにより、SDGs 目標 6.3「未処理汚水の半減」達成に貢献するとともに、中堅・中小企業も含めて浄化槽の海外展開を支援しました。【環境省】</p> <p>(4) 【再掲】集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージ案件発掘のためのFS調査を実施しました。【国土交通省】【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) アジア太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドラインの周知及び技術資料の作成を実施しています。【環境省】</p> <p>(2) アジア・太平洋地域の各国に対して、関係機関と連携しつつ実態調査やワークショップを開催して、災害廃棄物対策検討の支援を実施しています。【環境省】</p>	<p>(1) 今後とも、国際会議等の場を活用し、3Rを海外に発信します。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】引き続き、「インフラシステム輸出戦略」、「海外展開戦略（環境分野及びリサイクル分野）」等に基づき、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル分野のインフラの国際展開支援を行います。【経済産業省】【環境省】</p> <p>(2) 【再掲】開催国、招聘国を精査することにより、ニーズの高い地域を対象に、より効果の高いワークショップ、セミナーを実施します。【環境省】</p> <p>(3) 【再掲】集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージの具体的な候補案件の形成をします。【国土交通省】【環境省】</p> <p>(4) 【再掲】引き続き、技術実証事業・政策対話を実施し、リサイクル制度構築支援を行います。【経済産業省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】引き続き、途上国のニーズを踏まえた上で、我が国の優れた環境技術や制度を活用した質の高い環境インフラの輸出を促進するとともに、循環型社会の形成に貢献します。【環境省】</p> <p>(2) 【再掲】引き続き、アジア太平洋3R推進フォーラム等を通じてアジア・太平洋地域での取組を進めていきます。【環境省】循環室</p> <p>(3) 【再掲】開催国、招聘国を精査することにより、ニーズの高い地域を対象に、より効果の高いワークショップ、セミナーを実施します。【環境省】</p> <p>(4) 【再掲】集合処理と分散処理によるのバランスの取れた包括的なパッケージの具体的な候補案件の形成をします。【国土交通省】【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 我が国が蓄積してきた災害廃棄物対策に係るノウハウや知見を活用して、アジア太平洋地域における災害廃棄物管理ガイドラインの周知・充実を図るとともに、各国・地域での災害廃棄物処理計画の策定支援等を実施します。【環境省】</p> <p>(2) 政府の防災分野における海外展開戦略に災害廃棄物対策が位置づけ</p>
---	---	---

		られたことを踏まえ、我が国の災害廃棄物対策に係るノウハウや技術の効果的売り込みを行うとともに、JICA 等の関係機関と連携した被災国支援を推進します。【環境省】
5.7. 循環分野における基盤整備		
5.7.1. 循環分野における情報整備		
<p>①各主体が循環型社会形成に向けた取組を自ら評価し、向上していくために、取組の成果を評価する手法や分かりやすく示す指標について検討する。例えば、事業者が自主的により少ない資源投入量での生産性向上を評価する手法・指標や金融機関や投資家等が資金供給の判断の際に資源確保や有害廃棄物の排出によるリスク等を評価する手法・指標等について検討を進める。</p> <p>②（再掲）有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスクコミュニケーションを的確に実施する。</p> <p>③（再掲）環境マネジメントシステムの導入や、環境報告書の作成・公表及び環境情報の開示基盤の整備等を推進することにより、各事業者における環境配慮に係る取組を促進する。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（１）第四次循環型社会形成推進基本計画の指標について「今後の検討課題等」とされた事項等について、第四次循環型社会形成推進基本計画に係る指標に関する検討会において検討を行いました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】有害物質情報については、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスクコミュニケーションを的確に実施する必要があります。このため、化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）の対象物質について、毒性等の情報を分かりやすく簡潔にまとめた「化学物質ファクトシート」を公表するとともに、PRTR 制度等の見直しにおいて、収集した有害性情報等を活用しました。また、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が、化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスクコミュニケーションの取組を推進しました。そのほか、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援しました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】ISO14001 を参考に環境省が策定した、中堅・中小事業者向け環境マネジメントシステム「エコアクション 21」について、各地域でのセミナー開催等を通じての認知向上と普及・促進を行いました。この結果、2019 年 3 月時点でエコアクション 21 の認証登録件数は 7,945 件となりました。また、2017 年度に改訂を行った「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版」にあわせて改訂した建設業者向け、食品関連事業者向けガイドラインを 2018 年 9 月に、産業廃棄物処理業者向け、大学等高等教育機関向け、地方公共団体向けのガイドラインを 2019 年 5 月に公表しました。【環境省】</p> <p>（２）【再掲】環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）では、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や一定の公的法人に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定しています。環境報告書の作成・公表及び利活用の促進を図るため、環境配慮促進法に基づく特定事業者の環境報告書を一覧できるウェブサイトとして「もっと知りたい環境報告書」を運用しました。また、環境報告書の表彰制度である環境コミュニケーション大賞において、優れた報告書の表彰を行いました。【環境省】 総政</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（１）第四次循環型社会形成推進基本計画に係る指標に関する検討会における、指標の改善に向けた検討については、引き続き実施します。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】引き続き、国際的動向を含めた有害物質情報の収集を行い、知見の集積をはかり、今後の国内の化学物質管理施策の見直し等に資するようします。また、近年、大規模な自然災害が多発していることから、これに伴う化学工場等からの有害物質漏洩への対応も含めた関係者間の情報共有や意見交換会を実施するなど、平時及び災害・事故時も念頭においた化学物質に係るリスクコミュニケーションの取組を推進します。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（１）【再掲】企業戦略における環境配慮の主流化を後押ししていく必要があります。環境経営を促進するため、幅広い事業者へ「エコアクション 21」をはじめとする環境マネジメントシステムの普及促進を引き続き行います。また、環境報告ガイドラインや環境報告のための解説書の普及等を通じ、環境報告を促していくとともに、環境情報が投資判断の一要素として利用されつつあることを踏まえ、主として投資家等が利用することを前提とした「環境情報開示基盤」の運用実証を行います。【環境省】</p>

<p>④（再掲）各種手続等の廃棄物に関する情報の電子化を進めるとともに、廃棄物分野において電子化された、電子マニフェストを含む各種情報の活用を推進するための施策について検討を進める。</p> <p>⑤ 3. で記載した指標の更なる改善に向けた取組とともに、その裏付けとなるデータの改善・整備を並行して推進する。</p>	<p>（3）【再掲】国内外の動向を踏まえつつ見直しに向けた検討を行ってきた環境報告のためのガイドラインは、2018年6月に環境会計ガイドラインを組み込む形で、「環境報告ガイドライン 2018年版」を発行するとともに、環境報告のための解説書を2019年3月に公表しました。</p> <p>また、環境情報が投資判断の一要素として利用されつつあることを踏まえ、主として投資家等が利用することを前提とした「環境情報開示基盤」の運用実証を行いました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】2018年度に、廃棄物分野の情報の電子化に関する検討を行い、産業廃棄物行政情報システムと関連システムとの間の産業廃棄物処理業許可情報等のデータの連携について一定の方向性を示しました。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】第四次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの普及率を2022年度において70%に拡大することを目標に掲げたことから、同目標を達成するため、2018年10月に新たな「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定し、これに基づき事業者の加入促進、行政機関による利用促進、システム改善に取り組んでいます。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（1）第四次循環型社会形成推進基本計画で循環型社会形成に向けた状況把握のための指標として設定された、物質フロー指標、項目別物質フロー指標及び項目別取組指標について、データを取りまとめました。さらに、第四次循環型社会形成推進基本計画の指標について「今後の検討課題等」とされた事項等について、第四次循環型社会形成推進基本計画に係る指標に関する検討会において検討を行いました。【環境省】</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>（1）【再掲】2018年度の検討の結果等を踏まえ、関連システム間のデータ連携を実現すべく、産業廃棄物行政情報システム改修を着実に進めていきます。【環境省】</p> <p>（2）【再掲】電子マニフェスト普及拡大等の取組について、引き続き取り組んでいます。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>（1）第四次循環型社会形成推進基本計画に係る指標に関する検討会における、指標の改善に向けた検討については、引き続き実施します。【環境省】</p>
<p>5.7.2. 循環分野における技術開発、最新技術の活用と対応</p>		
<p>①人口減少による担い手不足にも対応しつつ、新規技術の活用による循環産業の生産性向上を図るため、IoTとデータ分析技術の組合せによる廃棄物収集の効率化やセンシング技術・ロボット技術・AIを駆使した高度選別技術等の普及促進に取り組む。</p> <p>②廃棄物エネルギー利活用技術の高度化を推進する。</p> <p>③急速に普及が進む太陽光発電設備、リチウムイオン電池、炭素繊維強化プラスチック等の新製品・新素材についての3Rに関する</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）IoTを用いた効率的な収集運搬ルート選定の実証事業など、IoTを活用し地域の資源生産性を向上する事業に対し支援を行いました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）通常時及び災害時におけるエネルギー源としての廃棄物の有効利用等を含め、地域循環共生型の地域社会の構築に向けた取組を推進するために、発電や余熱利用も含めた廃棄物エネルギーの高度利用の普及加速に必要な方策や先進事例や導入に当たっての留意点を整理した「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」を示しました。【環境省】</p> <p>（2）中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、二酸化炭素排出量の削減や導入コスト等の低減等に関する評価・検証を行いました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）「省CO2型リサイクル等設備技術実証事業」において、車載用電池</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>（1）引き続き、IoT等を活用し地域の資源生産性を向上する事業に対し支援を行います。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>（1）今後も「廃棄物エネルギー利用高度化マニュアル」や各種マニュアルを示し、説明会等を通して全国自治体へ周知していきます。【環境省】</p> <p>（2）今後も、中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等に関して評価・検証事業を行います。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>（1）引き続き、高効率なリサイクル技術の実証事業を行うとともに、省</p>

<p>る技術開発・設備導入を支援する。</p> <p>④資源循環には適さない有害廃棄物の適正処理に向けて、そのリスク低減や管理技術の技術開発を支援する。</p> <p>⑤災害時に発生が予想される有害物質・危険物及び処理困難物の適正処理・再生利用技術の開発に向けた課題の整理や検討を進める。</p> <p>⑥ICT を活用した災害廃棄物処理における情報管理・共有手法の高度化に向けた課題の整理や検討を進める。</p> <p>⑦衛星・空撮画像を活用した災害廃棄物発生量の迅速な推計手法の開発に向けた課題の整理や検討を進める。</p> <p>⑧（再掲）バイオマスからセルロースナノファイバー等の化成品等を製造するホワイトバイオテクノロジー等の世界に先駆けた革新的低炭素化技術の研究開発を推進する。</p>	<p>のリユース、リサイクル技術・システムや炭素繊維強化プラスチックを含む自動車破砕残渣のリサイクル技術について実証しています。また、「省 CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業」において太陽光発電設備のリサイクル設備に対する導入補助を実施し、2018 年度及び 2019 年度で 4 件の事業を採択しました。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。 （１）環境研究総合推進費を活用し、廃棄物中に含まれる POPs 等の分析方法の検討や水銀廃棄物の適正管理に関する研究開発を行いました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （１）災害廃棄物の再生利用の障害となる要因の調査及び検討を実施しています。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （１）IT を活用した、発災後の現地支援において活用可能なデバイス・アプリの検討及び試行を実施しています。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （１）被災家屋の被害判定手法について、AI 技術や人工衛星を活用した判定プログラムの検討を実施しています。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （１）【再掲】科学技術振興機構（JST）において、バイオマス原料から高性能・高機能素材を高効率で生産する新しい合成技術やセルロースナノファイバーを用いて次世代材料を設計し創製する技術等の研究開発を推進しました。【文部科学省】 （２）【再掲】農林水産物由来のセルロースナノファイバー又はその複合素材を活用する研究開発の推進を行いました。【農林水産省】 （３）【再掲】木質バイオマスから創造した改質リグニンを、自動車部材等に利用する実用化研究の推進を行いました。【農林水産省】 （４）【再掲】地域材を活かした小規模・低環境負荷システムによって製造したセルロースナノファイバーや、豊富な国産スギを原料とした改質リグニンを活用した高付加価値製品の開発が進むなど、木材の材料利用に向けた研究開発が進展しました。また、改質リグニンについては、地域発のリグニン産業創出を目指して「地域リグニン資源開発ネットワーク」が設立され、産学官の連携・協力体制の構築が進められています。【農林水産省】 （５）【再掲】研究機関やメーカー等と連携しセルロースナノファイバー活用製品を実機（自動車、住宅建材等）に搭載して、成形加工性や CO2 削減効果等の評価・検証を行いました。また、令和元年 10 月に、セルロースナノファイバー活用製品を搭載したコンセプトカーを東京モーターショーに出展しました。【環境省】</p>	<p>CO2 型リサイクル等高度化設備導入促進事業設備の導入補助により、安定的な資源循環のための体制作りを進めます。【環境省】</p> <p>④の取組については次のとおり。 （１）環境研究総合推進費を活用し、廃棄物中に含まれる POPs 等の分析方法の検討や水銀廃棄物の適正管理に関する研究開発を行います。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。 （１）災害廃棄物の再生利用の障害となる要員の調査及び検討の結果を踏まえ、再生利用の促進に向けた対応策の検討を実施します。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。 （１）発災後の現地支援において、円滑・迅速に支援を実施するための情報管理・共有手法の高度化に向け、IT を活用したデバイス・アプリの活用に応じた課題を整理し、更なる高度化を図ります。【環境省】</p> <p>⑦の取組については次のとおり。 （１）災害廃棄物処理の円滑化・高効率化を推進するため、IT や人工衛星等の最新技術を活用して、被災家屋の被害判定手法の高度化を図ります。【環境省】</p> <p>⑧の取組については次のとおり。 （１）【再掲】科学技術振興機構（JST）において、バイオマス原料から高性能・高機能素材を高効率で生産する新しい合成技術やセルロースナノファイバーを用いて次世代材料を設計し創製する技術等の研究開発を推進します。【文部科学省】 （２）【再掲】農林水産物由来のセルロースナノファイバー又はその複合素材を活用した農業用資材、機械の製品化を行います。【農林水産省】 （３）【再掲】改質リグニンの用途拡大や高機能化により、木質バイオマスの材料化を促進する研究を推進します。【農林水産省】 （４）【再掲】セルロースナノファイバーや改質リグニン等の製造技術の民間移転・普及に向け、産学官の連携の下、実証施設の整備や技術指導等を通じた社会実装を推進するほか、新たな材料利用に向けた技術開発を行う方針です。【農林水産省】 （５）【再掲】セルロースナノファイバーは自動車や住宅建材等の他、様々な分野に適用できる可能性がある一方で、性能やコスト面での課題があることから、実用化・製品化に向けた取組を支援することにより、早期の社会実装・普及展開を促進します。【環境省】</p>
---	--	---



<p>⑨循環型社会の実現を含む持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を推進する。</p>	<p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 環境研究総合推進費において、ポリ塩化ビフェニル (PCB) をはじめとする既存の残留性有機汚染物質 (POPs) だけでなく、将来の POPs 候補物質の物性や環境中への蓄積メカニズム、処理や分解への取り組みによる環境負荷削減効果等の網羅的な研究を実施しました。また、先端的な再生技術の導入と動脈産業との融合によるプラスチック循環の高度化を志向し、その制約要因となる化学物質のフローや経済的効率性・安定性の高い循環システムの条件を考慮して、10～20 年後を見据えた循環シナリオの設計の検討等を実施しました。【環境省】</p> <p>(2) 中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等について、二酸化炭素排出量の削減や導入コスト等の低減等に関する評価・検証を行い、地域循環共生圏の構築を目指した中小廃棄物処理施設のあり方や、そのモデルケースを示すことを含め、成果や技術的知見の水平展開を図りました。【環境省】</p> <p>(3) 市区町村が実施する一般廃棄物処理業務のうち、特に担い手の逼迫の観点から効率化のニーズがあり、また、IoT・AI 等の活用による集中管理や効率化による脱炭素化が期待される収集運搬について、IoT・AI 等を活用した収集作業の最適化を図るためのシステム構築を行い、収集運搬の効率化を図るモデル事業を実施しました。【環境省】</p>	<p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 地域循環共生圏形成に資する廃棄物処理システムの構築に関する研究・技術開発、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環に関する研究・技術開発、社会構造の変化に対応した持続可能な廃棄物の適正処理の確保に関する研究・技術開発等の実施により、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を推進します。【環境省】</p> <p>(2) 今後も、中小廃棄物処理施設を有する自治体と先導的処理技術を有する企業が共同・連携した先導的廃棄物処理システム化技術等に関して評価・検証事業を行います。【環境省】</p> <p>(3) 市区町村のごみ収集運搬業務の効率化による低炭素化を図るモデル事業を市区町村において引き続き実施します。多種多様な地域の特性に対応した汎用性の高いモデルを構築し、その成果を広く市区町村等に周知し、水平展開を図ります。また、市区町村の地域のごみ集積所における人口やその地域のごみ排出量を調査し、先端的な情報通信技術 (AI・IoT) を活用したごみ集積所の最適な配置に改善することで収集運搬の効率化と関係して脱炭素化の促進を図ります。【環境省】</p>
<p>5.7.3. 循環分野における人材育成、普及啓発等</p>		
<p>①廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員 (3R マイスター) 等の活動を支援し、3R 全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組を促進する。</p> <p>② (再掲) 循環産業の担い手確保のため、廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持った人材、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献などを十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材の育成に取り組む。</p> <p>③ 3R による循環型社会づくりを推進するため、地方公共団体の取組の加速化や幅広い関係者との連携体制の構築・高度化を図る 3R 推進全国大会を開催する。また、3R 活動推進フォーラムやリデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間の 3R 関連団体との連携を図る。</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 改正容器包装リサイクル法において、レジ袋等容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱し、推進員により容器包装廃棄物の排出の状況・排出抑制の取組の重要性に関する啓発、消費者への指導・助言等を行いました。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】産業廃棄物処理業者の資質の向上に向け、従事者の技能レベル把握や向上のための技術方策の検討、研修教材の開発等を実施しました。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 3R の推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」(主催:リデュース・リユース・リサイクル推進協議会)の開催を引き続き後援し、内閣総理大臣賞の授与を支援しました。【農林水産省】【経済産業省】【環境省】</p> <p>(2) 環境省は、市民・事業者・行政のパートナーシップを活用した 3R の優れた取組 1 件に対して環境大臣賞を贈りました。【環境省】</p> <p>(3) 循環型社会の形成の推進に資することを目的として、2006 年度から循環型社会形成推進功労者表彰を実施しています。2019 年度の受賞者数は、6 団体、6 企業の計 12 件であり、「第 14 回 3R 推進全国大会」式典において、表彰式を行いました。【環境省】</p>	<p>①の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 容器包装廃棄物排出抑制推進員 (3R 推進マイスター) が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を継続支援します。【環境省】</p> <p>②の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 【再掲】引き続き、資源循環産業の担い手育成・確保のための取組を行っていきます。【環境省】</p> <p>③の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、表彰事業等により、農林水産業・食品関連産業における 3R 活動や地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みます。【農林水産省】</p> <p>(2) 引き続き「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」の開催を後援し、内閣総理大臣賞等の授与を支援します。【農林水産省】【経済産業省】【環境省】</p> <p>(3) 2020 年 10 月には、「第 15 回 3R 推進全国大会」を開催自治体及び 3R 活動推進フォーラムを共催し、イベントを通じて 3R 施策の普及啓発を行います。引き続き、循環型社会形成推進功労者表彰及び 3R ポスターコンクールを実施します。【経済産業省】【環境省】</p>

<p>④国民に向けた直接的なアプローチとして、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとした Web サイト「Re-Style」(http://www.re-style.env.go.jp)を年間を通じて運用し、若年層を中心に、資源の重要性や3Rの取組を、サブカルチャーなどと連携した新たなコンテンツを通じて発信し、意識醸成や行動喚起を促進する。また、同 Web サイトと連動したイベント「Re-Style FES!」を全国各地で開催することで、直接地域へアプローチし、3Rの認知向上・行動喚起を促進する。</p> <p>⑤(再掲)民間企業と連携した取組として、「3R推進月間」(毎年10月)を中心に、多数の企業が参加した消費者キャンペーン「選ぼう!3Rキャンペーン」を全国のスーパー、ドラッグストア等で実施し、3Rの認知向上・行動喚起を促進する。また、企業との新しい連携体制として、Web サイト「Re-Style」を通じて相互に連携を図る「Re-Style パートナー企業」を構築し、恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する。</p> <p>⑥循環型社会に向けた普及啓発を促進するため、引き続き3Rに</p>	<p>(4)2019年10月には「第14回3R推進全国大会」を新潟市及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通じて3R施策の普及啓発を行いました。同大会式典で環境大臣表彰を行う、3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約5,500点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献しました。【環境省】</p> <p>(5)農林水産省表彰事業「食品産業もったいない大賞」を実施し、食品リサイクルやフードバンク活動で顕著な実績を挙げている者に対して、農林水産大臣賞等を授与するとともに、取組内容の周知により、農林水産業・食品関連産業における3R活動、地球温暖化・省エネルギー対策等の意識啓発に取り組みました。【農林水産省】</p> <p>(6)経済産業省は、リサイクル製品の製造や、生産活動における3Rの取組として1件の経済産業大臣賞を贈りました。【経済産業省】</p> <p>(7)さらに、新たな資源循環ビジネスの創出を支援している「資源循環技術・システム表彰」(主催:一般社団法人産業環境管理協会、後援:経済産業省)においては、経済産業大臣賞1件を表彰しました。【経済産業省】</p> <p>(8)各種表彰以外にも、3R推進ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを3R推進月間中に行いました。【経済産業省】</p> <p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1)参加型行動促進イベント「Re-Style FES!」を全国で開催しました。「Re-Style FES!」では、地方の大型イベントと連携して、来場者の方々に資源の大切さと3Rの考え方などを理解していただく企画や、ステージライブなど行いを行い、3Rの認知向上・行動喚起を促進しました。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1)【再掲】国民に向けた直接的なアプローチとしては、「限りある資源を未来につなぐ。今、僕らにできること。」をキーメッセージとしたウェブサイト「Re-Style」を年間を通じて運用しています。同サイトでは、循環型社会のライフスタイルを「Re-Style」として提唱し、コアターゲットである若年層を中心に、資源の重要性や3Rの取組を多くの方々に知ってもらい、行動へ結びつけるため、歌やダンス、アニメや動画等と連携した新たなコンテンツを発信しました。【環境省】</p> <p>(2)【再掲】同サイトと連動して、3Rの認知向上・行動喚起を促進するイベント「Re-Style FES!」を全国7か所で開催したほか、「3R推進月間」(毎年10月)を中心に、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう!3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開しました。また、企業との新しい連携体制として、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を拡大しました。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p>	<p>④の取組については次のとおり。</p> <p>(1)参加型行動促進イベント「Re-Style FES!」を全国で開催します。「Re-Style FES!」では、地方の大型イベントと連携して、来場者の方々に資源の大切さと3Rの考え方などを理解していただく企画や、ステージライブなど行いを行い、3Rの認知向上・行動喚起を促進します。【環境省】</p> <p>⑤の取組については次のとおり。</p> <p>(1)【再掲】情報共有の一つの手段として、インターネットを利用し、若い世代に対して恒常的に周知徹底を図るため、ウェブサイト「Re-Style」を運営し、循環型社会形成に関する最新データやレポート等の掲載、第四次循環型社会形成推進基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図ります。また、SNSを活用し更なる情報発信の効率化を行います。【環境省】</p> <p>(2)【再掲】引き続き、多数の企業等と連携した3Rの認知向上・行動喚起を促進する消費者キャンペーン「選ぼう!3Rキャンペーン」を全国のスーパーやドラッグストア等で展開します。また、企業と連携体制として、同サイトを通じて、相互に連携しながら恒常的に3R等の情報発信・行動喚起を促進する「Re-Style パートナー企業」を拡大します。【環境省】</p> <p>⑥の取組については次のとおり。</p>
---	---	--

<p>関係する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を作成し、関係機関に配布するほか、3Rに関する環境教育に活用するなどの一般の求めに応じて配布を行う。また、3R政策に関するウェブサイト (<a href="http://www.meti.go.jp/policy/recycle/">http://www.meti.go.jp/policy/recycle/</a>) においても、引き続き取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施する。</p> <p>⑦食品ロス削減に向けて、関係府省が連携し、消費者に食品ロスの現状や課題等の情報を分かりやすく伝え、消費者の理解が深まるように普及啓発活動に引き続き取り組む。</p> <p>⑧（再掲）環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。</p> <p>⑨環境教育等促進法に基づく「体験の機会の場」の拡充を通じて、国民の循環型社会に対する理解や意識変容等を促進する。</p>	<p>(1) 3Rに関する法制度やその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック2019」を4,300部作成し、関係機関に配布・3Rに関する環境教育に活用するなど、一般の求めに応じて配布を予定しており、12月中に発刊予定です。同時に、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介の他、普及啓発用DVDの貸出等を実施しています。<b>【経済産業省】</b></p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 食品ロスの現状、食品ロス削減に向けた政府の体制等及び食品ロス削減に向けた取組について、「食品ロス削減関係参考資料」を更新しました。<b>【消費者庁】</b></p> <p>(2) これから食品ロス削減に取り組もうとする消費者等への参考として、すでに食品ロス削減に取り組む自治体、民間および生徒・学生の事例を消費者庁ウェブサイトに掲載しました。<b>【消費者庁】</b></p> <p>(3) 食品ロス削減啓発リーフレット、冊子、ポスターを作成し、自治体や学校など希望に応じて配布しました。<b>【消費者庁】</b></p> <p>(4) クックパッド「消費者庁のキッチン」で食材を使いきるレシピやリメイクレシピを掲載し、配信しました。<b>【消費者庁】</b></p> <p>(5) 10月の食品ロス削減月間に併せて、2019年10月2日に環境省、毎日新聞社主催「食品ロス削減シンポジウム」を開催し、食品ロスの現状や国の取組についての講演および有識者、料理研究家、ごみ清掃関係者を交えたパネルディスカッションを通じて消費者における理解の促進を図りました。<b>【環境省】</b></p> <p>(6) 2019年10月26日に仙台、大阪、福岡の3都市の商業施設にて、食品ロス削減に向けた家族向け啓発イベントを開催しました。<b>【環境省】</b></p> <p>(7) 2019年10月30日、31日に徳島県、徳島市及び全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の主催、消費者庁、農林水産省および環境省の共催により、「第3回食品ロス削減全国大会」を徳島市で開催しました。<b>【環境省】【消費者庁】</b></p> <p>(8) 消費者の体験を通じた食品ロス削減の理解の促進および行動変容のためのイベント等の開催支援を行いました。<b>【環境省】</b></p> <p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) <b>【再掲】</b>環境教育等促進法に基づく人材認定事業等登録制度、環境教育等支援団体指定制度、体験の機会の場認定制度の運用を通じて、環境教育等の指導者等の育成や体験学習の場の確保等を図りました。また、同法に基づく基本方針（平成30年6月閣議決定）を踏まえ、持続可能な社会づくりへの主体的な参加意欲を育むための体験活動の促進に向けて、グッドプラクティスの発信等により体験活動の場や機会の充実を図りました。<b>【環境省】</b></p> <p>(2) <b>【再掲】</b>文部科学省との連携協力により、環境教育・環境学習の指導者に対する研修（環境教育リーダー研修）を実施しました。<b>【文部科学省】【環境省】</b></p> <p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 「体験の機会の場」認定事業者による「体験の機会の場」研究機構</p>	<p>(1) 引き続き、冊子や当省のウェブサイトを通じて、幅広く3R政策の普及啓発に係る取組を行っていきます。<b>【経済産業省】</b></p> <p>⑦の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 食品ロス削減に向けて、関係府省が連携し、消費者に食品ロスの現状や課題等の情報を分かりやすく伝え、消費者の理解が深まるように普及啓発活動に引き続き取り組みます。<b>【環境省】【消費者庁】</b></p> <p>⑧の取組については次のとおり。</p> <p>(1) <b>【再掲】</b>引き続き、環境教育等促進法に基づき、あらゆる場で、多様な主体が連携して行う環境教育等を推進します。また、同法の基本方針に基づき、循環型社会の形成を含めた持続可能な社会づくりに主体的に参加する意欲を育むための体験活動を促進する必要があります。<b>【環境省】</b></p> <p>(2) <b>【再掲】</b>引き続き、環境教育のリーダー研修を開催していきます。<b>【文部科学省】【環境省】</b></p> <p>⑨の取組については次のとおり。</p> <p>(1) 引き続き、環境教育等促進法に基づく基本方針を踏まえ、「体験の</p>
---	--	--

<p>⑩学校教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を一層推進する。</p> <p>⑪環境教育の教材として活用できる、環境を考慮した学校（エコスクール）の整備を推進する。</p> <p>⑫（再掲）SDGs や新しい学習指導要領等を踏まえ、地域の多様なステークホルダーとの協働により、環境問題を含めた地球規模の課題を自らのこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動を起こすことのできる持続可能な社会づくりの担い手を育む教育である ESD（持続可能な開発のための教育）を推進する。また、ESD の視点を取り入れた環境教育を地域で推進するリーダーの育成に努める。</p>	<p>と同法に基づく協定を締結し、体験の機会の場の拡充のための取組を進めました。また、環境教育等促進法に基づく基本方針において、「体験の機会の場」の認定促進を図ることとしたことを踏まえ、「体験の機会の場」を積極的に活用することにより、国民の循環型社会に対する理解や意識変容等を促進するための環境教育を推進しました。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。 （１）環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、2019年・2018年度の環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）協力校として、全国12校を指定しました（第13期目）。【文部科学省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。 （１）関係各省と連携協力し、学校設置者がエコスクールとして整備する学校を「エコスクール・プラス」として認定。2018年度には55校、2019年度には47校を認定。認定を受け、一定の条件を満たす事業には施設整備費の単価加算など支援を実施しました。【文部科学省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。 （１）【再掲】全国各地域に1,116校存在するユネスコスクールを持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点として位置づけ、ユネスコへの加盟申請、活動支援、情報収集・発信、全国大会の開催によるネットワーク形成等を支援しています。【文部科学省】 （２）【再掲】地域の多様なステークホルダーとの協働による様々な取組や学校教職員等を対象とした環境教育を推進するリーダー育成のための研修を行い、ESDの視点を取り入れた環境教育の推進を図りました。【文部科学省】【環境省】</p>	<p>機会の場」研究機構等とも連携した「体験の機会の場」の拡充を通じて、循環型社会の形成の推進に関する分野を含めた環境教育の場の充実に努める必要があります。【環境省】</p> <p>⑩の取組については次のとおり。 （１）環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）について引き続き支援していきます。【文部科学省】</p> <p>⑪の取組については次のとおり。 （１）引き続き関係各省と連携協力し、エコスクールの整備を推進します。【文部科学省】</p> <p>⑫の取組については次のとおり。 （１）【再掲】環境教育・環境学習はユネスコスクールの間でも特に関心の高い分野であり、引き続きユネスコスクール認定校数増加及び質の向上につながる支援に取り組んでいきます。【文部科学省】 （２）【再掲】引き続き、地域の多様なステークホルダーとの協働による様々な取組や学校教職員等を対象とした研修を通じて、地域において環境教育を推進するリーダーの育成に努める必要があります。【文部科学省】【環境省】</p>
--	--	--